

第九十六回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和五十七年三月三十日(火曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

三月二十九日

辞任 矢追 秀彦君

補欠選任 白木義一郎君

三月三十日

辞任

塚田十一郎君
藤田 正明君
白木義一郎君

補欠選任 岡部 三郎君
福田 宏一君
矢追 秀彦君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

河本嘉久蔵君

衛藤征士郎君

中村 太郎君

藤井 裕久君

穂山 篤君

塩出 啓典君

委員

岩動 道行君

大河原太一郎君

大坪健一郎君

岡部 三郎君

梶木 又三君

嶋崎 均君

鈴木 省吾君

土屋 義彦君

福田 宏一君

藤井 孝男君

藤田 正明君

赤桐 操君

國務大臣

内閣総理大臣 大蔵大臣

鈴木 和美君
丸谷 金保君
和田 静夫君
多田 省吾君
矢追 秀彦君
近藤 忠孝君
三治 重信君
野末 陳平君

政府委員

経済企画庁調整局審議官

大竹 宏繁君

外務省経済局長

深田 宏君

外務省経済局次長

妹尾 正毅君

大蔵政務次官

増岡 康治君

大蔵大臣官房日

高倉 建君

本専売公社監理官

水野 繁君

大蔵大臣官房審議官

水野 勝君

大蔵大臣官房審議官

西垣 昭君

大蔵省主計局次長

福田 幸弘君

大蔵省主税局長

垣水 孝一君

大蔵省関税局長

禰 徹映君

大蔵省証券局長

宮本 保孝君

大蔵省銀行局長

加藤 隆司君

大蔵省国際金融局長

大場 智満君

事務局側

常任委員会専門員

伊藤 保君

説明員

国土庁土地局次長

松本 弘君

外務省経済局外務参事官

佐藤 嘉恭君

厚生省環境衛生局乳肉衛生課長

瓜谷 龍一君

農林水産省食品流通局砂糖課長

岩崎 充利君

食糧庁業務部加工食品課長

五十嵐正男君

通商産業省基礎産業局非鉄金属課長

高木 俊毅君

建設省計画局宅地企画室長

黒川 弘君

建設省住宅局住宅政策課長

北島 照仁君

自治省税務局市町村税課長

杉原 正純君

本日の会議に付した案件

○国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河本嘉久蔵君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十九日、矢追秀彦君が委員を辞任され、その補欠として白木義一郎君が選任されました。

○委員長(河本嘉久蔵君) 国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田静夫君 法人課税についてお尋ねをするわけですが、税の専門家でいらっしゃる大蔵大臣に企業会計と税務会計とは原則的にどういう違いがあるのか、まず教えていただきたいんですが。

○政府委員(福田幸弘君) 企業会計と税務会計との関係ということでございます。これは法人税法はやはり企業会計の適正な処理を前提にしておりますので、関係はちろんあるということであろうと思います。

費用、収益の対応ということと期間計算をやるという意味で企業会計原則、商法が成り立っておりますので、やはり税法も原則的にはそれを受ける形でしようが、しかし、税は税でのまた立場があるということも言えると思います。法人税法の二十二条四項で、御承知のとおり、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて」、こうなっております。これは一般論でございます。

あと、税の方は税の立場でやはり判断を加える余地はあらうと思ふんです。これはそれぞれのやり問題ごとにあらわれてくると思ふんです。で、すべてが企業会計にそのまま従うという立場じゃなくて、それに合わせるのが原則であるけれども、税が判断を持つ分野というのがやはりあり得る。これは、私、外国の制度を見てましてそう思うんですが、企業会計でございますけれども、税の方

は税で別個の立場をとっている場合が多いというか、そういう国がまた英国にしてみてもそうです。一度減価償却なんか一回否認しちゃって、そして今度は企業会計とは別に税の方が判断を下すという伝統を持ってあるわけで、これはやはりそういう立場も税としてはあるわけですから、必ずしも一致するということではなくて、それと合わせながらも税は税の独自の判断をする場合があるというふうに理解いたします。

○和田静夫君　そうすると、こういうふうに理解しておいてよろしいですか。企業の利益から一定額を加減をして課税所得が出るわけですね。そこで問題は、企業利益を算出する企業会計に、いま言われたように、税法は基本的にはやっぱり依拠している、それはいいわけですね。

○政府委員(福田幸弘君)　基本的にはそういうことだと思えます。

○和田静夫君　そこで、法人税の転嫁問題なのですが、これは昨年の委員会で見次官とるやとりを私はいたしました。しかし、どうしても明確なお答えにはならなかったわけですね。それで問題点についてはすでにレクチャアをいたしましたけれども、たとえば、経営のモデルによりますと一〇〇%の転嫁があるという。このモデルに対しては学説は諸説ふんふんであることはよくわきまえていますけれども、資本が一〇〇%法人税を負担をしているという説は、そんなに多くはない。どれを読んでもそういう印象を受けるんですが、よろしいですか。

○政府委員(福田幸弘君)　これは昨年の五月二十六日の御質疑、御質問がございまして、相当詳しく従来の経緯の御回答をいたしております。これは私なりに検討をその後いたしておりますけれども、実証研究は、答弁ございましてけれども、やっております。

それは、私考えますのに、法人税の転嫁論というのをどういう形で取り組むか、これは各国ともそういう最近のデータございませぬし、その方法が確立されない状況にあるのは、経済状況が変わ

ってきておるといふ問題があると思ふんです。一般的に申しますと、伝統的な学説、これは法人への課税は利潤ですから、この前提は完全競争市場下において法人が利潤極大を目標としている限りは、もう一つは生産量も価格も変化がなければ、法人税は全額法人利潤、すなわち株主によって負担される、これは一般論だと思ふんです。その前提のところは、完全競争市場で利潤極大を目標としたという法人活動が自由に行われる、生産量も価格も変化しないという条件下においては法人が負担する、それは株主。これは法人の利益を通じて株主、これは原則だと思ふんです。したがって転嫁なし、これは一般的に言えます。

ただ、長期の場合にどうなるかと申しますと、法人利潤にかけますと、これはやはり投資の減少をもたらしというのをはやると思ふんです。長期的には、そういう形で転嫁が起こる。それは収益率の低下ということが資本の減少、それが生産の減少、生産価格の上昇と、こういう形で、また株主のみならず消費者へも転嫁が行われるというのが長期的にはやはり乗数効果という問題というか、そういう波及の仕方では長期には転嫁が起こっていく。

で、もう一つの問題、寡占による不完全競争市場というのがあると思ふんです。価格を支配しているような場合。そういうときには短期的にも転嫁が起こる。それは起こり得るわけですから、だからどういふ企業がどういふ課税を受けているかというところによってその辺の状況が変わるというところで、いままでの学説での実証分析が非常に抽象的なマクロを使っていますので、経済環境とか市場支配の企業との関係を抜きにしているような気が私はするわけです。ここでやはり景気の問題が非常に大事になるといふ感じがするわけ、これは景気の状態というのがますます実証的にあらわれた時期というの、物価が上がったおった時期というのと、それから高度成長の時期であったというふうなこともあれば転嫁がしやすいという状況になると思ふんです。いまのよう

な低成長みたいな時期における転嫁論、これは変わってくるという気がします。

したがって、高度成長のインフレ的な市場、しかもその間、市場の力関係からいけば転嫁がしやすい、マクロアップがしやすい、仕入れ価格にマクロアップして売れるという状況であれば転嫁しやすい。しかし、これが状況が変わってきて低成長になり市場が停滞してくる、消費力も弱いというときに課税されると、しかも法人税の負担が相当高い水準になっておるといふことになってくれば、これは転嫁ができないというのが実際の経営であろうと思ふんです。

ですから、そういう状況をやはり抜きにしませんと、価格決定の要因が左右される経済環境というもとの議論をする必要があるという気がします。いまのような停滞したときの法人税、しかも法人税負担が高いときにおいては転嫁しにくいというときの転嫁は、むしろ後転の問題が生じる。前転じゃなくて後転、後転の場合には後ろに転嫁するといふ意味ですが、これは賃金への転嫁、また原材料その他の仕入れに対する転嫁ということが起こり得るということが考えられます。

で、この転嫁論というものは間接税でよく議論されるんですが、間接税においても必ず転嫁されるという保証はない。しかし、これはいつも繰り返した御説明をしたと思ふんですが、法律が転嫁を予定しているかどうかという問題がやはり法律論として大事ですが、経済的にも大事な点であります。たとえば酒税で増税いたしましたも、公正取引委員会は増税した分についてのマクロアップ、その値段の上上げは認めてくれるわけです、便乗値上げは問題でございませぬけれども、そういう意味で、間接税の場合は転嫁ができることを前提にした税制になっていきます。ところが、法人税の場合には法人税上げたから、じゃ値段を上げると、一斉に上げるというふうなことはこれはあり得ない。やはり企業に課税されておるからと。あとはマクロアップ、値段を上げるときにはそれぞれの市場の関係であると。間接税も転嫁するといつても買

い手の方がつかなければ値段上げられないわけですから、その関係はよく似ておりますけれども、法制上は、その転嫁を予定しておるか予定してないかという議論に行きつく気がいたします。いろいろ申し上げましたが、いづれにしろこの法人の転嫁論というのは、経済環境、市場の力関係によって決まる問題が非常に大きなファクターであろうと思ふので、やはり法制上でそれを予定しておるか予定していないかという議論でこの直間という問題を整理するしかない。その場合、私は、直間というよりも直接税の中で所得税、法人税という言い方、間接税の中でも一般的な消費税と個別消費税と、こういうふうには分けた御議論の方がもっと突っ込んだ税体系論になつていくかという気がいたします。

○和田静夫君　私は、これは法人税が存在するかどうかという問題に結びつくと思ふので、昨年に続いて問題提起をしようと思つていふんですが、仮にも一〇〇%転嫁があった場合、いまお話がありましたが、前転であろうが後転であろうが法人税というものの存在はなくなってくる。消費税ないしは所得税ということになってしまふというふうに、ずっと短絡的に考えればそういうことになると思ふんです。

そこで、五十五年の九月の企業課税小委員会報告を読んだんですが、ここでは「部分的転嫁の可能性を前提とする」と、こうなっていますね。そうすると、部分的ではあるけれども、企業課税小委員会報告、税調は転嫁を認めたわけですね。認めているわけですね。そうしますと、何%あるかというところはわからないけれども、法人税の名目で取っている税金のうち、そういう名目で取っている税金のうち、所得税、消費税に回っているものがあるということになるんじゃないだろうか、そういう解釈は成り立たないだろうか。であるとする、厳密に考えてみますと、現在あれこれ議論をされている、後ほど確認したいと思ふんですが、昨日予算委員会で大蔵大臣は明確に直間比率四、六という考え方を明らかにされ

たようでありませうけれども、一〇%上げるといふ考え方を明らかにされたようですが、そういう直間比率の問題といふものはこれは変わってこざるを得ないだらう。いまちょっと主税局長の言外にはそういうことがあったのかと思うんですが、このところは大臣どうなんでしょうね。

○政府委員(福田幸弘君) 端的に言えば、税金を納めるのは国を構成している個人しかないということであらうと思います。

○和田静夫君 え、何……。

○政府委員(福田幸弘君) 国を構成している個人が払うわけですから、これは所得税と消費税と、こういうことにならうと思うんです。

しかし、法人税といふのは、やはりその最後に行き着くところはそこであつても、税制として見れば、法人といふのがあつて法人が企業活動しておると、これにはいろいろな法人に対する見方はあるでしょうが、法人に課税している以上、一時的にやはり法人税といふものがあると。それを転嫁論でずつと分解して、賃金に食い込むとか商品となつて消費税となつていくと、そこまでは二次的、三次的に分解することは、やはりその転嫁がはつきりしないといふ問題もありますし、税制論とすれば一時的に個人が払う税金、所得について個人が払う、個人の消費する消費税、それから法人といふものが経済活動をしている以上、それを課税対象とする以上は法人税がある。そこまででございまして、それがさらにどういふふうに分解されていくかがいろいろと今度は経済効果の問題になつてきますので、税制、法律論としてはやはり法人は法人課税と。しかし、法人については御承知のとおりそれが株主との関係では二重課税になるというやうなことを調整すべきかといふ問題は出てきますが、やはり法人税といふのはそれなりに独立した税目としてはあるといふところまで、その議論を今度は分解し切つてしまつて、法人税は間接税であるといふところまではいけません。

も後転にはあるわけですから、そういう意味でその転嫁がはつきりしないといふ問題と、一時的に法人が課税対象である以上はやはり法人課税といふことはありますが、法人に余りに期待した課税をしていくといふことは、やはり本来個人といふものが所得と消費に対して負担するといふところを抜かして、余りに法人を間接的に幾らでも負担が求めやすいといふのは欠点であらうといふ気がいたします。

○和田静夫君 私は、たとえば直間比率が七対三とかいろいろ言われるけれども、私がいま言ったやうな論理でいくと、どうもその数字自身も虚構のものにしかならぬだらうといふやうな感じがしてゐるんですけれども、私はやっぱりどうしてこの法人税の転嫁問題といふのは、もう少し、いま言われたやうに市場の原理、力関係などという論理について決してわからぬとはいひませんけれども、もっとやっぱり詰めていただく必要があるんじゃないだらうかといふふうに思ふんです。

それは、たとえば税調でもいま言ったやうに転嫁の可能性は認められてゐる。昭和三十九年には、いまの税調の会長代理でいらつしやる木下和夫さんは高い転嫁率があるとされてゐるわけですね、これは、明確に書いていらつしやる。わが国の推計の多くといふのは転嫁を認めてゐるわけですよ。これはもうどういふふうに言われても転嫁を認めてゐるところの説の方が多いいです。中には慶応大学の古田教授のやうに、二〇〇%転嫁率といふやうなことがある。二〇〇%転嫁率といふやうな、非常にこれ興味深い推計に基づく論文でしよう。私は、そういう意味ではやはりいろいろのファクターはありますが、そのファクターをもとにしたがらやつぱり大蔵当局はもっと理論的にも煮詰める必要がある問題だと、こういうふうに思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(福田幸弘君) もう一度基本に戻つて考えますと、国民経済計算上の分類といふのがございませう。直接税、これは所得から支払われるもの、間接税は生産コストの一部となるもの、こ

うなつておるわけです。税制から見ましても、所得税、法人税は所得から払われるといふことで、それから、その法人税が経費にならない、コストにならないといふのが最大のやはりポイントであらうと思ふんです。別の、税源の把握方法ということからも、直接税は所得及び財産を課税標準とする、間接税は所得及び財産の存在を間接的に推定するとか、それから今度は、課税物件の経済的性質による分類といふ際も、直接税は所有または生産にかかると、間接税は消費にかかると。いづれにしても、所得から払われるのが法人税及び所得税ですから、特に法人の場合これが事業税みたいな経費にならないといふところがやはり基本的な違つたところがある。

それから、御指摘のこの問題は今後ともわれわれも関心持っていますので、今後中長期的な問題として法人に余りに負担をかけていくといふことがいかにいかに観点もございまして、所得税、消費税といふものとのやはりバランスのとれた税制といふ意味では、法人課税の本質を調べるというところは大事だと思ひます。

それから、法人の場合、日本に百四十万あるのに半分赤字だといふ際の、この法人といふものにもいろいろあるといふ問題を抜きさしやいけないと思ふんです。ですから、同族法人といふやうなものの上場されてゐる法人、この辺でやはり法人といふものをどう考えるか、その辺も含めまして今後検討したい、こう思つております。

○和田静夫君 ぜひ私は検討をされてしかるべきだと実は思ひます。

有効で科学的な推計方法がたとへばないからといって、済まされる問題ではないといふことを諸論文を読みながら私はそう思ふんです。

大臣、たとえば非常にこの問題で有効な推計がないといふことを前提にして考えると、それでは一体スタグフレーションといふのはなぜ起こるのだらうか。スタグフレーションといふのも定説があるのだらうかといふことをちょっと考えてみました。しかしスタグフレーションといふものにも

し学説的にも定説がないにしても、これに対応をせざるを得ない。スタグフレーション対策といふものは立てなければならぬといふことを思うと、学説に定説がなければ、万人が、すべての人が納得することができる、そういう定説がもしなくても、定説がなかったら一歩も政策が進まない、何もできないといふことになるという論理に私はならないと思つていますがゆゑに、この問題は実はひどいようですが取り上げ続けてゐるんです。

この法人税転嫁問題といふのは、二十年もすでに論議が続いてきてゐる問題でもありますから、いま主税局長かなりはつきりと今後の問題について述べられましたので、とにかく税調が部分的な転嫁の可能性を認めただけですから、その前提の上に立てば作業ができないはずはない。そういう意味で税調でも早急にこの問題についてはもう少し科学的といひますか、何か努力を続けてもらいたい。これを大臣ひとつ。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 法人税転嫁説といふのはございまして、いま主税局長が言つたやうに、ではどれぐらゐのものを転嫁しているのかといふことになると、実際はよくわからない。原則的に言つて、法人税が損金に認められることによつてそれがコストに入るといふやうなものならば転嫁されてゐるといふことは言えるでしょう。たとえば事業税のやうなものも一種の法人にかける税金ですけども、こういうのはコストに認めるといふことになれば、こういうものは転嫁されるでしょう。

それから、交際費なんといふのは一体どうなんだと。これはコストに入つてゐるのだけれども、法人税をある一定以上全部かかれますよ。かけられても使う交際費は使つてゐるから、税金で法人税取られてゐるものもコストに入れるものの中にはあるわけですね、当然。しかし、原則的には法人税はコストには入らない、所得の中から払われるというのが原則ですね。法人税といふと、納められたものでも実態的に部分的に転嫁さ

れているものはあるかもしれない。そういうものはしかし全体としてはそんなに大きな数字にならないんじゃないかというように私は思っております。

したがって、私は、要するに原則的に見て、直接所得の中から支払われて、それでそれがコストに入らない、経費に落ちないというように法人税は、やはりこれは所得税と同じように直接税の一つの大きな枠の中で計算してもいいんじゃないか、そう思っております。

○和田静夫君 この検討は、大臣、いま主税局長検討するということをおっしゃっているわけですが、税調検討でこの転嫁問題についてもっと煮詰めた作業をあなたの方には要請をしますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) もちろん、そういう御提案があったわけですから一緒に検討したいと思っております。

○和田静夫君 次に、減価償却についての特例措置ですが、法人税法の施行令第五十七条に「耐用年数の短縮」というのがあつたわけですね。その中に第三の事由として、陳腐化資産の特例があるわけですね。

国税庁、過去五十年間の承認件数をまずお知らせください。

○政府委員(吉田哲朗君) ちょっと私、ただいま正確に御質問の意味を知り損ねましたが、法人税法施行令六十条の二の「陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例」の承認件数ということですね。

○和田静夫君 施行令第五十七条の「耐用年数の短縮」があるでしょう。その中に第三の事由として、陳腐化資産の特例というのがあるでしょう。

○政府委員(吉田哲朗君) 承知いたしました。

過去五年間の件数を申し上げますと、いずれも件数はわずかでございまして、年度別に申し上げますと、五十一年度で一件、五十二年で七件、五十三年で二件、五十四年度三件、五十五年四件、こういうふうな件数になっております。

○和田静夫君 そこで、いま言われたように、五

十一年度がこのいたいたのでも一件しかないわけですね。これはこの陳腐化の申請というのはどういうような設備が多いんですか。ちょっと例示できますか。

○政府委員(吉田哲朗君) 実は、件数が比較的多くないこともございまして正確にはとらえておりませんけれども、一般的には資産が現実旧式化しまして、使用によつてコスト高、生産性の低下など、採算が悪化するというのが見込まれる。それから、おのおの資産の使用可能期間が本来の耐用年数に比べて一割とか二割とかかなり短くなるというものをやっておりますが、計数的に十分把握しておりませんけれども、現場の国税局の感じを聞いてみましたところ、かなり変化ありまして、いわゆる大法人も中小法人もそれぞれあるというふうな感触を得ております。

○和田静夫君 私が言いたいのは、最近技術革新のテンポが非常に速まってきている、そういうふうなことを理由にして加算償却を行つていくべきであるという議論がぼつぼつ出だしてまいりますね。この陳腐化の認定がかなりむづかしいと思ふんですけれども、税制上からいってこの加算償却制度の導入というのは困難があるのかというふうに考えますけれども、この点は主税局でしようかな、どういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(福田幸弘君) 加算償却制度としては、特別措置で認められているものがございます。これは各機械の政策的な重要性から特別償却という形で加算償却をやつておると、こういうことであると思ひます。本法の方で定率法がございしますが、これも、ある意味では定率法に比べれば加算的なもので、外国では、定率法というのは一種の特例として優遇措置に見られておりますけれども、日本の場合には定率法が本法にあつて、さらに初年度償却、割増し償却ということと租税特別措置にありまして、おっしゃつておるような加算償却ということの政策的なものは特別措置の中で個々の判断が行われておるといふふうに考えますので、本法的なものでさらに一般的な加算

ということとは、これは考えるのには適當でない。主要産業種別の減価償却率というのがございまして、国際比較があるんですが、これを全産業で見まして一〇・九〇％、これは一九七八年度ですが、分母に有形固定資産期末簿価と有形固定資産減価償却額の合計額を置いて、分子に有形固定資産減価償却額を置いて計算した割合が一〇・九〇％、アメリカは一〇・三四％、西ドイツは一六・七〇％、これはわりと高いですが、フランスが一・九七％、これは全産業が実際やつておる償却でございまして。そういう意味で、平均的なところで償却が行われておりますので、さらにそれを税法上でもっといふふうなことは必要ではないというふうに考えられます。

○和田静夫君 大臣、衆議院の委員会でも、赤字の法人に対しても収益的見地から課税するという方針を述べられたという報道を見ましたが、その問題に関連してちょっとお尋ねをしたいんですが、法人税法の第八十一条に欠損法人への欠損金の繰り戻しによる還付というのがあるんですが、まず国税庁に尋ねますけれども、これによる還付金額はトータルではどれぐらいなんですか。

○政府委員(吉田哲朗君) 法人税の欠損金の繰り戻しによる還付金額は、年度によってかなり変化がございまして、五十二年から五十四年度ぐらまではおおむね六百億円程度でございましたけれども、昭和五十五年事務年度は若干高くなりまして、八百二十三億円ということになっております。

○和田静夫君 そこで大臣、欠損法人への課税を検討されるに際して、同時にこの問題も私は検討されるべきだと思つてゐるんですが、いかがですか。

○政府委員(福田幸弘君) 欠損金の繰り戻しと繰り越しというのは、一緒になった制度であらうと思ひます。法人の利益の平準化、これはグリーン・コンサーンで一応やつておりますので、日本の場合、青色申告書を出した事業年度の欠損金というものは五年間の繰り越しが認められますし、欠

損金については一年間の繰り戻しができると、こうなつてゐます。

ちょっと時間がなんですが、アメリカの場合は三年間の繰り戻し、自後は十五年間にわたつて繰り越し。英国もこれは直前の事業年度に繰り戻し、それから無期限に繰り越しということですね。西ドイツは、直前期に繰り戻しがあつて五年間の繰り越し。それからフランスが、これは繰り戻しがなくて自後五年間、イタリアも同じ。カナダは前年に繰り戻して五年間繰り越し。大体一年間繰り戻して後五年間繰り越すというふうなことで、欠損を平準化していきながらその企業の継続経営を考へるということはそれなりに理由がある、税制もそういうことを取り上げておるといふことであらうと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私が欠損法人の課税と言つたのは、こういう意味なんです。住民税等のいわゆる法人税制、これが非常に細かいものは一万未満とか一万でもいいかもしれないが、非常に少ない。法人でも莫大な正味財産を持つておつて当年度利益が出ないというふうなものもございまして。しかし配当はやる、前からの積立金等を取り崩して配当しているというのがあります。そういうふうなものについて、現在の法人税制というのが余りに少ないんじゃないかと、何千人とか何百人とかという人を抱えたり、いろんなことで社会的に貢献しているかもしれないが、また逆に公共のいろんな便宜を受けているという場合もあるわけでありまして、法人税制というものは実態に比べていまいちももう少し高くてもいいんじゃないだろうかという感じで申し上げたわけであつて、欠損法人に課税する、法人税のような課税をするということをおっしゃつたわけではないのでござい

○和田静夫君 還付金との関連でちょっと一つだけ聞いておきますが、五十四年度の決算で電力会社はどこでも大幅な欠損を出したわけですね。この欠損に対して巨額な還付金が払い戻されてゐるわけですね。たとえば東京電力の損益計算書を見て

みますと、百二億四千三百万円が還付されたと言
いてあるわけです。国税庁、この損益計算書にあら
われた還付金は何を根拠にしていますか、こ
れ。

○政府委員(吉田哲朗君) ただいまの先生の御質
問、還付金は何を根拠にしているかというような
御質問だったので……

○和田静夫君 レタチュアのときにはこはちよ
うと……、後から思いついたものだから、入れて
ないんですが、非常に一般的なことから別にす
ぐ答えられると思って……

○政府委員(吉田哲朗君) 根拠と申されますとち
よっとわかりかねるのでございますけれども、い
まのその個別の事案は私も十分把握しておりま
せんけれども、もちろん……

○和田静夫君 たとえば、五十四年度における東
京電力の百二億四千三百万円らしいの還付金はど
ういう計算なんですか、これ。欠損額はずつと出て
いますけれどもね、大幅な。

○政府委員(吉田哲朗君) 個々の会社の欠損の中
身、いま私ここでどういう内容のものか申し上げ
ることでございせんけれども、いずれにしても申告
書の内容は十分チェックして税法に従って適正に
処理しているはずだと信じております。

○和田静夫君 それを疑って言っているんじゃない
んです。

○政府委員(福田幸弘君) いまの、算式というこ
とで申し上げますと、還付される法人税額のやり
方は、所得のあった事業年度の法人税額に、掛け
る分母が所得のあった事業年度の所得金額、それ
から分子が欠損事業年度の欠損金額、イコールの
還付税額ということで案分して計算するといふこ
とであります。

○和田静夫君 これは少し後ほど論議を続けたい
と思います、きょうのことじゃありませんが。

法人税の引当金について伺いますが、貸し倒れ
引当金の法定繰入率ですね、これは若干引き下げ
たわけですが、その理由は何かですか。
○政府委員(福田幸弘君) 貸し倒れ引当金、これ

は評価性引当金ということですから、貸付金を適
正に資産としてバランスシート上計上するために
は、やはり貸し倒れの損失を見込んで控除項目と
するということでございます。ところが、それは
どのぐらいが適当かという問題になってきます
と、これは見込みの問題でございますが、従来あ
ります法定繰入率というものをまず前提にし
まして、やっぱり実績との間に開きがある。

どこまで開きがあらうかという問題は、前
回何か御質問があったように記憶するんです
が、非常にその幅については、余り幅があれば利
益留保になりますけれども、また経済環境等では
そこが余り厳しい問題でございます。そういうこ
とでそこを二割カットする。前回も二割カットし
たかと思うんですが、それを二年間にわたってや
るということで圧縮をしていくということをやっ
ておるわけです。その後の開きのところは、平均
でございますので、法定よりも悪いところがある
というのもございます。ばらつきがあるわけであ
れども、その辺のある幅をもって引き当てませ
んとすると引当金の意味がなくなってしまう
から、引当金がなければあと実績でやってい
けばいいわけですが、実績で落とすといふこと
というのでは期間計算としてはやはり平準化で
きない。

そうしますと、やはりここがござりますの
で、引当金という幅があるといひますか、そ
ういう形で法定率というもので評価をするとい
うことで、そこは余り開いてはいけなないのでそこ
を縮めておる。余り縮めてしまったら意味がなくな
ってしまふという問題で、特に経済環境を見な
がらその辺をやはり行政的な判断を加えるといふ
ことであらうと思ひます。

○和田静夫君 そこで、法定繰入率が、いま言わ
れた貸し倒れの実績率となお相当乖離している。
そういうことは、現行の税務会計の上においてこ
の貸し倒れ引当金は評価性引当金に純化されてい
ないということをお認めになつていふといふ
に私は解釈するんですが、これはいかがでし

う。
○政府委員(福田幸弘君) 貸し倒れ引当金自体は
評価性であらうと思ひます、これは。債務性では
ございせんから。それから計上の仕方でも左側
で、資産から控除するということになっていま
すから。

ただ、そのところの法定繰入率というのが適
当かという問題で、これはやはり見直しはやって
いくというところの問題だらうと思ひます。そう
いう意味で過大引き当てではない。しかし実
績そのものであつては、引当金制度という法定率
による一括処理をしていくものにもなじまない、
まあ業種別でやっておりますけれども、これはい
ろいろ、われわれ数字を見てみたんですが、御承
知のとおりに実績の率が、これは五十二から五十
五の四年間の平均でございますから、それとの比
較でいきまして現行では二、三倍の、四倍まで至
るものもあつますが、三倍か四倍の開きがある。
これはやはり開き過ぎておるといふ気がしますの
で、これを先ほどのように圧縮したということ
です。

もう一つ、御指摘あつたものですからまた調べ
てみて、その辺の、実際に貸し倒れがあつて、平
均が実績をうなつておるといふても、貸し倒れ全
然ないものとか、法定繰入率までで実際終つて
いるもの、しかし法定繰入率をオーバーしている
ものもあるわけでございますね。それをずっと見
てみましたが、やはり法定繰入率をオーバーする
というものがやはり、これはちょっと公表資料と
してはいたしておりませんが、御見ますと、一
〇%がやはり法定率をオーバーしておる。こうな
りますと、それは実績を選べばいいんじゃないか
と、こう言つても、企業から見ればやっぱり一定
率でやっていく方がいひわけですね、こういう引
当金制度をとつていふ以上は。実績率だけでい
けば、それはもう毎年変動しますから、期間計算の
意味がないんで、そういう意味で引当金で評価性
であるとともに費用、収益の対応という問題を同
時に処理していただきますから、そういう意味では評価

性であることが、同時にそういう期間計算に役立
つておるといふ意味では、その率というものがや
はりその観点から決められるということであると
思ひます。いまのように法定率を上回つてい
るものが相当ある。金融、保険業なんかは相当また
高いんですね。非常に開きが、二、三倍と、こ
う言つておいても、貸し金業あたりになると非常に
そこがまた大きくなつていふ。

そういうことを考え合わせれば、もう平均率で
あるアローアンスをとるといふことしかない。し
かし圧縮はしたい。しかし、経済環境がよくな
いので非常にドラスチックにそこをすべきで
はないということ、非常にまた大変な企業もあ
るかもしれないが、そのときには実績率の選択
もできるということをお願いしておるわけであ
ります。

○和田静夫君 これは私全くわからないから聞い
ていふんですが、会計学者の多くのものを読んで
みますと、ちよつとやっぱりニュアンスが違ふん
ですね。貸し倒れ引当金を評価性引当金として考
えるのであつたらば、発生原則はきつめて厳格
に押さえるべきである、こういうのがどうも学説
としては私は強いと思ひます。

いま局長は、言つてみれば実績と繰り入れ率と
の間に一定の幅といひますか、幅と言へば語弊が
あればゆとりを持たせるべきだと、こういう御説
にいまのところ、いろいろの要件を考えながら
そうだと、こういうことを言われるわけですね。
そうすると、会計学の説とは食い違つていふとい
うことはお認めになるのですか。

○政府委員(福田幸弘君) 別に食い違つていふ
とは思ひません。やはり引当金制度を設けておる
ときに率をどう決めるかという、その率の決め方
の問題でございますから、これはやはり評価と言
つてみましても、将来発生すると見込まれる貸し倒
れ損失を引き当てるわけですから、その貸し倒れ
損失というのは偶発性を持つていますし、その発
生額のぶれがあるわけでありまして、将来の発生額をまた
ものびしやりといふことは、将来の発生額をまた

予測するわけにいきませんから、そういう意味でこの種の将来の貸し倒れ損というものを引き当てる際にはある一定率でやっていくという制度自体はおかしくない、こう思うわけであります。

○和田静夫君 国税庁、ちよつとこのことで承りますすがね、実際の会計事務としてはこんなふう
に、これは大臣の方が詳しいかもしれません、
処理されているんでしょう。これは私も素人です
がね。

つまり、貸し倒れの実績がこの法定率を上回るときは実績によって選定する、まあ局長のさつきからのいろいろ答弁の中にもあるように。そうすると、逆にこの貸し倒れ実績が法定率を下回るときには法定率によって処理する。つまり大きい方を選択する。これは実務はそういうふうになっているんですね。

○政府委員(吉田哲朗君) いまの扱いは、法定の率によるかあるいは過去三年間の実績の率によるか、いずれかを選択できると、こういうようなこととでやっておりますと、こういうことです。

○和田静夫君 つまり大きい方を選択するというだけでもって実務は横行をしている。これは私の調査は間違っていないと思うんですけれども。

ということは、次期に貸し倒れが実際にあろうがなからうが、また極端に表現しますと、全く貸し倒れが予測されなくても引き当てられる引当金である。これは局長、そうですか。

○政府委員(福田幸弘君) これは、評価性と繰り返しておりますのは、今後のやはり発生を見込んで評価するわけですから、評価というのはやはりそこに主観的な要素というが、それは客観的なものでチェックしなきゃいけませんけれども、そういう平均的なものが長期的になければ引当金制度は成り立たないわけで、そこが余裕があると見るかどうかの問題ですけれども、引当金で、それで損金の方を平準化して収益に対応させるという制度を考えれば、これ自体は、その損が出ればそれは損で落としちゃうわけで、余っちゃえば利益に戻るわけですから、そのところで、これは減

価値却と同じ問題だと思わんですね。

ですから、このところですと留保しつつ放しのものではないわけで、会計手法としては、制度としては正しい。評価性ではある。評価であるだけに、損失を見込むというところは平均的なものを使うということであろうと思います。

○和田静夫君 私は、評価性引当金とこの場合
言つても、これはいま言われた減価償却引当金と
は全く性質は異なるものであると言つてよい。少
なくとも異質である。これはそういうことでし
やう。

○政府委員(福田幸弘君) ちよつと、それは減価償却の方も評価性なんです。そういう意味では同じだということを申し上げたんですが、計算手法はそれは変わったことになりますけれども、いづれにしても貸し倒れ引当金を税法でどう処理するか、いろんなこれは見方があるわけです。外国では、これはまた外国ばかり言うのです。

が、貸し倒れには非常に厳しいんです。個別法をとっておるんですね。個別法ですから引当金は成り立たない。ところが、金融業については日本より緩い引当金をとっておるんです。で、この辺はもう政策判断でございまして、日本の場合のよう

に中小企業も相当あるというようなところで引当金制度という会計になじませるということであれば一律処理でやっていく。個別法で一々当たるということよりも平均的な率で繰り入れさせるやうに方を青色申告として定着させていく、企業会計と

してそれを税法が認めていくということもこれは政策判断でして、余りにそこが開いてはいけなというの、利益留保的なものが入ってきますから、そこところは圧縮しておるというのが今回の提案で、今後どうするかはやはり景気環境とかの

また、非常に金融機関その他も同じなんですが、これは余り締めますと、今度は、いつも繰り返すんですが、非常に売り先を選ぶ、または担保を要求する、選別をするということで、弱いところからはじき出されていくわけです。ですから、あ

る程度の幅を持った経営がやれるということのためには、いまの水準というのはいまの環境では適当であらうと思うんです。今後またどうなるかは見直しを常時やっていくということでございましょう。

○和田耕夫君 実は、このところ私はもう非常に
に試行錯誤しているんですが、あなたの先達であ
る泉亭売公社総裁の著書「税法文の読み方」、こ
れまあ大蔵からお見えになったときも、これ読み
ながら私の説できょうの質問を構成すること
の話はしたんですが、「もともと、引当金のうちで

も、たとえば、貸倒引当金については、本来ならその企業としての過去の貸倒れの実績等からみて必要な範囲の金額を引当金としてもつておれば十分なはずであるが、税法上では、後述のように、業種別に期末貸金額に対し一定割合までの引当金は損金算入を認めることとしており、その点では、引当金には全く利益留保の色彩がないとはい

えない。つまり、法定繰入率という限定額の設定というのは、利益留保性があるということなんでしょうね、この泉説。法定繰入率がある限り貸し倒れ引当金は評価性引当金に従って純化されない、そう考えているんですよ。

そこで、もう一度お聞きしたいんですが、貸し倒れ損失の発生する危険がほとんどない場合の貸し倒れ引当金は、免税引当金ないしは利益留保性引当金、そういう性格を持っているんじゃないですか。

○政府委員(福田幸弘君) 実績との差のところは、長期的に見てずっとその差があるということとであればそういうことであります。だが、いまのこの時点で開きがあつても、今後の損失というものがやはり企業活動をする以上はこれは見込まれるわけ

けで、相手方のある話ですから。ですから、ここに開きが現在あるから、これは利益留保だと割り切ってしまうわけにはいかないわけで、いま損がなくても損が生じ得るといふ経営がすべての企業活動ですから、そういう意味で、私は利益留保が常に前提になった評価性だといふことの先輩の御

意見はどうか、
こう思うのです。

その幅をどんどん圧縮していくということは必要ですが、余りにそこを圧縮したらもうこの制度は必要なくなるということで、この辺はやはり評価を適切にやるといふことを心がけて見直しを今回やつておる。一挙にやれない。また、それは経済環境では反対に見直す場合もあるということも含まれた見直しが常時必要であらうと、こう思います。

○和田勲夫君 局長の衆議院におけるところの論議などをずっと聞かしてもらって、貸し倒れ実績と繰入限度額の乖離についてさっきも言ったように、一定の余裕があった方がよいとお考えは明確なんです。中小企業を例示してそういうことを述べられる。中小企業には繰入限度額の特例が認められているわけですね。そうするとこれは

なお二年延長することですから、中小企業を例示して余裕があった方がよいというのは私は議論の筋がどうも違っているように思うんです、議論の筋が違う。資本金一億円未満の貸し倒れ引当金残高は九千七百億円で、全体の三割弱ではない、これは昭和五十五年ですね。そうすると問題は一億円を超える部分にある。

貸し倒れ引当金の性格論のまゝととしてお尋ねをいたしますが、今後さらに評価性として純化する方向で改正していくこと、そういうことを大臣どうですか、いわゆる評価性として純化をしていく方向ですね、そういう方向で何とか改正をしていく

いく、そういうふうなことは一体どうなんですか、これは。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 貸し倒れが起きれば損金、起きなければ損金にならない、原則はもうそのとおりなんです。これについては、しかしし

貸し倒れというのは平均的に見ると、一定の経験値の中で必ず起きていると、全体的には。したがって、そういうようなものはいつかは起きるのだから、あらかじめ過去の経験に照らして起きそうなものを引き当てさせるということから私は始まったと思うんです。

しかし、これは全体の問題と個々の問題がありまして、ある会社は同じ業種であっても貸し倒れが非常に少ないところもあるだろう。ある会社は多いものもあるだろう。また逆に、同じ会社であってもある年度では貸し倒れがたかさん出たが、ある年度では貸し倒れが出ないということもあるだろう。そういうようなものの中で、大体、全体として見て平均的なものを、以上のものを内部留保的に引き当てさせるといふことじゃないかと。

したがって、高度経済成長のころは財政にも余裕があるし、自然増収はいっぱい出る。一方、減税の要求は強いということになって、高度経済成長時代はかなり引当率を高めたということも事実です。これは、しかし、財政が不如意で苦しなつてくれば、そんなに実態よりはるかに大きなものを引き当てさせるといふことはとても認めがたい。だから年々洗い直しをして実態に即して少なくしてきている、これも事実ですね、事実です。

したがって、幾らがいいのだという話になります。それは平均値でもいいという議論があつて私はいいと思うんです。ある会社はそれじゃ足りないということもあるでしょう。ある会社は平均的な引当率でも余るといふところがあるでしょう、それは。足りないところは越して実態の貸し倒れ額で損金になるのですから、だからそこをどの程度に線を引くかというところは、必ずしも学問だけの世界じゃないと私は思つておるんです。したがって、平均値よりも少なうしたら意味がないじゃないかという議論もございします。包括的に言えばそういうことが言えるでしょう。ですから、平均的なものよりもとれくらく余裕を見てあればいいかというところは、最終的には私は学問の話じゃないんじゃないか、そう思つておるんです。

いずれにいたしましても、せっかくの御議論でございしますから、実績という問題と引当額の問題とが余り乖離するということとは、いずれにせよこのような時代に私は余り適当じゃないだろうと

思います。十分検討させていただきます。

○和田静夫君 私も別に学問上の問題だと思つていないんです。主税局長、経験者の鋭い指摘がありますからね、いまの主税局長と余りにも変わつていちゃ困るだろうと思つて問題提起をしただけなんです。

ちょっと異なる視点からこの問題で最後に質問をいたしておきますが、法人税法というのは、この偶発損失あるいは利益留保性の引当金を排除してきたわけでしょう、局長。その理由というのは——そうでしょう。私はそういうふうに理解しますが、そうじゃありませんか。

○政府委員(福田幸弘君) 引当金は、評価性と債務性というところで、企業会計原則及び商法にあるものに対してさらに厳しいというのが基本的スタンスなんです。排除していくというよりも、むしろ引当金として説明できるもの——貸し倒れであり、それから減価償却、それからあと債務性のものとしては、議論があります。退職給付とか、それから賞与の方はこれは当然の債務性ですけれども、いろいろございしますが、これは排除してやるというよりも、むしろ厳しく会計原則で認められておる範囲内で認めるということとでございします。

○和田静夫君 もう時間がなくなりましたから、あとの問題は後に譲りますが、ちょっと私いまあれですが、あなたと私が一番基本のところを解釈が違つて困りますから、評価性引当金というものの定義だけひとつ言つてください。そこが違つていふと議論がかみ合いませんからね。

○政府委員(福田幸弘君) 評価性引当金と申しますのは、商法、税法等の法令、それから企業会計原則において特別の定義規定はないわけ、辞書には書いてございしますが、むしろ会計学における概念であります。一般的に言われているところでは、評価性引当金というのは、資産の適正な評価のため計上される引当金ということとでございします。たとえば、いま御質問中の売掛金等の債権については、貸し倒れ損失の発生が見込まれる場合

にはその見込み額を貸し倒れ引当金として計上することが要請されるが、これによつて初めて債権金額が適正に表示されることになるわけとでございまして、そういう意味で貸し倒れ引当金は評価性である。したがって、表示方法も貸し方じゃなくて借り方の方で、取得金額から控除する形式で表示されるというのが企業会計原則の説明でございします。

そういうことで評価性——債権が全部が回収できないという宿命を持っていますので、それを評価するということで、その評価の仕方が法定率でやるといふ際にその率が適当かという問題はございしますが、その債権がまるまる返つてこないというのが本来の債権の性格ですから、それを評価してみる。それから減価償却も取得価額が減価していくわけですから、それを定率法ないし定額法で、いろんな方式がございしますが、それで評価してその資産の実際の貸借対照表上の資産能力を適正に表示するということとでございします。したがって、引当金という意味では、内部留保的な貸し方にある引当金、利益留保的なものではないというのが会計上の、また税法上の考え方です。

○鈴木和美君 私はきょうは、この前当委員会でも包括的に質問をしましたので、きょうは具体的に二つの問題について御質問したいと思ふんです。まず一つは、税の執行上の不公平と、もう一つは土地税制についてしぼつて御質問したいと思ふんです。

大蔵大臣に、大変恐縮ですがもう一回お尋ねしますが、総理も大臣も本会議の所信表明で、税の不公平感には、税制上の不公平と、税の執行上の不公平の二つがあるという見解が表明されました。そこで、きょうは、税の執行上の不公平感というものは一体何なのかということについて、もう一度大臣にお尋ねしたいと思ふんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まあ執行上の不公平というのは、要するに、世間の人が見ていれば、あの人もと所得があるんじゃないかと思つて、あの人に、どうも住民税がおれたちよりも少ない

とか、税務署への所得税の申告が足りないとかいうようなものでね、これは二つ分かれると思ふんです。

一つは、所得の捕捉がされていないために、事実脱税が行われているものがあつて不公平だと思ふという場合。それからもう一つは、いい家を建てたりいるんなことをしたけれども、それは何か、宝くじが当たつちゃつて、それで一千万円とか金入つちゃつた。だけれども、それは何で納めないんだ、これは税法で納めなかつたといふいうことが決まつてゐるにかかわらず、世間の人は、そんなこと知らない人は、あいつ不公平じゃないか、あんまりつばな家建ててるのに所得税も納めないで、という不公平感もそれはあるでしょう、制度とか何かを認識してない。ですから不公平といつても、不公平というよりも不公平感の問題じゃないかと。

それから、執行できない場合は確かに不公平です。これは、だけれども、不公平でなくとも不公平と思われているものもありますから。ですから、そういうようなものは両面からなくすようにやつたり努力をしていく必要があると、こう思つております。

○鈴木和美君 大臣いみじくもおっしゃいましたが、執行上の不公平というのと、執行上不公平感というのとは、私も意味合いがちつと違ふように思つておつたんです。大臣の所信表明もう一回見せてもらつたんですが、その「感」ではないですね。感の方じゃなくて、税の執行上問題がある、こういう所信表明だつたと思ふんです。だから、それは一体何かということをはつきりしてほしいんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは、申告が法律どおり行われていないとか、あるいは課税漏れが見逃されているとか、こういうものは執行上の不公平だと、あればそういうものを言ふんだらうと思ひます。

○鈴木和美君 そういう税の執行上の問題点とか不公平という問題が話題になつてきたのは、いつ

ごらからですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはもう税金をかけることを始めてから以来じゃないんですかね。

○鈴木和美君 それは、税務担当者という立場から問題にしていることと、世間一般で税の執行上の不公平というものが話題にされたのは、私は時期的に違うと思うんですね。

で、何を言いたいかというと、高度成長時代の、税収がどんどん入ってきいているときにはそれほど問題にされていなかったんじゃないでしょうか。非常に税収が見込みどおりに入らないというふうな予測、予見、予期、そういうものが出てきたときから話題にされたように思うんですが、いかがですか。

○政府委員(吉田哲朗君) 先ほど大臣から御答弁ありましたように、税につきましてはその執行の公平を求める声というのは常にあるわけでありまして、そういう意味では潜在的に不公平感があるということとは否めないことだろうと思います。

いま先生御指摘のように、たとえばクロヨンという言葉がございますが、これなんか言葉としてはずいぶん古い言葉で、私も探ってみました。が、恐らく二十年以上前からあるような言葉ではないかと思ひます。また、それよりも新しくはトーサンなんていう言葉もあるわけでございます。ただ、それが実感としてどうかという御質問でございますけれども、確かにまあ経済成長が鈍化し、いろいろその経済、国民生活にもいろんな影響が出てくるということになりますと、近年そういう意味での執行面の公平を求める声というのは、かつての時代に比べますと非常に強くなってきたというところは、私も現場で痛感してるところでございます。

○鈴木和美君 そうしますと、もともと高度成長時代にあるような状況であろうと執行の公平感を求める声はあった、それは当然だと思ひます。

それでは、ある時期を区切って、いまから五年前でもいいです、五年前からを境にしてその前と

後で、不公平というものを非常に口に出されたときはどっちが多いと思ひますか。

○政府委員(吉田哲朗君) 非常に感覚的な問題でございますので、的確な御答弁になるかどうかかわかりませんが、いずれかと言へば、私は最近の方が特に強くなっているというふうに認識しております。

○鈴木和美君 最近の方が特に大きくなったという認識であれば、なぜ最近の方が多くなっているかと認識されているんですか、なぜ。

○政府委員(吉田哲朗君) やはり大きく申しますと、税というものがその納税者の生活なり何なりに占めるウェイトというものが大きくなってきたまして、やはりひとしからざるを憂うといったような納税者相互間の公平を求める声が一段と強くなってきたというふうな考えをしております。

○鈴木和美君 別な角度からは、適正な納税を行ってもらうという、そのことはどうしたら一番適正な納税が行われる状態になりますか。

○政府委員(吉田哲朗君) これは、大きな言葉で言えば納税意識の問題かと思ひます。いろいろ歴史的な事情、社会的事情もありまして、それが急激に変わるというものはありませんけれども、私も基本的にはやはり国民の納税意識というものをより高めていただくような、そういう努力を私もやっていかねばいけないと思ひます。また、それに応じまして税務行政における調査なり、指導なり、相談の面においてもより適切な仕事をやっていきまして、それで納税意識が高くなっていくというのを助長する必要があるというふうに考えております。

○鈴木和美君 意識を高める指導、それからPR、そういうものと調査をしつかりするという両面を答えられましたけれども、どうやら意識が高まっていますか。

○政府委員(吉田哲朗君) 先ほど申しましたように、納税意識というものをどう高めていくか、非常にじみちで根気の要る仕事だと思ひわけでございますけれども、現在国税庁の方で特に力を入れて

ておりますのは、いわゆる納税者に対する指導行政と言っておりますけれども、的確な記帳をやつて適切な申告をやつていただくことをまずやっております。

それから、税法というものがいろいろ難解な面がありまして、十分そういうところに習熟しておらないためにいろいろ間違いがあるということ、納税相談という仕事にも力を入れております。さらにまた、もっと大きな分野で納税意識を高めるという観点からは租税教育というものにも力を入れております。これは学校教育の分野、また社会教育の分野でもいろいろ専門家の知恵も拝借しながら力を入れてやっております。

○鈴木和美君 そういう問題は今までやらなかったんですか、今度改めてやることになったんですか。

○政府委員(吉田哲朗君) 税務行政の基本として、そういう必要性ということとは、これはかねてから認識されておたわけでありまして、これは先生も御存じと思いますが、税務行政の中身は何かと申しますと、かつては指導と相談を車の両輪というものでやってきたわけでありまして、しかしながら、いろいろ社会現象が複雑化し、納税環境もむずかしくなってくるにつれて、いま言った納税意識、納税水準の向上ということが特に大事になりました。近年では指導と調査は車の両輪という言葉にかえまして、いわゆる教育広報と相談、指導、調査、この四つをもつて税務行政の四本柱というふうにしていくわけでございます。

したがって、そういう面の配慮が近年特に強くなってきたということは御指摘のとおりであると思ひます。

○鈴木和美君 いままでのやりとりの中で、こういうふうな理解していいですか。高度成長時代であるうと安定成長時代であるうと、税の執行に關しては、それはそれなりに適正な税を納めてもらうというふうな指導とか教育とか調査はやってきたんだと。しかし近年、やつてはきたんだけど

も、さらに強めなければならぬというふうな状況であるというふうに認識していると理解していいですか。

○政府委員(吉田哲朗君) おっしゃるとおりでございます。

○鈴木和美君 そうなりますと、近年指導を強めなければならぬというふうなことの感じになっているというところは、税の納め方について適正でないというふうに思っているから指導を強めるといふことになるんじゃないですか。

○政府委員(吉田哲朗君) 適当であるかないかという問題は大変むずかしい問題でございますけれども、確かに数ある納税者の中には適正な申告をしてない者もある、それから悪質な脱税をやっている者もある、これは事実でございます。

一方、税務職員の方は、納税者がふえ、いろいろ取引も複雑化しておりますけれども、一定の限られた数でやっておりますわけでありまして、どうしても納税者の全体の申告水準が高くなるような、そういう全般的な努力をやらなければならぬ。そういうようなことで、先ほど申しましたようないろいろな諸施策の必要というものが一段と強くなつてきているわけでありまして、私もはなはだそういふ不適正な申告をする者、あるいは悪質な脱税をする者というものが極力減るといったようなことを目標に仕事をしております。

○鈴木和美君 いまのお話では、納税件数が非常に年々ふえていくという状態の中で、数が少ないから、指導というかPRというか、そっちの方を強めなければならぬというふうなつまり関係にあるというお話ですか。

○政府委員(吉田哲朗君) ちょっと私の答弁が誤解を生むようなことであつたかも知れませんが、私が申し上げましたのは、もともとそういう仕事というものが本来税務行政にとって非常に必要なことであるということをおししましたので、職員の数あるいは納税者の数というのは補足的な御説明であるというふうに御理解いただきたいと思います。

す。
○鈴木和美君 あなたがおっしゃたのは、従来からもいまま適正な納税をする指導とか調査というのは必要であつたんだと、ところが近年非常に不公平を論じられる場面が多くなつた、何か別な変わるものがあつたんじゃないですかと私が質問をしたら、そうだとお答えになりましたね、変わっている。変わっているのは何で変わっているのかと伺うと、それは指導をやっているけれども、数が少ないものだからもともと指導の方を強めなければならぬ、そういうお話だったんじゃないですか。違うんですか。

○政府委員(吉田哲朗君) いわゆる指導、相談、教育、そういうような方面の行政の活動の必要性というのが一段と強くなつてきているということ、先ほど御答弁申し上げたとおりであります。
これからのそういうところに力を入れていくわけでありませうけれども、ただ、私が先ほど職員の数と納税者数とのバランスの問題を申ししたのは、そういう税務の現状から申ししても必要だと、しかし基本的になぜ必要かと言へば、それはやはりそういう納税水準を高めようというのがそもそもの税務行政の究極の目標といふべきか、一番根本であるということをお願いいたします。

○鈴木和美君 よくわかりませんので、わかるようにお答えいただきたいんですが、納税水準を高めるといふことは一体どういうことですか。
○政府委員(吉田哲朗君) 現在の納税というものが申告納税制度ということになっておりまして、その理想とするところは、みずからの記憶に基づいて正確な申告をし、正確な納税をやつていただく、それで納税が完結するということが一番の理想でございます。そういう方向に少しでも多く持っていく、少しでも多くの納税者がそういう状態になつていただくということが、端的に申しますと納税水準が高まるということであらうと考えます。

○鈴木和美君 私は去年の当委員会でもお話ししたんですが、納税水準を高めるといふことは、取り巻く環境の政治的な背景や五億円もあつても別に罰せられないみたいなそういう風土とか、それから納めなくともそういう問題にされないというような問題だとか、過般いんなことを申し上げたんです、私。
それで、いまあなたがいろいろおっしゃるんだけれども、先ほど大臣に尋ねたら、何で不公平とか不公平感という問題が出るのかと聞いたら、あの人は納めるべきのを納めてないんじゃないかと、それからどうもおかしいとかいうような、そういうものが税の執行上の問題点だということに大臣もおっしゃつておられるわけですよ。だから、私にはある意味では昔も今もある程度PRというのか、申告を正しくしてもらうというのではあるんだけれども、やっぱり最近適正な申告が行われていないというところに眼目、中心を置かなきゃならぬと思うんですが、そういう見方おかしいんですか。

○政府委員(吉田哲朗君) いわゆる国民が税の執行面に不公平感を持っているということにつきましては、先ほど大臣の方からも御答弁がございましたけれども、大ざっぱに申しますと、私どもは三つか四つの問題に集約できるのではないかと、うふうに考えているわけでありませう。
一つは、現在申告をしていない人の中に本来申告をすべき者、いわゆる無資格者の中に資格者がいるんじゃないかという点が一つであります。それから第二点は、現在申告しておつても果たしてその申告水準が妥当かどうか。ある意味で言いますとその所得の、税務の立場から申しますと把握率というふうなことになるわけでも、その申告水準が適正かどうかという問題がございます。それから第三番目は、先ほど大臣もお触れになりましたけれども、いわゆる生活水準というものと実際の申告される所得金額あるいは納税額とのバランスを考へて感覚的に何かおかしいことがありはしないかというふうな点でございます。

それだけにつきまして私どもはいろんな角度から解明はやつておられるわけでありませう。
しかしながら、もちろん御指摘のように私どもは申告漏れができるだけ少なくなるようにいっぱい努力しているわけでありませうけれども、現在そういう申告漏れがないということは申し上げられない状況であるわけでありませう。
○鈴木和美君 ここ三年申告漏れがないように努力をされておられる具体的な努力の状態をお示しいただけませんか。ロジックでどういうことかやっていると、特に変わったことはこうだというのがあれば示してください。
○政府委員(吉田哲朗君) 先生よく御承知と思ひますけれども、税務行政というのはそう急激に変化するわけではございませんから、何が目立つたかと言いますと、なかなかお答えしにくい面もございますけれども、たとえば、いわゆる広報活動とかあるいは税務署、国税局段階におけるいろんな教育活動とか、そういったものにつきましては、いろいろ外部の先生方、専門家の御知恵もかりまして、規模もさることながら中身の充実にも非常に努めております。また、税務調査におきましては、これは一定の人間で相当多数の納税者をやるわけでございますので、調査対象の選定であるとか、あるいは調査につきましては力をいれてやる特別調査、これは通常の調査、あるいは短期の簡易な調査といったような仕分けをさらによくやるとか、あるいは申告管理を的確にやるとか、それから毎年毎年重点業種を指定するとか、そういういろいろきめ細かい施策をやつておられるわけでありませう。

また、特に最近力を入れておりますのは、やはり調査をやつてもその後のアフターケアといふべきか、なるべく波及効果を高めていかなければいけないわけではございませんか、そういう意味ではいろいろ業種別の団体、業種団体等に対する指導には特に力を入れておられるところでございます。
○鈴木和美君 もう一つお尋ねしますが、実調率というのがありますね。たとえば、法人税で言え

ば約一〇%でしょうか、約一〇%ということは十年に一回ということですね。そのときに重要な点的に調査をされるランクというのを決められているというお話なんですが、たとえばA、B、Cとあつたときとしましうか。Aというのは強力に調査をしなきゃならぬというものであると仮に仮定してもいいですか。それで、たとえば鈴木商店なら鈴木商店に一回行けば来年は行かないんですか、行くんですか。
○政府委員(吉田哲朗君) いま実調率のお尋ねがございましたけれども、実調率と申しますのはこれはあくまでも平均のものでございます。たとえば同じ法人をとりましても、黒字法人に対する実調率と赤字法人に対する実調率は当然異なつてくるわけでありませう。この平均の数字というのは、赤字も黒字も全部入れた数字でございます。それから、現在法人税の仕事におきましては、納税者の質的区分といったようなものを精度を上げていく、たとえて申しますと、御案内かと思ひますけれども、優良法人というふうな制度もございませう。あるいは小グループの特に問題のない法人であるとか、あるいは常時管理をしなければならぬ法人とか、いろいろな分類をやりまして指導なり調査の精度を上げることにしているわけでありませう。

したがいまして、実調率と申しますのはそういう対象のいかんによつて相当変わってくるものであります。また、ある年にやつたから、さあ次の年は絶対やらないかというふうな性格のものでもございませう。適時的に確かな判断を下すようにということも努めておられるわけでございます。
○鈴木和美君 五十五年度の法人の件数は百七十六万五千件ですか。そして、その中で実調が行われたものが十七万七千件ですね。つまり約一〇%というのは私はここから出したんですが、その一〇%やつたらうで更正決定が行われた件数が十三万九千件ですね。そうすると、更正決定の割合というものは実調したところによつて七八・六%がつまり申告漏れであつたということの実績です。

九

ね。その金額が実に八千七百四十五億円でしょ
う。私の資料が間違っていれば指摘してほしいん
ですが、そして増加税額が本税で二千八百四十八
億、加算税で二百八十八億であります。これが五
十五年度の法人税の実調から割り出した実績だと思
うんです。

だから、私はいまAという商店を一年やったら
十年間、つまりあと九年間やらないで、もう一回
十一年目にやるというふうな状態が、いい悪いは
別にして、そういうものが実態だと思ふんです
よ。そうお認めになりますか。

○政府委員(吉田哲朗君) 算術的な平均で申しま
す。一〇％でありますれば、それはもうおつ
しやるとおり十年に一回ということになるわけ
でありますけれども、しかしながら、先ほど申しま
したように、現在の法人税の指導、調査、対象選
定、実調のやり方、これらは法人の管理区分制度
に基づいてやっていると申しておりますので、た
とえばいままでまあまあという法人でありまし
ても、これが悪い方のランクに格づけられますと、
それは十年間といつても何回か調査を受ける可
能性もあるわけでありまして、逆に、非常に帳簿とか
あるいは内部牽制組織なんか整備されてまいりま
すと、頻りに調査を受けておつたものも回数が少
なくなってくるというふうなこともございますの
で、一概に十年に一回ということは申せないわけ
でございます。

○鈴木和美君 大口脱税などに関する査察事績と
いうのはどのぐらいになっていきますか、五十五
年度で。

○政府委員(吉田哲朗君) 申しわけございませ
んが、現在査察関係の資料を持ってきておりませ
ん。

○鈴木和美君 私の資料によれば、五十五年度十
七万七千件実調やつた中で、これはおかしいとい
つて強力に査察をやつたのが二百三十五件で、そ
の金額が三百五十九億で税額が二百三十億にな
っていますね。

だから、いまお話を承っていますと、それはま

あここのいう場です。それから、実調が一〇％といふこ
とは十年に一回ですよといふことはなかなか言えぬ
ですね、ここのいう場です。それから、私が知る
限りにおいては当たらずといへども遠からずです
よ、私の言っていることは。たとえば話半分にし
ても二百八十億、約三千億ぐらいの増加税収
が五十五年にあつた、話半分にしても千五百億で
すよ。

だから、いままで私が議論してきたことは、い
ろんなPRも必要だ、それから適正な水準を保つ
ことも必要、適正な税を納めてもらう指導も必
要。けれども、やはり何といつても今日の社会の
中で十年に一通しか来ないといふことの頭の感覚
があるから、先ほど大臣が述べられたみたい
にあいつは持っているのにさっぱり税金納めない
んじゃないかといふような、そういうことも出てく
るんじゃないですか。あそこに来て何でおれの
ところに来ないんだ、これはよかつた。来られた方
は何であそこへ行かないんだといふようなもの
が巷間に伝わる税の不公平感だ。

だから、私は先般の当委員会でも述べたよう
に、レーガン政権じゃないけれども、いろんな総
定員法がある中でも、国税に関するものはやはり
大胆に実調するよう、適正な税を納めるよう
指導、実調、それも必要ではないかといふことを先
般申し述べたわけですね。私は、もう一度その持
論というか、何人も人をふやせといふだけじゃ
ないですね。税収見込みがこれだけ落ち込んでい
る状態の中で、単に国会の赤じゅうたんの中で議
論するといふようなものじゃなくて、もっときめ
の細かい適正な納税をするという体制をつくつて
いけば、私はまたこの税収見込みについても違
う見解が出てくるんじゃないかと思ふんです。こ
れはこゝまでは意見として申し述べておきます。

もう一つの問題として大変心配なことは、去年
聞いたときに、税務署の職員といふのは一人前
なるのに何年かかりますかと聞いたら、完全に行
えるのが十年だ、ちよつと無理しようといへば三
年だと、そんな話が去年私が当委員会に聞いたと

きの年数でした。

さて、いまの税務職員の中で年齢構成を見た
と、あと十年過ぎたらどうなるのかといふこと
が大変心配なんです。定員法が制定されて退職
法が制定され、そういう中でやめていくという人
が多くあつたときにそれだけの補充が一挙につく
のかといふことが私は大変心配なんです。

そこで、これは国税庁になるのですか、どこか
わかりませんけれども、これからの年齢構成別
におけるそういう問題をどうやってこれから解消
していこうとするのか、具体策を示してほしいん
です。

○政府委員(吉田哲朗君) 定員がらみの問題にな
りますと国税庁、自治省の方で答えするのが本
来かと思いますが、一応私も考えておりますの
は、なるべく現在の職員の職力を維持する、落
さない、こゝろに努力が必要であらうと思いま
す。そういう意味で、いろんな研修とか職員教育
といふたようなものに特に力を入れていく必要が
あらうと思ひます。

それから、実は国税の職員構成といふのはもう
先生も御案内のように、中高年と若年の二極分
解になつておりました、これが抜けたときの対策を
どうするかといふ問題があるわけでございます。
将来は若い職員に税務行政の非常に大きな分野を
背負ってもらわなければいけない、そういう問題
があります。そういう意味で、いろんな研修教育
も必要なのでありますけれども、一方、中高年
の持つていく力といふものをどう若い人に伝えて
もらうか、あるいはその中高年の山の減り方を
何かなだかにする方法がないかどうか、定年制
が施行されますので若干そういう面は国税の職
場でも緩和されてきた面がありますけれども、そ
のところが一番大きな問題であらうといふふう
に考えております。

○鈴木和美君 本件に関する最後に大臣、いま議
論しておりましたことについて大臣の見解を承り
たいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) いま直税部長から
る説明を申し上げたところでございますが、やは
りまず勉強してもらふことですね。これはもう知
恵比べみたいなものですから、あの人ら脱税者と
いふのは。本当に非常に近ごろはコンピュター
その他機械が入つたりなんかして、ややも
すとそういうのが先へ進んじまう。泥棒の方が
オートバイに乗つていて巡査が後から自転車を追
つかけるみたいではなかなかこれはつかまらな
い。したがって、そういうような高度のやはり専
門的な研修といふものがひつと必要でしょう。そ
れから人をふやすといふことももちろん大切でし
ょう。それから、何といつたつて、これはもう納
税者がみんな何とかしてござましてやろうとい
ふつもりになられたらそれは納税者の数だけ税務署
ふやさなきゃならないというみじな話になつち
やつてとてどもとてどもできるものじゃない。であ
りますから、やはり納税の思想の高揚といふことが
必要です。それからやつぱり税金といふのはあん
まり全部取る気になるといふと、逆にこれはもう
逃げるようなことにもなりかねませんから、ほど
ほどといふことも必要だと私は思ひます。

まあいろいろなことがございますが、民間団体
との協力、地方自治体との協力とか連携ですね、
いろんなものをミックスをして、そうしてともか
くもう脱税をすることは悪いことなんだという思
想をもつとPRをしていく。また一方、みんなが
監視をする。ややもすると、日本では選挙違反と
か脱税といふのがあんまり罪悪感されない風潮が
あります。何かスピード違反でつかまつたと同じ
じゃないかみたいな、つかまつた者が何か貧乏く
じを引いたみたいなややもすると風潮がなきてし
もあらず、それは大きな間違いでございます。し
たがって、そういうような一つの国民運動として
も、納税は国民の権利であると同時に義務なわけ
でございますから、またそれが履行しやすくして
やるという工夫もひとつ必要だと思ひます。

いろいろな手を用ひまして、今後とも納税が順
調にいくようにひとつ万全の努力をしてまいりた
いと考えます。

○鈴木和美君 私、大蔵委員会という場で人の問題やお金のかかる問題を話すことは、特に大蔵省に關係する事案とか人の問題は非常に大臣、答えていくと思うんですね。ほかの委員会であれば仰せごもつともでいくんですが、後は渡辺さんが何とかするだろうくらいな調子なんです。そういう意味では、大蔵に働いている職員というのは非常にかわいそうだという気が私は事実なんです。大臣もいま私の言っていることに對して気持ちは一貫していると思うんです。しかし、なかなかそう答えられない、そういう立場も私は理解します。

そこで、委員長に私はお願いしたいんですが、ぜひこの国税職員の問題に絡んで、当委員会としても還付金の問題となるとまあ關係あるわけですから、理事会で御相談なすつて附帯決議かなにかつけるようにぜひお取り計らいをお願いしたいと思います。委員長いかがです。

○委員長(河本嘉久蔵君) 理事会で検討します。

○鈴木和美君 それでは、次には建設、国土の所管にかかわる問題についてお尋ねします。

まず土地税制の問題ですが、今回の土地税制緩和が宅地供給や住宅建設の増加というように、政策的に希望してやるわけなんだろうが、どうも資産家のためだけの税負担軽減に終わるおそれ強いというように、巷間言われているんですが、今回、この税制改正を志向した目的などについて、これは国土庁、建設省から見解を承りたいと思います。

○説明員(松本弘君) お答え申し上げます。

最近、地価の上昇率が若干鈍化しておりますが、やはり依然として上昇を続けていることは御承知のとおりでございます。かつて、いわゆる土地ブームと言われました昭和四十六、七年のころに非常に地価が上昇いたしました。このころは主として投機的な土地需要が旺盛でございまして非常に地価が急騰したということであつたと思つております。それに対して、ここ三、四年の近年におきます地価上昇は最近で

若干鈍化しておりますが、公共投資等によります効用増というところも一部ございますけれども、主として住宅に對します需要に對しまして供給が追いつかなかつた、停滞していったということが主要な原因であつたというふうに考えられるわけでございます。

この供給対策、したがいまして、土地供給の円滑化ということが非常に重要なわけでございまして、今回そのためには総合的な土地対策を講ずる必要があると考えるわけでございますが、やはり税制というものが土地対策の中で非常に大きな働きを持っております。したがって、近年におきます宅地供給が停滞していったというところを何とか円滑化したいという目的で今回の土地税制の改正をお願いしたわけでございます。

ただ、その場合におきましても、私どもといたしましては、いわゆる投機的な土地需要に對します税制の面からの抑制ということも強くあわせて要望したところでございます。

○鈴木和美君 大臣が時間で行かれるそうですが、この時間の中で一つだけ聞いておきたいんですが、今回の土地の税制改正の問題なんですが、先日の法案審議の際に、参考人の意見ではないんですが、土地税制は長期的かつ安定的であるべきだとの主張がなされました。大蔵大臣は、今回のこの法律改正が長期的かつ安定的に、つまり住宅建設という住宅刺激というか、そういうものに本當に税制改正だけだとお考えですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは、税制改正はやつぱり宅地供給の補完的手段でございまして、とても税制改正だけで全部がスムーズにいくというふうには私は考えておりません。

○鈴木和美君 いま前段でお答えいただきました税制の問題が何としても大きな柱になっていると。しかし、総合的な対策を組み合わせたものでなければ宅地供給や建設がなかなかできないんじゃないかというお話ですが、その総合的な施策というのは、あと何と何があるんでござい

すか。

○説明員(松本弘君) お答え申し上げます。

私ども、現段階で総合的な土地対策というふうなものを大体四つに分けて考えておりますが、第一は、やはり何と申しましても国土を適正に利用すると、均衡のある国土利用の推進ということであると思つております。具体的には、そのために国土利用計画の策定でございまして、あるいは都市計画、農業振興計画、あるいは土地利用基本計画といったような、まず国土の適正な利用計画を適切に立てていくということであらうと思つております。

第二に、やはり地価が非常に高い、あるいは上昇するということがさまざまな弊害を生ずるわけでございますから、できるだけ地価の上昇を抑制して安定した地価を実現するということが、適正な地価の形成ということが、次に第二の大きな課題であらうというふうに思つておる次第でございます。そのためには、私どもといたしましては、国土利用計画法を適正に執行していくということと、あるいは先ほど申しました税制でも、たとえは短期の個人の譲渡所得のように、投機的な需要はできるだけ抑制するという枠は堅持していきたいということ、あるいは不急の土地需要に對します金融につきましてはこれを抑制していただくというふうな施策をやつていきたいというふうに考えておるところでございます。

第三番目が、先ほども御答弁申し上げましたが、現在問題になっております宅地供給の円滑化でございまして、具体的に申し上げますと、特に三大都市圏の近郊の市街化区域の農地の活用でございまして、あるいは公的機関あるいは民間の機関によりまして宅地供給事業の円滑化のための財政金融上の措置でございまして、あるいは宅地供給に伴ひまして道路、下水道あるいは環境施設等の整備が非常に重要でございまして、そういった施設の促進でございまして、あるいは既成市街地の中の低利用地の利用の増進あるいは再開発といったようなことが具体的な内容になると考えて

いるわけでございます。

第四番目は、それらの施策の前提になります実態的な調査を充実するというところでございまして。私どもが所管しております国土調査の推進を初め、各種の土地に關します調査を充実いたしました。客観的な情報を確立することが必要だというふうに考えている次第でございます。

○鈴木和美君 いま総合的な対策が出たんですが、ここに国土庁が、地価を抑制するというか、逆に上がつているというふうなことの原因として、生命保険会社とか損害保険会社、それからオイルダラーなど外国資本、一般企業の不動産投資などについて一年がかりで実態の調査をするということを検討しているという報道があります。これは一体どういうことを意味し、具体的にどういうふうな調査されるんですか。

○説明員(松本弘君) 多分いま御指摘のは日本経済新聞の記事だと思つていますが、私どもそこに報道されておりますような意識に基づきまして特に調査をするという決定をいたしました事実はないわけでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、土地に關連いたします実態をできるだけ早目に把握するということが、敏速な土地対策のなかめであることは非常に私も強く認識しているところでございまして、そういう観点から、現在私どもがいろいろ調査を意圖しております。それを精度を高めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

実は、私どもが土地に關しまして調査をいたしておりますのは、たとえば不動産登記法に基づきます所有権移転登記の動向、これは法務省のデータでございまして、それから、私ども国土庁でみずから調査をいたしておりますものに土地保有移動調査というのがございまして、また、特に資本金一億円以上の企業の土地取引につきまして、これは悉皆でございまして、毎年調査をいたしております。こういった調査で土地の取引關係を把握しておるわけでございまして、必ずしも私ども十分に満足しているわけではございませんので、これを

さらに詳しいものにしていきたいというふうに考
えておるところでございます。

○鈴木和美君 もう一つの点だけお聞きしておき
ますが、市街化区域というものと市街化調整区域の調
整がありますね。あの調整区域というのは何のため
に、いつつくられたんですか。

○説明員(松本弘君) 市街化区域と市街化調整区
域の区分は、昭和四十三年から施行されておりま
す都市計画法に基づきまして実施されているわけ
でございます。これは非常に激しい都市集中に
よりまして都市の周辺が非常に無秩序に広がって
いきましていわゆるスプロールによりまして、いろ
んな環境悪化あるいは公共投資の効率が悪いとい
ふような弊害が生じがちでございます。これを抑制
しようという目的から、都市計画法の中で、各都
道府県知事が各県内の都市計画区域につきま
して市街化区域、市街化調整区域に分けて、市街化区
域は優先的かつ計画的に市街化を図る区域、市街
化調整区域は逆にできるだけ市街化を抑制する区
域というふうにいわれる線引きをするという仕組
みができたわけでございます。これが実施されま
したのには、法施行後、恐らく各県によりましてま
ちまちだと思いますが、四十四年ごろから三、四
年かかって線引きが行われたというふうに承知し
ているところでございます。

○鈴木和美君 その市街化区域と市街化調整区域
の線引きの問題について、これは新聞報道ですか
らよくわかりませんが、自民党内部に、つまり内
需拡大を当面の最大の懸案としている自民党とし
ては、もう少し住宅または宅地などの円滑な供給
という意味で、市街化区域と市街化調整区域の線
引きを見直したらどうかというような動きがある
ということがこれまで報道されているんですが、
国土庁、建設省はそういう動きに対してどうい
う見解を持っていますか。

○説明員(黒川弘君) 市街化区域及び市街化調整
区域の性格については、いま国土庁から御答弁が
ございましたけれども、市街化調整区域におきま
しても、現在におきましてまた例えば二十ヘクタ

ール以上のような非常にまとまった単位の土地等
がございまして、それが公共施設等が非常にそろ
うというふうなりつぱな市街地として形成される
場合には、許可制度というのがございまして、そう
いったことを含めまして、今後特に宅地供給が逼
迫しております三大都市圏で具体的に宅地供給を
促進していく際に、そういったものも一つの活用
方策の中に入るのではないかとというような考え
方はございます。

ただ、具体的に市街化調整区域あるいは市街化
区域について、今後さらにどういうことを行うか
ということにつきましては、一月二十六日付で建
設大臣から現在都市計画中央審議会にそれらの検
討について審議をお願いしております、その検
討の結果等も踏まえまして対応していきたいと、
そのように考えております。

○鈴木和美君 もう一度お尋ねしますが、審議会
は結構なんです、建設省や国土庁としては、そ
の線引きの問題ということについて、自主的にこ
ういう見解を持っているということがあれば聞き
たいんですよ。つまり、四十三年から調整区域と
いうのは、どっちかという余り宅地供給しな
くて、これは緑の場所というような意味を掲げて
環境保護の立場からつくられたものだと思うん
です。この線引きが見直されるということにな
ると、大変なまた土地ブームを呼ぶ結果になるわ
けです。ところが、今度は逆に、せっかく市街地
のやつで土地供給をするのに、このままでいいの
かという議論も実はあることはあるんですよ、こ
れは。

だから、そういう意味で、その審議会に諮るこ
とも結構なんです、基本的にそれを線引きを動
かすことがいいのかわ悪いのかということにつ
いての見解があれば、もう一度聞きたいと思
うんですよ。

○説明員(松本弘君) この問題は大変大きな問題
だと思っております。御指摘がございました
が、いろんな面からそういった新しい事情が出
てきていると思っております。

一つは、市街化区域というものがかなり当初予
想されましたよりも広く設定されておまして、
かなりの面積の農地を含んでいるわけございま
す。この農地につきまして――農地だけではござ
いせんが、そういった市街化を促進することが
実態上かなりむずかしい区域が、ある程度の量あ
るわけでございます。そして御指摘のように、最
近では市街化区域の中につきましても、やはり防
災でございますとか環境でございますとか、そう
いった緑地空間の保存ということが、かつてより
やはり国民が強く要求するようになってい
うことも事実でございます。片や、やはり宅地供
給という要請も強いわけございまして、逆に市
街化調整区域の中で、公的団体あるいは民間団体
が保有しておりますまとまった土地で、もう近い
将来公共施設等の整備を伴いながら、いい町づく
りに適するといふような区域もかなりあるわけ
でございます。そういった中で線引きが引かれて
いるわけでございます。

御指摘がございましたように、やはり線引きと
いうのは、秩序ある都市を形成していくための一
つの手法としてつくられたわけございまして、
そういう要請はやはり非常に重要だと思いた
す。たとえば線引きの仕組みを大幅に変えるとい
うふうなことは、当面まだ考えられていないとい
うふうに私は承知いたしております。市街
化区域の中におきますとたとえば大きな空地が市街
化がむずかしいところがございますれば、これを
逆に市街化調整区域に編入し直すといふふうなこ
とを含めて、市街化区域の中の保全についても十
分今後弾力的に考えていく必要があると同時に、
市街化調整区域の中で開発に適するところにつ
きましては、やはりこれはある程度弾力的に開発も
認めていくといふふうなことの要請があるとい
うふうに考えております。

そういったことを、総合的にどういふふう
に新しく取り組むべきかということがいろいろ議論さ
れてまして、先ほど建設省からの答弁にありました
ように、都市計画中央審議会の中で具体的に議論

されるといふふうに承知しているわけございま
す。

○鈴木和美君 市街化区域と市街化調整区域の現
状をもう一回見直して、線引きとまでは言わな
いけれども、見直すとかいじるといふことは、建設
省、国土庁も考えているんですか。

○説明員(黒川弘君) 現在の法律制度上も、大体
五年に一度程度市街化区域及び市街化調整区域
の見直しをするということになっております。

それで、過去の経緯から申しますと、その五年
ごとの見直しの中で全体的には拡充されてきてい
る、市街化区域が拡大してきております。ただ、
そういった五年ごとというふうな硬直的な運用を
いたしますと、非常に問題も出てくるというこ
とで、具体的に事業実施が確実に見込まれる、公共
団体との間でもそういった事業の実施について話
し合いがいつているといふようなところにつきま
しては、順次市街化区域の中に編入するといふよ
うな見直しについても現在行っているところで
ございます。

○鈴木和美君 大臣がおりませんので、また別な
機会に御質問しますが、午前の最後で、国土庁は
建設省とともに今回の土地税制改正の原案をまと
めたというふうに聞いておるんですが、そこで、
この税制改正が行われると、私は最終的には持ち
家希望者の手に土地が供給されるわけじゃない
かと、前段でいろいろ話を聞いてきたんですが、地
主から供給される土地を民間の不動産業者が買
いあさっちゃって、地価が逆に高くなるという可
能性を私は持っているんじゃないかと思うん
です。大変逆に心配をしているんですよ。

そういう意味で、持ち家を希望するといふ人
よりは、不動産業界だけが潤ってしまふというよ
うなことにはしたくないかという私は見方を
しているんですが、それに対して見解は
ありますか。

○説明員(松本弘君) 今回の土地税制の改正が、
実質的な宅地供給につながるという形で実施され
ていくといふふうに私も認識しておるわけ
でございます。

現在のところでは、実態的には、なかなか不動産業者も素地が買にくいというふうなことが実態であらうと思うわけでございます。片や、私も国土利用計画法の施行によりまして価格の規制を行っております。届け出報告制ということで価格の規制を行っておりますので、宅業者等が販売いたします価格は適正な価格を超えて販売するということとはできないという仕組みになっておりますので、私もいたしましては、そういったただいま御指摘のようなおそれは余りないのではないかとこのように考えているところでございます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 午後一時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時休憩

午後一時開会
○委員長(河本嘉久蔵君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、白木義一郎君が委員を辞任され、その補欠として矢追秀彦君が選任されました。

○委員長(河本嘉久蔵君) 休憩前に引き続き、法案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○多田省吾君 初めに大蔵大臣にお尋ねいたしますが、昨日の予算委員会でも自民党議員の質問に答えて、大蔵大臣は、いまの直間比率七対三を一〇％上げて六対四ぐらいにしたいというふうな御答弁があったそうでございますが、そうしますと一〇％も間接税の比率を上げるといふことは、どうしても大型間接税を導入しなければならぬ上に上がらないではないか、こういうこともあるわけではございませんか、具体的にどのようなつもりでおっしゃったか、お答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 実は、税というのは歳入を確保するため、つまり政策手段を実現するために徴収をしておるわけであります。

ただ、どういう方法で国民が負担をするかという負担の仕方についての話でありまして、最近非常に所得税の減税をやれという声がかかなり強い。一方、日本では直接税、間接税の割合というものは、長い間、昭和二十五年から昭和四十五年ごろまで約四五％から四〇％ぐらいのシェアがあったわけでありまして、ちょうどそれは諸外国のイギリスやドイツと大体同じぐらいのシェアでありました。現在、イギリス、ドイツは四〇から四七％ぐらいのところですから、ところが、いまはもう所得税だけがどんどんふえてきまして、四割以上のシェアを持つておる。したがって、間接税のシェアがうんと小さくなってしまつて、もう二七％ぐらいに、また来年も落ち込む、その次も落ち込んでいくということになると、そういう状態の中で所得税減税したら結局何もできなくなつてしまふ。したがって所得税減税はできない、非常に片手方はつらいという問題が起きます。

したがって、われわれは歳入カッターを極力やるけれども、今後所得税にばかりしわ寄せをして所得税だけをともかくふくらましていくという政策はいかかものかであるか。やはりこれはほかの国とのバランス等も考へて、片側だけに負担をさせるんじやなくて、みんな少しづつ抵抗があんまり極端にないような形のことがいいんじゃないかというふうな話を申し上げたところが、どれぐらいいいかと思ふかと言ひから、かつての日本の高度経済成長時代は四〇から四五％ぐらいだったし、ドイツもフランスも大体四〇から一四％フランは六〇ですが、フランスは特別間接税が多いです。それから、それぐらいのことではできれば望ましいという、何ということなく別に政策目標を持つて言つたわけではありませんが、そんなことが将来検討の対象になるんじゃないでしょうかということをおし上げたわけでありまして。

○多田省吾君 それでは、総理も大蔵大臣も一応

昭和五十九年度までは増税なき財政再建ということをおっしゃつておられますから、いわゆる税の直間比率を六対四にする御意向というものは昭和五十九年度以降である、あるいは大型間接税や新たな間接税は外しておる、若干の手直しでそのように持つていきたいということなのか。

しかし私は、直間比率を六対四にするまでには相当な間接税の増徴がなければならぬわけではございませんか、その辺ちょっとわからないんですが、もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は一度にそういうふうにした方がいいと言つたわけじゃないんです。そういうような、将来ですね、所得税だけでもどんどんふやしてもいいなら別ですよ、所得税をいっばいふやして、その所得税だけで国は守つていくんだと。しかし、これは困ると言つておるわけですから、一般の人はどこかでそれは持たなければならぬ。まず歳入を切る。これにも年金とか、それから老人がふえれば医療費とかというものは節約は極力やつた全体としてはやっばりふえていく。年金なんてのはもう加速度的にふえるわけですね、これは抑えようがないわけですよ。その二割は国が持つとかということになれば何で持つのか。所得税だけで持つのか法人税で持たせるのか。

ところが、法人税というのは、ほかの国は、たとえばイギリスの場合は八％、法人税のシェアというのは八％、西ドイツが六・八％しかありません。アメリカですら一・八・六しか法人税のシェアがない。日本は幸いに国際競争力を持つて企業がまだ非常に健全であるから三・一％ぐらいのシェアをいま持つておるわけです。それを余り痛めつけますと、どうせ取られちゃうのだから分けちゃえという、先に分けるということにどうしてもなる。そうすると、いま五割ぐらいの法人税、五割、四割何分という法人税が薄く広く取れるものが、給与所得だといってばらまいてしまえば、結局は生産性の向上以上のシェアになるでしょう。な

るけれども、それは物価高、インフレということにもなるし、しかし、まかれた時点では法人税の税率四十数％かかつている人は少ないから減収、法人税がどんどん落ち込んで所得税がそんなに伸びないということになる。そういうことも困るだろう。

したがって、これが一つの税目だけにしわ寄せをするということは必ず副作用が出てきていろいろの問題を起す。ですから、こういう問題はたまたま論議言つてももちが明かない話なので、実態論として先進諸国のやつている実態をよく見て、自由主義国家体制のもとでは一長一短みんなあるわけですから、だから所得税中心主義の国にするのか、それとも所得税だけで背負うといつても大変だから、これは薄く広くという問題も取り入れていくのか、これは国会の決めること、最終的には。

しかし、そういうようなことを検討すべきだと私の個人的な意見としては、やはり間接税のシェアというものは、どういう形でやるかはまた別として、将来は広げていかなければとても社会保障のようなものは守つていくことは下可能に近いんじゃないか。非常に景気、不景気に影響のある法人税のようなものを当てにしておつたのでは、景気のいいときには社会保障の財源がありますよ、景気が悪くなつたら社会保障やめですよ、そんなことをできるわけがない。しよつちゅう不安がある。したがって、安定的な財源というものが社会保障などにはくつていかなければならないとみんな安心できないんじゃないか。

だから、そういうようなことも含めまして、将来の検討課題としてあえて聞かれましたものですから、私が私見を申し上げた次第でございます。○多田省吾君 時間もなくなりましたので、ただいま議題となつております三法律案の中で、まず租税特別措置法の一部を改正する法律案についてお伺ひいたします。

本法の施行は昭和三十二年でございますが、この法律が施行されるに至つた当時の社会的状況を

どう認識されておりますか。

○政府委員(福田幸弘君) 昭和三十三年に現行の租税特別措置法ができたわけで、全文改正でございしますが、昭和二十一年の租税特別措置法、いわゆる旧租税法を受けております。旧租税法は戦争直後二十一年でございまして、この中身を見ますと、「戦後における国民生活の安定を図るための経済諸政策の遂行上特に必要と認められる税制上の特別措置」、こういうふうに書かれています。ちよっとお時間だけいただきますならば、このまた沿革を見ますと、昭和三十三年に臨時租税法というのにかきかえられたわけです。このまた前を見ますと、こういうことになったものではなくて、重要物産免税、これは大正二年にございしますが、この種のものは、また昭和十四年、これは臨時租税法の後にありますが、船舶特等税等のものであります。こういう戦時中のものを二十一年に整理して、戦後の必要なものと国民生活の安定と、こうなつて三十二年になつたわけでありまして。

お尋ねのこのバックというところでございすけれども、そのバックは三十一年の前の年、七月の経済白書が、もはや戦後ではない、こう言つて、今後の成長は近代化によって支えられるということと言つたわけで、高度成長への黎明期であつたというのがバックであらうと思ひます。三十二年度においてはこういう経済回復のために予算規模一兆一千の中に対して一千億減税をやつたというふうなことです。それから租税におきましては、先ほど申しました戦後の回復という意味で貯蓄の奨励と輸出の促進、設備の近代化という重要な経済施策について租税が対応したということでございまして、これを三十二年三月八日の衆議院大蔵委員会における提案理由を見ますと、「貯蓄の奨励、輸出の促進、設備の近代化等、今日重要な経済施策につきましても、必要に応じてその内容の充実をはかる」ということを言つております。

時間がなんでございしますが、一方においてその中身は、整理縮小として価格変動準備金の繰入率の一割引き下げ、交際費課税の二割強化を行つた

方において、長期預金等の利子の非課税、輸出所得の特別控除、特別償却の充実合理化という具体的内容を盛り込んでおります。

○多田省吾君 この法律の中身は非常に細々としておりますが、実態がなかなか掌握しにくい。この特別措置の実態はどうなつてゐるのか、税目別に項目数を報告していただきたい。あわせてこの特別措置法を全廃した場合、どの程度の税収になるのか、あわせて御報告いただきたい。

○政府委員(福田幸弘君) 税目別に申し上げますと、項目数といつたしまして所得税関係が、提案の改正後で申し上げますと四十九、法人税関係が七十、登録免許税関係が二十九、その他十二で百六十でございす。減収額は合計一兆一千五百億でございまして、法人税は二千二百億、うち中小企業関係が八百七十億でございす。所得税等で八千八百五十億でございす。大きいものはマル優が三千二百、生命保険料控除等が二千五百、社会保険診療報酬の所得計算の特例が二千三百と、こうなつております。

○多田省吾君 先ほど三十一年ころの背景説明があつたわけですが、昭和三十三年に本法が施行された当時は、輸出奨励あるいは道路整備緊急措置法施行、四日市コンビナート建設と前後いたしました。先進国に早く追いつくような緊急臨時的措施として企業資金の蓄積を図り、生産第一の道を突進しようという、そのための税制面での配慮であつたように思ひます。ですから企業優遇税制であると思ひます。

ところが、五十七年度予算案の租税をめぐる説明の重点は、企業課税で三千四百八十億円の増税、個人の所得税は従来と同じということでありす。本来ならば優遇されてゐたものももとに戻つたにすぎないのですから、私は、この際もつと抜本的な見直しを行つべきときではないか、このように思ふわけですが、この点はどうか考えますか。

初め、これは高度成長ということで、先ほどのように企業の内部留保の充実とその体質の改善強化ということ、具体的には設備の近代化、輸出の促進というふうなことで、それから法人税率の引き下げも同時にやつて、民間企業の活力による経済成長ということで運営されてきたというのが三十六から四十二年の間であります。この間の企業の減税額は二千七百二十六億でございす。租税特別措置法は約二千億に近い減収をいたしております。

一方、その間やはり高度成長期でございすので、所得税は六千六百六十二億という減収を、それ以上のものをやつておるといふ時期がございす。で、その後の時期につぎましては、社会経済情勢が変化してまいりましたということを受けまして、これは四十三から五十の間がオイルショックをその間に挟む変革期と見るべきでしようが、この間におけるすなわち四十三から五十年までを見ますと、減税は四十九年の一兆七千億という大きな減税を含んでおりますが、これはオイルショックの後です。この合計で、この間四十三から五十で見ますと三兆一千四百という所得税減税をやつてゐる一方で、法人税の方は足踏みをしまして、むしろ増税に転じております。プラス約五千億、四千九百億ということが特色であります。

ここに状況の変化が読み取れますが、特にこの五十年のところで赤字公債の問題が発生したわけで、そういうことを受けて五十年以降が租税特別措置の整理合理化に入つた時期であります。四十年代後半ということがさらに五十年以降にこの厳しさが出てきたということで、御承知のような特別措置の整理を精力的に五十年からやつてゐるということと御承知のところであります。この間五十年から五十七年度に三十五項目を廃止いたしました。減収額は二千二百億というものが五十七年度でございす。法人税収に対する割合は、四十七年度法人税に対して企業関係の租特が九・〇が五十七年は一・八まで下がつておるといふことであります。

そういうことで、この五十年以降のところでは三千億というの所得税の減税を五十二年にやつたので、あとは大きな減収でございせんけれども、一方法人税の方にございましては一兆八千二百七十億という増税をやつてゐる。特に租特系統で、これは税率以外でございす。一兆二千五百百という増税を五十年以降精力的にやつてきたということは御評価いただきたいということでありす。

いま残つておりますのは、中小企業、公害、資源エネルギー、科学技術の振興等という非常に必要なものに限られておるわけでありまして、先ほどのように法人税収に占める割合は一・八と低いということにございす。現在この企業体質の強化、輸出の振興という当初の目的に必要を認めておるものは四に對しまして、中小企業その他の現状において必要と見られるものの割合はこれに對して九三と、ほとんどが社会情勢の変化に應じたものに充てられておるといふに御理解願ひたいと思ひます。

○多田省吾君 次に、項目別に何点か伺ひたいしますが、交際費の問題ですけれども、わが国の税法上交際費はどう定義されておりますか。

○政府委員(福田幸弘君) 交際費と申しますのは、「法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出」する費用というふうに租税特別措置法六十二条に書かれております。ただ、なお交際費の範囲から除かれてゐるものとして福利厚生費それから広告宣伝費、会議費がございす。

○多田省吾君 そのように税法上交際費は原則として費用、損金とされておりますが、果たしてこの交際費が企業経営上絶対的に必要な費用と言へるかどうかという点で問題があります。外国等においては損金に原則としてしてないという国も多いようでございすが、その点どう考えますか。

○政府委員(福田幸弘君) 交際費は、販売促進と

いう企業本来の活動として必要なものでござい
ます。生産した物が売れなければいけませんので、
その販売手段として交際費というものが必要であ
るということでございます。

以上でございます。

○多田省吾君 まあ交際費、一応「費」と呼ばれて
おりますけれども、本来費用と考えられておりま
す。原料費、労務費、減価償却費、電気代、運送費
などの企業経営上不可欠なものとは全く異なるも
のでございます。

したがって、少なくとも利益のある企業の場合
は利益の一部として全額課税されてしかるべきで
あるというような論議がありますが、この点どう
考えますか。

○政府委員(福田幸弘君) 商品をつくりま
すに、労務費、原材料がかかる、これはコストで
ございまして、それをつくりまします際の労務費、原材
料を使つてできた商品を売るといふことも企業活
動上必要な経費でありまして、そういう経
費としては、企業経営上は別に所得があるからな
いからというよりも、これはやはりコストであ
る、コストというか経費であるという点では、こ
れは企業活動上の必要性が認められていふもので
ありまして、所得の処分ではないということでご
ざいます。

○多田省吾君 またもう一つは、交際費を使える
会社というものは担税力がある。社会通念とし
ては税負担を課すべきだといふ考えが非常に多く
ありますが、この点についてはどう考えますか。

○政府委員(福田幸弘君) 交際費を使う会社には
担税力があるといふことの御質問でございますが、
担税力というものは、法人の所得に対して課税
するものでありますので、そういう意味で先ほど
から申しましたように、販売促進のために必要
な経費を引きました所得に課税するといふことで
ございまして、交際費を使える会社だから担税力
があるといふことには論理的には出てまいりませ
んで、そういうことで交際費が必要な額が使われ
て、その会社の経営として販売が促進されるとい

うふうな必要な経費であると。

ただ、社用消費的な面があるとか、金額的に大
きなものになっておることに對する社会的批判が
ありますので、政策として本来経費であるものを
否認しておるといふ性格のものであります。交際
費を使わなければ販売促進がでないといふ企業
もあるわけでありまして、決して交際費が使え
るから担税力があるといふふうには考えられませ
ん。

○多田省吾君 私は、諸外国のように一応交際費
というものは損金としては全廃いたしましたして、中
小企業等に対してはそれなりのまた考慮をす
るといふような考えの方がよいんじゃないか、こ
ういふ意見も多数あるわけでありまして、
また、それを含めまして、この租税特別措置法
によつてそれぞれ規定されている本則がしり抜け
になりまして、架空のものとなつてしまつており
ます。これは法体系上も非常に不適当と思われま
すので、この租税特別措置法は一度全廃して、な
お必要不可欠のものだけを各税法の本則に必要な
項目を起して、それぞれ国会の審議を受けるよ
うにする方が租税法主義を遵守するたてまえか
らベターであると思ひますが、この点どうで
すか。

○政府委員(福田幸弘君) 租税特別措置は政策
制でございますので、政策に有効であり、また、
その政策が必要であるという期間、インセンティ
ブとして使われるものでありますので、本法とい
ふことよりは期限の限られたものとして常時見直
されるという別のためまえの法律として構成する
方がこの特例的、臨時的性格を持つものとしてな
じむんじゃないかと、こう考えられます。

○多田省吾君 次に、法人税法の一部を改正する
法律案に關して若干お尋ねいたします。

まず、たびたびお尋ねしておりますが、五十六
年度の補正予算編成後の税収見通しはどの程度に
なるとお考えなのか、もう一度お答えいただきたい
い。

○政府委員(福田幸弘君) 五十六年度補正後の税

収見通しのお尋ねでございますが、補正におきま
して四千五百余の補正減を立てております。これ
は五十五年度の税収の決算の赤二千八百億足ら
ず、これをやはり延長した形で物価の安定、景
気の低迷のつきりした分を見直したといふこと
でございまして、その後の補正後の姿といふもの
につきましましては最近の経済動向、これは十月から
十二月の国民所得の動向等については非常な懸念
がございまして、しかし、中身につきましましては内需
の回復もございまして、

そういう状況のもとで、今後どういふふうな税
金が入ってくるか。これは三月決算が五月までに
納めていただく、それがわかるのは七月でござい
ます。いま確定申告終わつております所得税の方
も、これは来月の終わりにならなければわからない
といふ、いまの税収の見積りも前提からいた
しますと、いままで入った税金の割合はまだ六二
％に達しないわけでございます。昨年より四・
四％下回つて六一・八％でございますが、今後四
割方がどういふふうに入るかがこの所得税の確定
と三月期決算にかかつております。

非常な不安要因はございまして、いまの補正後
の数字を確実に置きかえる数字もまたない。一方
において税収を見ますと、大法人の税収がいま
までのところはいいとか、物品税もいいたかといふ
問題がございまして、いずれにしても、今後
の推移を十分見守りたいといふことで、補正後予
算における見積りも変更しなければならぬとい
ふ確定的な材料がない以上は、補正後の税収見
積もりを使つていただいているといふことでご
ざいます。

○多田省吾君 この前も申し上げましたが、昨年
十月・十二月期の経済成長率がマイナス〇・九％
といふことで大落着き込んだ。また、いま輸出が
ふるわない上に個人消費が伴つてない、内需の不
振によつて、ただいまさつ々かの御答弁でござい
ますが、昭和五十六年度の補正後の税収見通しは
やはり一兆円を大幅に上回る減収が見積もられる
のではなからうかと、このように言われているわ

けでございまして。それにちなんで、通常企業の決
算期は大部分が三月となつております。したがつ
て、法人税の収納は、納税義務が年度内に発生し
た場合、税の収納は五月末までの分が当該年度の
税収とされることになっております。つまり、五
月末にならなければ当該年度の税収が確定しない
ことになりました。

ところで、現在すでに三月末になつております
が、いまなお補正後の税収見通しがきつてあ
いまいのままです。結局今年度の税収見通しすらあ
いまいのまま翌年度の予算を組まなければなら
ないわけでございます。これで余りにも大きな、法
人税は非常に大きな部門を占めておりますから、
不確定要因を抱えたままの予算編成にならざるを
得ません。現在の会計年度と民間企業の決算期と
の関係の調整がここで必要ではないかと思われま
すが、その点どう思われますか。

○政府委員(西垣昭君) 財政會計制度の問題で
ございまして、私からお答え申し上げます。
ただいま御指摘がございましたように、歳入の
年度分は発生主義によつております関係から、三
月期決算法人の法人税収収五月末までの分が前年
度、つまり五十六年度の歳入に計上される、カウ
ントされる。それまでの間は歳入が確定しにくい
状況になつていふことは御指摘のとおりで
ございまして。しかし、現在の會計制度は発生主義
を原則としたしておりますので、その原則によりま
す以上は歳入区分と実際の税収の時期にずれが起
きるといふのはやむを得ないことでございまして。

いまの御質問の、四月から三月についての財政
會計年度を改定したらどうかといふ点につきま
しては、この四月から三月までの財政會計年度とい
うのは明治十九年以来百年近くすでに確立された
制度でございまして、これをもとにいたしまし
て、たとえば学校でございまして、地方の財政
制度でございまして、広く社会活動あるいは国
民生活がこれをもとにして営まれていふといふき
わめて基本的な問題でございまして、これをさ
わることにつきましては慎重でなくちやならない

というふうに考えております。

○多田省吾君 おっしゃることもわからないわけでもありませんが、まあ最近でもアメリカが国の会計年度を変更した事実もあるわけでございます。で、わが国の場合は、特に財政再建という大きな政治目標を抱えていることから、税収の的確な掌握ということが非常に重大な要件であらうと思われまふ。国の会計年度も変更できないとすると、毎年毎年の税収見通しがきわめて不確定のままでこれを土台に翌年度の予算編成に取り組まなければならないということになります。このままでやむを得ないと、そのようにどこまでも突っ張るおつもりなのか、お答え願いたい。

○政府委員(福田幸弘君) 基本的には税収の中で、大臣が再三申しますように、法人税に大きく依存しております。これがやはり税収見積みもりを困難にしております。また、御指摘のように期間——会計区分の問題が関連いたしまして、さらに先の方を眺むのがむずかしいという問題でございます。

これは四十九年のところで納期ベースを成立ベースにしたということで、二月決算を取り込んだと、四月納付ということをやったわけでございますが、さらに五十三年に受け入れ期限を五月末に延長ということで、三月決算を五月納付にいたしましたということでもあります。

これは取り込みをやる前で考えますと、これは十月末税収で予算を見ますが、この取り込みをやる前でございます。全体が半分わかつて、法人税も同じく五〇％以上わかつている時期に見通しをやることでございまして、現在は全体が三五％しかわかっていない、法人税は二割を切っているところで見なければいけないという非常に困難な作業を強いられるということこそは事実であります。

そういうことではございますが、われわれとしては、あらゆるデータを使いましてこの辺の困難を乗り越えるようにやっていきたいと思ひますが、あくまでやはり税収は見積みでございます。

すので、その辺、歳出の方は確定金額で歳出権を、その限度について付与されるという行政府の立法府に対する立場と違ひまして、税収の方は見積みもりで、やはり租税法律主義というものが基本にありまして、税収は見積みもりであります。その辺はやはり予算段階での見積みもり、それが経済が実際に動いた後の決算的なところでの税収ということとは、やはり見積みもりである以上は御理解願ひ、その決算が見積みもりと上下に狂うことは、これはやむを得ないところでございまして、これはそうならないようには努力いたしますけれども、あくまで経済を前提にした見積みもりであるということも御理解願ひ、われわれとしてはできるだけ正確な見積みもりが今後できるように努力をいたしたいと、こう思っているんな手法も検討いたしております。

ポイントとしては、やはり各国同じく指摘していただきますように、法人税に依存すると見積みもりが困難であるということが指摘されております。やはりその前提の経済の見通しというものが実績と合わない自由主義社会では、その困難の度が強いというOECDの租税委員会での研究グループの発表がございまして。近々また、うちの担当の者もこの会議に参画いたしますが、各国でどのようにやっておるかという問題を含めて、基本的な検討を続けたいと、こう思っております。

○多田省吾君 私は、いまの御答弁で、自由主義経済ですから法人税に余りにも依拠すると困るといふので、法人税の依拠率を少なくするようなお考えがあったら、これは大変な問題だと思ひます。

まあそれは別といたしまして、法人税の仕組みの問題であります。昭和三十三年の長期税制答申で、この法人税の仕組み、すなわち法人実在説をとるか、法人擬制説をとるのか検討が必要であるとされておりますが、政府はその後のような検討をしてこられたか、簡単に結構ですから経過を御説明ください。

○政府委員(福田幸弘君) これは、三十三年の税

調答申でこの問題が触れられて、検討するようにということ、四十三年、四十六年、五十二年の答申でもこの法人税の基本的仕組みという検討を行ってきたわけでありまして、特に五十五年に企業課税小委員会というのを設けて制度の基本的検討を行ったことは御承知のところでは。

この結果を受けた中期答申というもので述べています。現行の法人税の基本的な性格、これについてはこれは現行の仕組みをやはり維持するのが適当であらうというのが結論であります。これはやはり法人税制が経済に対してできるだけ中立的でなければならぬということ、いまの程度の負担調整というものは、これを廃止することは適当でない。

また負担調整の方式として同時に検討されました法人税加算調整方式、インビュテーションという制度、これはなかなか現実的にむずかしい問題があります。また基本的な変更を加えますと、企業の資金調達とか個人の金融資産の選択、また一般の国民の受け取り方等にいろいろな混乱が起きます。で、やはりヨーロッパでいろいろな検討を行って法制を具体化したしておりますので、この法人と株主の負担の調整というものが具体的にどう行われ、経済に対してどういう影響を持つということ、やはり見きわめていく方がいんじゃないかということ、現行の負担調整をそのまま維持していくのが適当であるという結論になっております。

○多田省吾君 最近の報道によりますと、大蔵省は税の執行面で不公平を是正するために、一定額以上の売り上げがあった自営業者に対して、仮に赤字でありましても申告してもらふことを同省内の申告納税制度研究会に検討をゆだねるとしておりますが、これは事実でございましょうか。

○政府委員(福田幸弘君) 記帳水準の向上ということ幅広く検討して申告水準を高める、適正化するということの検討を始めるということ、内部的な研究会で勉強中でありまして、その中でいろいろな項目があるわけで、御指摘の点は総収入申

告制のお話であらうかと思ひますが、いずれにしても、現在検討中の問題でございまして、結論をまだ得ておりませんし、今後、政府税調においても議論が引き続き受け継がれていくだろうと思ひます。

○多田省吾君 内部で御検討中であり、税調でも審議される見通しということをお伺いいたしましたが、そうするとことしの秋ごろには新制度が導入されるという可能性もあるわけでございますか。

○政府委員(福田幸弘君) これは、やはりなかなか基本的な問題を含んでおりますので、全般的な記帳水準の向上の一環として、いろいろな項目があるわけですから、それが具体化できるかどうか、実情を踏まえて、また成果があるかどうかということも執行面からよくしらんで結論を得るということになりますので、いつまでにと、またそれが具体化を前提にしたものであるということも言い切れない、検討過程であるということでございます。

○多田省吾君 このようなことが内部で御検討中であるということになりますと、これは法人税の仕組みにもかかわる問題でございまして、この時期に合せて、先ほど申し上げました法人実在説、法人擬制説についても明確な見解を示す時期に来ているのではないかと思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(福田幸弘君) ただいま検討してまふのは、申告納税を正しくやるということとを具体的にどうしたらいいかという検討でございまして、法人実在説、擬制説というような哲学論争とい

いますか、法人税と所得税の調整をどうするかは、先ほど申し上げましたように、いまの程度の調整で、そのまゝの方が経済に対する影響も中立のまゝ、特に大きな変動のない姿の方が望ましいということ、ございまして、記帳の問題、これは別の観点から検討を続けておるということであり

○多田省吾君 次に、税の不公平問題について若

千お伺いたします。

最近、税に関する総理府の世論調査とそれから国税庁の実態調査の結果が公表されたわけでございます。しかし、国税庁の実態調査によりますと所得の掌握漏れについては直接調べておりません。これはなぜですか。

○政府委員(小山昭蔵君) お答え申し上げます。

税の執行が公平に行われているかどうか、いわゆるクロヨン論議というものがございまして、昨年の通常国会におきましてこのクロヨン論議にこたえるための実態調査を国税庁において行つてはどうかという御論議があり、これを踏まえまして国税庁において実施いたしましたのがたゞいま先生御指摘の税の執行に関する実態調査でございますが、その間の考え方について若干御説明させていただきます。

いわゆるクロヨン論議というものはその内容がさまざまなのからなっていると思われまして、またしたがいはまして、これに対する調査というのいろいろあるやり方があるかと思うわけでございます。

一つは、全国民を対象といたしまして、これを一定の割合で無作為抽出で対象者を選定して、その実際の所得と税務当局の把握している額とを対比してみるとやり方もあるいはあるかと思ひますが、その場合にはいろいろとむづかしい問題がございます。一つは、当然母集団が大きくなり、全国数百の市町村にまたがると私どもの能力だけではなかなか手が及ばなくて市町村等の御協力も仰がなければならぬというようなこともございまして、もっと大きな問題といたしましては、やはりその調査対象者の中に相当数の給与所得者が当然入ってくるわけでございますが、わが国の場合、一般の給与所得の方たちはその種の税務調査になれておられないわけでございますので、たとえば給与所得のほかに不動産所得とか雑所得はもちろじゃありませんか、金融資産をどういふふう運用しておられますかとか、そういった税務調査のようなことをさういった一般の

給与所得者に対して行うということは実問題としてこれは非常にむづかしい、こういうふうにかえらるわけでございます。

そこで、それではさういった方たちは別にして、税務当局の方で把握している農家とかあるいは営業所得者だけを対象にその種の調査を行つてみてはどうかということが次に出てくるわけでございますが、実は私も税の執行の過程を通じて、その種の事業所得者についての申告水準につきましては相当の手がかりを実は持つておるといふのが実情でございます。

まず、農家についてでございますが、これは先生も御承知のように、ごく一部の特殊経営農家と言われる人々を別といたしまして、一般の農家につきましては税務当局が作成いたします農業所得標準によつて課税をいたしておるわけでございますので、一般的にいいますと所得水準の漏れといたつたような問題にはなじみにくいわけでございます。また、営業業者につきましては、これは私も四〇台程度の実調率でございますが、毎年実地調査をいたしております結果が出ておりました、それによりますと所得の申告漏れの割合はおおむね二〇台、二五台程度というものが実情でございます。これは対象を非常にしぼりまして、特別な資料があるとか申告水準が同業者に比べて著しく低いとか、さういった方を特に選んで調査いたしておるわけでございますので、一般の申告漏れの水準はそれよりは相当低いということが考えらるわけでございます。

何かはかに、もっと客観的な資料はないかと申しますと、実は営業業者について業種別の経営の実態調査というのをこれは私も内部でいたしておりました。これは同業者の調査に際してその資料を活用するという目的で、特定の業種につきましては毎年無作為抽出の方法で対象者を選定いたしまして、さうして熟達した調査官でもつてその経営内容を、実態を十分調査するわけでございますので、本来の目的とは別でございますが、その結果を集計いたしますと、営業所得者の申告水準

がどの程度であるかということについて相当これは信頼のおける数字が把握できるわけでございます。いま申し上げましたような全体としてはかなり高い申告水準にあるということを裏づけられております。

さばりながら、農家とか営業業者等につきましては、暮らし向きは非常にいい割りに申告される所得の額がどうもそれにそぐわないのではないかとさういふ疑問を持たれる向きとか、あるいはさういふ所得がかなりながら全く税務当局に把握されてないものがあるのではないかとさういふ疑問を持たれる向きがあり、この種の疑問がいわゆるクロヨン論議を生む大きな原因になつておるといふことも事実でございます。

そこで、私もさういふことは、この二つの点に焦点を当てて今回の税の執行に関する実態調査というものを実施してみたということが経緯でございます。

○多田省吾君 いま無作為抽出ですから正確だとおっしゃいましたけれども、それでは源泉徴収されるサラリーマン以外の申告納税者に対する国税庁の実地調査は、どの程度、何%ぐらい行われておりますかお答え願います。

○政府委員(小山昭蔵君) 昭和五十四年分の申告所得税について申しますと、実地調査の率は、これは深度のある実地調査でございます、簡易な調査は別にしております。深度のある実地調査を行つておる率は四・三%でございます。

○多田省吾君 そのように国税庁は所得掌握に不公平はないという前提に立つておられるようでありまして、現実には庶民感情としてはさうは思つていないわけでございます。

大蔵省が本院予算委員会に提出された資料でも明らかに、五十五年の課税実績によりますと、サラリーマンは全体の八三・〇%が所得税を納めているのに対して農業以外の事業所得者は三七・五%とさういふ少ないわけでございます。国税庁は、この事業所得者等に納税者が少ないのはそれらの所得が課税最低限に達してない

と説明しておられるようですが、幾ら無作為抽出によつたとしても、実調率が四・三%程度でございますとどうしても国民感情として納得できない、この点どう考えておりますか。

○政府委員(小山昭蔵君) 私も限られた人員でもつてできるだけ税の執行の公平を確保しなければならぬということ、実地調査に当たりましては対象の選定ということに一番力を入れております。そのために、各種の資料を全部総合いたしまして同業者間いろいろと比較検討もいたしまして、どうもこの納税者の方は申告に漏れがあるのではないかとさういふような対象にさういふ実地調査、深度のある実地調査を実施している。それが納税者の方の四・三%という数字になつておるわけでございます。その調査結果が先ほど申し上げましたような申告漏れの水準になつておるわけでございますが、これはいま申し上げましたような、当然さういふ漏れが出てくるのではないかとさういふ方を対象にしての調査でございます。

一方におきまして、先ほど無作為抽出ということとをさういふと申し上げましたが、これは十数業種対象を選びまして、その業種に属する営業者につきまして、これは大学の専門の先生の方にもいろいろ御協力いただきまして、その無作為抽出、統計的な手法でもつて調査対象者の中から選びまして、さうして相当の深度のある調査を行うということをお願いしております。

その結果を集計いたしますと、先ほど申し上げました一般の実地調査による申告漏れの水準よりは相当低い申告漏れになつておると。これがおしなべての全体の申告漏れの数字ではないか、それに近いものではないか、さういふふうにかえておるわけでございます。私も、所得の種類によりまして確かに正確な所得を把握する困難さにはそれそれのおのずからさういふ差異があるというふうな思ひますけれども、結果といたしまして、現在所得の種類別に、巷間言われているような大きな差異があるというふうには認識してないわけでございます。

○多田省吾君 いまの御答弁ではちよつとわかりにくいのですが、四・三％の調査というのはいわゆる無作為抽出の部分で四・三％であるのか、それともそうでないのか。

○政府委員(小山昭蔵君) お答えいたします。

四・三％と申しますのは無作為ではございませんで、非常に作爲的に、これは所得の漏れがあるのではないかとと思われるような対象者を厳選して実施いたしております。四・三％と申しましても全国で言いますと、たしか十四万七千件ぐらいの対象者になるかと思ひます。この程度の対象者を相手に念入りの実施調査をいたしておるわけでございます。

それとは別に、これは全く内部の資料として活用する目的で、実は業種別の無作為抽出による調査というのを行つておまして、その結果は平均的な納税者の申告水準を知る上での手がかりになるのではないかと、結果としてでございますが、ということをして、二つのことを一緒に申しましたので、大変失礼いたしました。

○多田省吾君 じゃ、外部に発表しない、内部でやつておられる業種別の無作為抽出の件数は、業種別には何件ぐらいやつておられるのか。

○政府委員(小山昭蔵君) これは大体毎年行つておりまして、件数は全体で千件ちよつとぐらゐというところでございます。

○多田省吾君 この無作為抽出の千件の結果を外部には公表しないのですか。

○政府委員(小山昭蔵君) これは先ほど申しましたように、私も、同業者を調査する際にいろいろと参考に使うという本来内部資料という目的で調査をいたしております。外にこれを公表するということはないことを実はこれまでのところは予定してないかたがたでございます。

ただ、いま申し上げましたように、これを集計してみますと、実は一般的な申告水準を知る上でのかなりの手がかりになるということは言えるかと思ひます。その数字は相当低い数字である。低いというのは漏れが低いということを申し上げた

次第でございます。

○多田省吾君 私は、この四・三％の発表分のも、これは不公平と思われやすいものを重点的にやつておられるということですから、相当正確を期してやつておられるとは思ひますけれども、科学的に、やはり一般新聞社の世論調査等によりまして無作為抽出の部分は大体全国で三千件以上とか、もっと正確には何％とか、それぞれ科学的な調査をしておられるわけですか。ですから私は、こういう科学的な調査ならもっと批判にたえるだけの件数もきつと業種別にお聞きをして、そして発表されてもいいのではないかと、こう思ひますが、これはどうですか。

○政府委員(小山昭蔵君) 私ども、税の執行をあぐまに公平に実現していかなければならないという使命を負つておりますと同時に、また、執行が公平に行われていくということについて国民の皆様の御信頼を得ていくということも、これに劣らず重要なことであるというふうに認識いたしております。したがって、ただいま先生の御指摘の点につきましては、今後十分検討させていただきますと思ひます。

ただその際、検討させていただきたいと申し上げましたが、いま申し上げておりますように、私も、いままで内向きな資料ということでこの種の無作為抽出の調査を現にいたしております。場合によりまして、それを取りまとめたところで、どういった数字になるか、述べさせていただいたことといたしまして、述べさせていただきます。このように考へております。

○多田省吾君 最後に、大臣にお尋ねいたしますが、総理府の調査でも明らかのように、七三％もの方が税に不公平があると感じております。租税制度のあり方で最も重視されなければならぬのは、言うまでもなく公正性でございます。租税の公正が欠けることは、政治不信の原因ともなり、その結果必要な税収の確保は困難になり公共部門のサービスの縮小や停滞を招くことにもなります。

確かに、租税の公正性という問題は原理的にも実際のにも非常にむずかしいと思ひますけれども、租税の公正な把握、発表がなければ、また執行がなければ民主政治の基本を損ないかねません。ですから、所得の実態を明らかにして不公平感を取り除くためにも、もっと有効な調査あるいはその他の手段を考える必要があるのではないかと思ひますが、大蔵大臣としてはどのように考へておられますか。

ます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 租税については、国民にやはり公平に課税をされているというように認識してもらわなければ円満な執行ができません。これは当然なことでございます。したがって、いま申し上げた一層公平感を与えるための努力は制度面、執行面等においても今後していかなければならないと考へております。

○多田省吾君 先ほど申しましたように、総理府の調査でも七三％は国民は税の不公平があると考へているわけで、いわゆる社会通念になつていくわけですが、このような社会通念を打破するためには、具体的に大臣は何か考へていることがございますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 具体的にと言われましても、特別うまい手は一遍にないわけでございしますが、一つはわからないで措置法と言えども不公平とか、何かわからずに反社会的に答えている人も私はかなりあると思ひます。実際は、みんながもうだれかが一人脱税者があつたということになれば、それはそういうのはほかにもあるかもしれない、不公平だということに言っているのも私はかなりあると思ひます。だけれども、思つておられるとすれば、これは思つておられることを直してやらなければならぬ、直すための努力をわれわれはしなきゃならぬ。

ですから、そういうようなまず脱税者をなくするということや、それから不公平だと思はれておること、本当に不公平なものがあればそれは直していかなければならない。しかし、政策

目的上やつておられる措置法のようなものを不公平と言われましても、それはよく言つて聞かして理解をしてもらうというように、いろいろな手は私に交えて誤解は解き、本当に変なものにはこれはもう脱税者はなくし、それからいろいろな議論があつて、時代が過ぎたのだから、これはなくした方がいいじゃないか、いや置いた方がいいじゃないかという議論のあるようなものは、それはなかなかはっきりしないと思ひます。そのこところは、見解の相違ですから。

だけれども、少なくとも国民の多くの人が疑問を持たないように、最大限のいろいろな努力はしていかなきゃならないと思つております。

○多田省吾君 私はその一つとして、いま国税庁でお答えになつたような申告をやつておられるような業種別の無作為抽出の内部資料があるといったような、そういったものを、もう少し幅を広げて調査して外部に発表するとか、こういうこともよろしいんじゃないですか。

○政府委員(小山昭蔵君) お答え申し上げます。国税庁が現在行つております営業者についての無作為抽出による経営の実態調査についてでございますが、これは国税庁といたしましては、その内部の必要性もございまして、今後一層その内容の充実を図りながら継続してまいりたいと思ひます。その発表につきましては今後検討をしてみたいと思ひます。このように考へております。

○多田省吾君 最後に、国税収納金整理資金についてお伺ひして終わります。

今回の改正では、納税者に対する還付加算金が直接国税収納金整理資金から支出されることになりましたが、そのことによつて納税者はどのような利便を享受することができるか。また、事務手続が簡素化されることによつて人員が浮いてくると思ひますが、申告者の実調率を高めるために対応する考へはないか。この二点お伺ひして終わります。

○政府委員(西垣昭君) 前段の方につきまして私の方からお答えをいたしますが、還付金、還付加算金の事務が最も多いのが確定申告の時期でござ

いまして、やっぱり三月期にはそういったものの支払いがどうしても手間取るといったようなことで御迷惑をおかけしていると思います。そういった意味で、今回の改正によりまして、それが相当程度解消するといった意味で、納税者に対するサービスが改善、前進をするということは言えるかと思ひます。

○政府委員(小山昭蔵君) 税の執行面についてお答えいたします。

私も、従来から内部事務をできるだけ簡素合理化いたしました。これによって浮いた人員を第一線の調査事務に振り向けるという努力をこの十数年来続けてまいっております。幸いに、今回御提案いたしております法案が成立していただければ、それだけまた私どもの内部事務の合理化に、簡素化に大きな寄与をするものというふうに期待いたしておるわけでございます。

ただ、何分にも債権の徴収管理事務というのは、多年にわたってそういうことで賦課部門にずいぶん人を割いてきておりますので、現状でも相当人手不足の状況になっております。一面もございまして、それがまるまる賦課部門の方へ投入することができるか、あるいは内部事務のかなり無理がいつている部分の是正にその一部あるいは相当部分を割かざるを得なくなるか。この辺につきましては十分検討いたしまして善処いたしたい、このように考えております。

○近藤忠孝君 最初に土地税制について質問いたします。

昭和五十七年度不況対策の目玉が百三十万戸住宅建設で、この点、大蔵大臣も大蔵委員会における所信表明で、景気対策の中心に住宅政策を掲げていることですが、このように住宅政策を重視する理由は何が、端的に御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 一つは、やはりまだ住宅が不足しているということ。一つは、どうせ住宅不足しているときであるならば、要するに住宅をつくるということは需要の波及効果が大きい。

い。片側に偏在していない。道路をつくるというような場合は土地代がかかるか、それからあと人夫賃とかガソリン代とかということになるが、住宅の場合はいろんなものが組み合わさっているから、一つの国民の需要を刺激する場合において広範囲に影響がある。したがって、世界どこでもそうですが、不況時には住宅政策というものをやることを通例としておるわけがあります。

○近藤忠孝君 その波及効果ですが、最近はいくばく波及効果なくなっているんじゃないかと言われている。

その理由は、これは後で触れる住宅価格とそれから取得能力の乖離の問題ですが、もう家だけ建てるのはいっぱいで、その後の家財道具なんかとても買えないとか、そういう点では波及効果は昔ほどではないという点が言われておりますし、実際に、最近において二回にわたって行われた公庫融資の拡大などの景気対策ですね、第一回が四十九年から五十年、第二回が五十二年から五十三年、いずれも景気対策として行ったんですが、たしか第一回は一応の成功だったと、住宅建設も上向きになってですね。ところが、第二回はむしろ失敗ではなかったか。横ばいであり、そして最近これは落ちていくというんですね。

第一回、第二回通じて言えることは、景気対策では第一回だけだけれども、第二回目と第一回目と共通する点は、むしろ土地だけが上がつてしまっている、こういう指摘がありますが、それについてはどうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 問題は、私は住宅対策、今後土地だと思ふんです。土地の問題がなかなかうまくいかない。地価が非常に高くなり過ぎちゃっている。ですから、地方などではやっぱり、金貸したりなんかしますと需要多いですよ、地方は。大都市、ここに問題があると、そう思っております。

○近藤忠孝君 私がいま指摘した、第二回目の住宅政策が景気対策としては成功をしてはいないという、この指摘についてはお認めになりますか。

○政府委員(水野繁君) お答え申し上げます。

先ほど御指摘の四十九年から五十年までの第一回、それは四十九年が実は民間住宅が非常に落ちておりました、その反動もございまして非常に強く出ておる。GNPの寄与度で申し上げますと、五十年には〇・八というほど高く出ております。それに対して五十二年、五十三年は、対前年でもって三〇ないしは三二・一程度の伸びでございます。

○近藤忠孝君 私は、住宅政策を景気対策にいわば従属させるやり方には、これは反対せざるを得ないですね。住宅政策は、それ自身一つの政策目的だと思ひます。ところが、いまはもう景気対策と。景気対策となりますと、どうしても持ち家中心になるんですね。だけれども、本当の住宅政策からいいますと、私は、いまほとんど住宅を求めている層とかあるのは日本の国土の状況とか、そういう面からいいますと、持ち家中心というのと自身にやっぱり疑問を持たざるを得ない。この間こへ来た参考人も、その参考人自身が自分の家を持つのをあきらめた、こう言っておるわけですね。

となりますと、住宅政策としては景気対策よりもっと本来の目的、ほんとに国民の求める住宅政策。となれば、もっと公的住宅建設に力を入れるとか、そういう点を重視すべきじゃないかと、こう思ふんですが、どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は、住宅の専門家が、日本の場合は持ち家というのは大体もういいところへ来たんじゃないかと言われている。アメリカなどでも持ち家が六〇%以上を越すと空き家が出ると。日本も大体六〇%を越して七〇%を目標にいま五カ年計画というのは組まれているようでございますが、やっぱり空き家の問題というのが一つ出ています。ドイツのように三分の一ぐらいいまだ持ち家比率がないというところは、空き家というのは少ない。

ですから、やっぱり持ち家と言われても、大都市の場合はなかなか、私も大蔵大臣だけれども持ち家がありませんからね。私もあきらめております。とても買えない。あんまり遠いところへつくったんじゃない選挙区と同じくなくなっちゃう。

ですから、こういうところはやはり高層の公営とか、民間でも高層の賃貸住宅というふうなものを大都市では進めるべきではないだろうか、私は素人ですが、そのような感じがします。

○近藤忠孝君 大蔵大臣があらためざるを得ないほどやっぱり問題なんですね。

となりますと、今回の土地税制も含めて、いまやっておるのはあくまで持ち家中心でしょう。となりますと、果たしてこの政策が妥当なのかどうか。私は、いまの大蔵大臣の発言というのは、これはかなり大事だと思ひます。渡辺さんでさえ、力のある渡辺さんでさえあきらめるというほどの持ち家中心だということ。やはりそのこと自身がこれは方向として間違っているんじゃないかと言わざるを得ないんですが、どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは日本全国の場合とは別でしてね、私は東京のような大都市の中でという話をしたわけですから、こういう大都市の市街地の、大都市の中では、坪二百万とか三百万とか土地買って家を建てるといったって事実上できないですよ、そんなことは、実際問題として。ですから、やはり郊外ということで当然に他県とか郊外と、そういうところではまだ持ち家の効果は私はあるし、地方においてはやっぱり賃貸というものは入らぬですよ。私の家の前に何かの雇用団が家をつくったのにかなり入らないでしばらく置いてあった。

う傾向に、事実問題としてそういう傾向にならざるを得ないんじゃないかと、そう思っています。

○近藤忠孝君 次へ進みますが、住宅建設不振の原因としては二つのことが言われておりますね、一つはさきにも指摘したとおり、住宅価格と取得能力との乖離、それからもう一つは構造的な要因がある。

構造的な要因について指摘されているのは、一つは住宅ストックの量的充足、それから二番目には婚姻件数の減少など、三番目には都市への人口移動の低下、四番目は低所得者層への住宅需要層の変化、こういう状況です。こういう構造的な要因となりますと、私は単に今回のような税の問題だけで、こういうことではだめではないかと思うんですが、こういう指摘されていることに對する、これは建設省のお考えはどうですか。

○説明員(北島照仁君) 政府といたしましては、住宅建設を五カ年計画に基づいて実施しておりますのでございまして、昭和五十六年度から六十年までの第四期住宅建設五カ年計画を昨年三月策定いたしましたわけですが、その算定に当たりましたは、一つには世帯数がどの程度減るかどうかということ、一つは住宅がどの程度減失するかどうかと、この二つの要因を主に検討いたしましたので、そういうしまして七百七十万戸の住宅建設を計画したところでございます。

したがって、一応その婚姻の件数とかあるいは人口移動の件とか、一応そういうものも計算に入れておるといふことでございまして。

○近藤忠孝君 たとえば、低所得者層への住宅需要層の変化というのは、小さな家に、戦前から建ったような、もう本当にぼろぼろの家で、もう住むに耐えないようなのがずいぶんありますよね。そういう人々が、たとえばかわっていきたくて、それはもう正当な要求です。そうなりまして、これは持ち家じゃとてもこの層の人に対しては対応できないですね。

そうなりますと、さっきから問題になっているような公的住宅ということですが、しかし公的住宅

宅の建設は逆に予算減っているわけですね。となりますと、むしろ住宅政策としては、本当に国民の要望に沿ったところの政策が行われていないんじゃないか、こういう指摘をせざるを得ないんですが、その点どうですか。

○政府委員(西垣昭君) 予算の問題でございまして、ちょっと私から御説明申し上げます。

いまの御指摘は、公営公団住宅の建設戸数が減っているという御指摘だと思います。御存じのように非常に厳しい財政状況でございまして、公共事業に割き得る財源というのに限られております。その中で住宅に割き得る財源というののもどうしても無制限というわけにはまいりません。したがって、できるだけ効率的に使うということが必要でございまして。

いまの御指摘は、たとえば公営住宅につきましては、予算戸数が五十六年度の五万五千戸から五十七年度は五万四千戸と、一千戸減ったというところでございまして。ただ、公営住宅につきましては、地元との調整とか既入居者との調整がございまして、建てかえができないといったような事情がございまして、予算でたくさん戸数を計上したからといって建つものじゃないわけですね。五十六年度の状況を見ますと、予算が五万五千戸に對しまして実績見込みが四万九千戸程度でございまして、それに対して五十七年度は五万四千戸ということ、いわば従来の実施状況等をにらみながら無理のないところを計上したということとでございまして、予算を削ってしまったということではないわけでございます。

公団住宅につきましても、五十六年度の予算積算上の戸数は三万八千戸でございまして、見込みといたしましては三万戸程度でございまして、それに対して五十七年度は三万五千戸。したがって、私どもといたしましては実現可能な必要戸数は確保している、こういうふうに考えております。

○説明員(北島照仁君) 先ほど七百七十万戸の住宅建設、全体のことを申し上げましたけれども、

それと一緒に閣議決定した内容といたしましては、その五カ年間に全体として三百五十万戸の公的資金住宅を建設すると、その中で公営住宅あるいは公団住宅についてもわれわれの方、必要量計算いたしました十分その低所得者の方々に對しても適切な住宅が供給できるように対策を講じているところでございまして。

○近藤忠孝君 先ほどの答弁でもわかるとおり、実現可能なものは確保したと、あるいは無理のないところでという、私はその答弁自体の中に、その範囲でやっているということなんです。住宅建設を本当にここで景気回復の目玉ということにしていくと同時に、そのことに重点をおけば私どもも努力があつてしかるべきだということをこれ指摘をしたいと思ふんです。

時間がないので先に進みますが、土地がなく、それが住宅価格の高騰につながっているというところはもうはっきりしているんですが、しかし問題は、本当に住宅が不足しているのかどうかという問題、これはもう一度考えてみる必要があるんです。

これはいただいた資料によりますと、国土庁の資料ですが、販売用土地、これは四十四年から四十八年にかけて取得したものが六万ヘクタールあるわけですね。これは全体の販売用土地の六二・三%、ということ、たとえば事業用土地とは全然これはもう違うわけですから、事業用土地は逆に四十三年前取得のものが圧倒的に多いわけですから、こういう点じゃ、まず法人の土地所有が実際大いに進んで、それが先ほど指摘ありましたけれども、土地を高くしているあるいは供給を阻んでいる一番の原因じゃないかと思ふんですが、どうですか。

○説明員(松本弘君) ただいま御指摘の点は、私も毎年資本金一億円以上の企業につきまして土地の取得、保有の状況を調査をいたしております、その結果でございまして。

五十五年三月末の結果を見ますと、一億円以上企業が持つております土地が全体で約八十三

万六千ヘクタールでございまして、そのうち大部分がいわゆる事業用土地でございまして、販売用土地というふうには言われておりますものが九万六千ヘクタール、約十ヘクタール弱でございまして、この中で最も住宅用等に急がれますいわゆる市街化区域の中で保有しておりますものが、約一万ヘクタールでございまして。

ちなみに、そのうちで三大都市圏で保有しておりますのが二千八百ヘクタール程度でございまして、全体八十三万ヘクタールの中で市街化区域の中で持つております販売用土地は一万ヘクタールでございまして、御指摘のように、この販売用土地につきましては一刻も早くこれを宅地造成なりいたしまして、実際の需要に供給していただくということが必要であらうというふうに思っております。

○近藤忠孝君 いまも答弁あつたとおり、そういう点の一つの大きな問題点だろうと思ふんですね。それから、これもさきに指摘があつたとおり、空き屋があるという、こういう状況とか、そういう点で私は土地や建物は、住宅には必ずしもこれは不足をしているのではない、客観的には、それでそれを阻んでいるものがあると思ふんですね。

それから、確かに大都市近郊の農地、市街化地域の農地を宅地化していくという、これは一面で一つの政策目的ですが、ただそれとの関係で土地税制出てきているんですね。これは後で触れますけれども、そういう点で全体的に見ますと、私は単に土地税制だけではなくともっと全般的な住宅政策が必要だろうと思ふんです。

そこで、土地の問題ですが、大変高くなっているというんですが、そこでちょっと渡辺さんにお聞きしたいんですが、昭和五十年を一〇〇とした場合、国民の住宅取得能力はどうなっているか、数字的に大体どの程度という御認識をお持ちでしょうか、ちょっと渡辺さんの認識を聞いてから建設省の方に……。

○説明員(北島照仁君) 住宅価格と申しますのは、その地域とか構造、あるいはその規模等によ

りまして相当開きがございます。

まず、一応住宅取得能力を計算する便宜上、民間研究所の調査によりまして、首都圏の新規売り出しマンションの平均価格を、住宅価格をとりまして、一方取得能力の方の、今度は買主の方の側の給与というものにつきまして京浜地区の勤労者世帯の収入を求めまして、それから借入金と公庫と銀行ローン、あるいは貯蓄額が適当にある、これは総理府の調査の方から引き出して、そういったもので住宅価格とその資金調達可能額との比率を求めまして、これを五十年を一応一〇〇といたしますと、五十四年一〇四であったものが五十五年度におきまして九一、一三〇程度下がっております。五十六年につきましては、まだいような調査等が十分でき上がっておりませんが、余り状況は変わっていないんじゃないかというふうに考えております。

○近藤忠孝君　そういう状況だということを、大蔵大臣、御認識をいただきたいんですが、ただ私は、建設省の算定したこの計算そのものも甘いと思うんです。民間からは大変な批判があります。つまり、計算方法が違ふんです。住宅価格で調達可能額を割っているわけでしょう。ところが民間、たとえば金融業界での算定ですと年収で住宅価格を割って出しています。実態からいいますと、この方が確定するわけですよ、年収が確定し住宅価格まで確定してはいますね。となりますと、正確に出てくるんですよ。建設省の計算だと調達可能額というのはかなり不確定なものだし、しかも他人の金ですからね、自分の金じゃないわけですね。

○説明員(北島照仁君)　民間の計算方法も一つの方法かと思いますが、建設省におきまして調達可能額というものを使得ております大きな理由は、要するに公的住宅金融の効果というものが非常によく出てくるということに使ってあるわけでございます。

以上でございます。

○近藤忠孝君　しかも、最近ずっと、これは積極的な政策の結果だと思えますけれども、住宅ローンが大変割合がふえていますね。たとえば五十五年ではローンの貸出残高二十五兆八千億円ということ、それはまあそれでいいと思うんですが、ただ問題は、国民の所得の伸びがそんなに伸びていないで、むしろ借金の方がふえる、そういう中でいま住宅建設が行われている。

ですから、これは別の資料によりまして、最近では払えなくなつて、払えなくなつた結果、それはすぐさま返済不能ということにはならないで、別の人に譲つて、自分の住宅取得をあきらめるといふような形ですが、ずいぶんそういうあきらめざるを得ない人々が出ています、こういう結果もあって、私は国民の中における取得能力はむしろこれから大変厳しくなつていくんじゃないか。そういう中で、今回の土地税制の結果地価が抑制され、あるいは下がり、それで前進すればいいんですけれども、また別な問題が出てくると思うんですね。

そこで、これはむしろ大蔵省に端的にお伺いしたいんですが、譲渡所得税を緩和することによつて本間に宅地が供給され、そして住宅価格が下がるという、こういう御自信があるのかどうか、どうですか。

○政府委員(福田幸弘君)　今回の改正で、御承知のとおり、短期と長期を十年と区切つたということ、従来の四十四年一月一日以降ということとでは差が出ますから、その差額の年数の分は動きやすいという問題がございます。

それともう一つは、四分の三総合というのがなくなつてしまつて二分の一総合ということになりますので、数字を見ますと、どうも八千万出るところの数字がないんです。というのは、その

の下の方に切り売りしておるか、それを恐れて四分の三をかけるなら動かしにくいというふうなことでとまつておる、したがつてその数字があらわれてきていません。だから、そういう二つの要因で動くということのいままでの阻害要因が外されたということは言えると思います。

それとあとは、優良宅地についての軽減税率を三年に限つていますから、そういう施策でいままでよりは動きやすい。

それからもう一つは、長期安定税制にしたということですから、毎年何か変わるだろうという思惑でいつも売り控えた、売り控えるから土地が動かない、買主方も動きが出ないというふうなことで、いままでよりは確かにもうこれ以上変わりようがない、二分の一総合ですから、それから十年で短期を考えますから、もうこれを前提に考えてもらつたということになれば、いままでいろいろな思惑があつたのが消えてしまふ。これはやはりプラス要因ですが、どのくらい動くか、これは確かにわからないわけ、いろんなほかの環境によつて左右されますから数量的には言えませんが、いままでよりは動きやすい、これは確かであるうと思ひます。

○近藤忠孝君　それは希望的観測ですが、私は短期の範囲を広げたことは――結局あのときにまさに投機に動いたですね。制裁すべき対象の業者をもうけさせる結果になるにすぎない。だから、それはやっぱり相当だと思われませんか。

問題は、譲渡所得税の効果として二つの側面があると言われているですね。資産としての土地の魅力を高めるから宅地化が阻害されるという側面と、あるいはいま言われたように、土地売却の障害が緩和されるから宅地化が促進されると、二つの側面があるんですが、問題は、どういう土地にどういう効果が働くのかといふことです、この第一に述べた資産としての土地の魅力を高める効果というのは、従来から長く所有している土地についてはこういう効果が働くんです。逆に、投資をした土地については、さつき局長が言われたとおり、そ

れはその阻害要因が緩和されますから、これは確かに宅地化が促進するんですね。

となりますと、制裁すべきところをどんどん野放しにしてしまつて、本来市街化区域の農地を宅地化したいというその面では逆にこれは手放さない。というのは、農民は土地で持つておつた方が、値上がりを見込めば、それを売つて金利で暮らすよりよほどこれはいいんじゃないか、そういう効果がむしろ働くんじゃないかというところがこれは指摘されていますけれども、その点どうですか。

○政府委員(福田幸弘君)　これは、いままで長く持つておつた人が売るときと、棚卸しで持つてい

る場合で売るときと、いままでの重課をなくすることがどう影響するかに差が生じるかは一概に言えないような気がします。

というのは、土地の値段を政策担当当局が土地政策自体としてコントロールするといふか、よく見ればおれはいい話でして、そこに軽減効果がプラスまたはマイナスに立場上変わるということはない。全体の政策がその都市圏において整合的に行われればマーケットプライスは一本――一本というか、そういう形で決まりますから、売り主の考えで値段が高くなる、低くなるということとは抽象的にはないような気がします。具体的話になつてくれば、これは税としては私は中立であるの、いいというものが基本ですから、後は政策の方で十分に展開してもらいたい。土地問題等はやはり責任持つて関係当局やってもらふ。何でもかんでも税金のせいにしてもらふのはもうやめてもらふというのが今回の改正です。

○近藤忠孝君　大蔵省としては余り頼りがいがないような答弁ですけれども、しかし一面では、土地税制に大変期待しているわけですね。これはこういう指摘があるわけ。私有財産制のもとでは、これは強制的に土地を出すというわけにいかないから、やはり税制による効果に頼る以外ない。大蔵省はそんなに頼りにしてもらつちゃ困ると思うけれども、実際はやっぱりそうなんです

○政府委員(福田幸弘君)　これは、いままで長く持つておつた人が売るときと、棚卸しで持つてい

る場合で売るときと、いままでの重課をなくすることがどう影響するかに差が生じるかは一概に言えないような気がします。

というのは、土地の値段を政策担当当局が土地政策自体としてコントロールするといふか、よく見ればおれはいい話でして、そこに軽減効果がプラスまたはマイナスに立場上変わるということはない。全体の政策がその都市圏において整合的に行われればマーケットプライスは一本――一本というか、そういう形で決まりますから、売り主の考えで値段が高くなる、低くなるということとは抽象的にはないような気がします。具体的話になつてくれば、これは税としては私は中立であるの、いいというものが基本ですから、後は政策の方で十分に展開してもらいたい。土地問題等はやはり責任持つて関係当局やってもらふ。何でもかんでも税金のせいにしてもらふのはもうやめてもらふというのが今回の改正です。

ね。

ところが、私がいま指摘したとおり、譲渡税の緩和をしても決して宅地は、本来望んでいるような宅地は供給は余り進まないんじゃないかと。そして、結果的には投機したものをもうけさせ、逆に土地の高騰を招くんじゃないか。今回の土地税制も結果的には、いまだ昭和四十八年以降ですが、以来の土地税制の幾つか変化がありますが、その変化のときと同じように、土地の値段を上げるだけの効果しかないんじゃないか、こういうことが指摘されています。

そこで、もう時間も余りないので、最後に私の土地税制についての指摘を申しますと、恒久的な税制を求める、これは当然のことだと思います。問題はどのようなところで恒久的な税制にするのかという問題です。一つは地価を抑制し、不公平を縮小する方向か、あるいは地価高騰、不公平拡大する方向かと、いまだどちらかということなんです。昭和四十八年以來の土地税制の変化を見てみると、土地税制を緩和したときにどんどん値段が上がっているんです。そして、抑えたらそれなりに土地価格も一応抑えられていたと、そういう経過があると思うんですね。

これから恒久化してしまふ場合に、いまの土地税制は結局不公平を拡大するだけですね。そして地価を高騰するだけ、その方向でこれは恒久化してしまふんじゃないか。むしろ恒久化するならば抑えて、そして土地高騰を抑え、かつ不公平を抑えていくと、そういう方向であるべきじゃないかと、こう思います。ひとつ大蔵大臣の端的なお答えをいただいて、土地税制についての質問を終わります。

○政府委員(福田幸弘君) 土地のやはり取り巻く環境が重要であろうと思うのですが、これは五十五年から五十六年のところでは四分の三を上の方だけに残したわけですが、その前の五十一―五十四年のところでは、これは騰貴が強かったものから、二千万超、四分の三、これは非常に異常な形で抑えましたから、土地騰貴はおさまったわけ

です。その前の四十四年―五十年間は、段階を追いつながら土地を供給させるということをやった、それが土地ブームにまた絡んでおったんですから、それを非常に強力な手段で課税で抑えて、後いような経済環境が落ち着いたこともあって土地が動かない。

一方、税金の重い形がそのまま残っておるといふような状況、やはり経済環境、それから住宅政策自体も前向きに処理するといふときに、その過去の土地が上がったときに厳しく抑えた税制をいまなお持っておるといふのはやはりおかしいんで、これを外して、あるがままの姿で政策を展開してもらうといふのであって、税の方が何か不公平を拡大するとか、高い値段のままで何か金持ちの方だけを優遇するといふことはないとはいふに考えます。

○近藤忠孝君 土地税制を緩和した結果高騰し、それを抑えたいんですね。だから、私はもっと前へ戻すといふことをこれは指摘しているんです。あともう時間が来ましたので、最後に交際費関係で二問質問したいと思ひます。

一つは、交際費については先ほど多田委員から性格について質問ありましたけれども、これは一面資本充実の原則から見ても、交際費がどんどん使われるといふことはこれと矛盾をするのではないかと、いふ点の一つ。それから今度、交際費一〇〇%課税といふことになりましたと、それとの関係で、使途不明金について同じような扱い、これは課税からいふと同じ扱いですね。それでいいんだらうか。使途不明金についてはいろいろ否定的面がこれは議論になっておいて、昨年の私の質問に対して、当時の高橋主税局長は、指摘されてきたのもっと掘り下げて検討する、こういう回答でした。ところが、こゝしになってからの答弁聞いていますと、一つは記帳義務が全部ないとか、記帳義務の関係と、それからもう一つは支払の先の明示義務もない、こういう関係で、使途不明金にフランスのような重い課税をすることについては問題がある、こういう指摘なんです。た

だ、青色では実際記帳義務があるわけですね。

となれば、その限度で、要するに問題になっているのは大企業ですから、その限度で私は重い課税は可能であらうと思ひますし、それから支払い先の明示義務については、これは別に処罰するのじゃなくて、支払い先を明示しない結果不利益になるという、いわば反射的効力ですね。となれば、私はここで思い切つてやってもいいんじゃないか、こう思ひますが、いかがですか。

○政府委員(福田幸弘君) 最初の御質問は、交際費が社外に出るから内部留保を損う、こういう御質問ですが、交際費はやはり必要な経費であるといふ性格であれば対外的に支払われるわけで、ただ支払われ先が部内の人のポケットに入つてはいかないとか、お互いに飲み食いしてはいかぬといふ問題はあつたわけで、社用消費になりかねない性格として批判されておりますので課税するといふことで、必要なものであればこれは経費であつて、外に払われるのが本来であるといふことであらうと思ひます。

その次に、使途不明金の問題でございします。これは税といふのはモラルにどこまで介入していいかという問題があると思ひます。で、この使途不明金といふのは、やはり何らかの必要があつて払われておる。その使い先が言えないといふか、わからぬ。二つが、言えないのとわからないのとがあるんでしようが、これは書類がそろつていないためにたまに書き漏らしておる中小企業者あたりが、先がおまへは言えないんだな、こういうことで重課税していいのかという実際の問題もあるわけですね。実際わかつて、行き先を知つておるのに口を閉ざして、交際費一〇〇%だから今度と同じことじゃないかといふ言い方もあるかもしれせん。

しかし、いずれにしても、その支払い先をやはり言うことを義務づける、またはどこまでの範囲で、たとえば手数料とかリベートとかいふ種の範囲に限るか、広く経費で落とす。それをさらにどこにだれに、どういふふうに払つたか、何が

目的かまで限定しておいて、それがちゃんとされていらないから重課するといふふうに仕組むのか。その際は、本来は受取先に所得が行つて対価がないから、そのかわりに課税をするんだという意味なのか、課税に協力しないから課税するのか、その種の問題といふのはやはりたくさんあるわけですね。

ですから、実際の執行に入つた場合にどういふふうな雰囲気調査が行われるか。帳簿がない、また行き先がわかりません、記帳はやつたつもりですけども行き先まではそこまではという前提の法律もない。その明細についてどこまで規定するか。そういうところをはっきりしないままに、これは賄賂である、贈賄であるといふ前提で課税をする。それはそれなりに追及すればいいので、それを立証できないから、そこで重課するといふのは、やはり会計の問題もしくは税務、普通の調査の態度としては割り切れない点があると思います。で、やはりよく詰めた議論をしたあげくで結論を得べきもので、直ちにそのモラル論としては答えはすぐに出ないといふことであります。

○近藤忠孝君 終わります。

○三治重信君 まず最初に、先日参考人の聴取をやつたときに、商工会議所の参考人の方から、やはり青色申告を進めてきたけれども、まだ法人でも、商法でいう記帳義務がありながら、やつていないところもたくさんあるし、こういうふうないろいろの疑惑を解消するためにも、また商工会議所としては三カ年ぐらいでその記帳を全部の法人企業並びにいづゆる個人企業でも大きなところ、できるところから全部記帳をやつていくような運動を展開したいといふような、非常に積極的な話があつたわけなんです。これは非常に何となくののです。か、いわゆる所得統計からだけのクロヨンとかなんか言われておるんですけれども、やはりそういうことの疑惑を解くために、その事業者の記帳の義務、簿記づける義務、またそういうことによつての課税といふことで、これは民間の方がそういう商工会議所や民間の青色申告会や、そ

それからさらに商工会というものがやる気になれば、これは税務当局もまた協力すれば非常にこの効果を発揮するんじゃないかと思うんですが、そういうことについて国税、主税どちらでも結構ですが、相当内輪話がこういうことについては進んでいるんですか。

また、具体的にこういうふうないわゆるクロヨン解消のための手段としてということばっかりではなくて、やはり公平な税制というものが非常に重要なことだと思うんですが、非常にいいこと聞いたと思うんですが、そういうことについての主税、国税当局のいまの、またそういうことについての対処の仕方をお聞きしたいと思っています。

○政府委員(福田幸弘君) 記帳の問題は申告納税の前提になっておるわけで、シャープ勧告が最初から自分の所得は自分がわかって、それに伴う記録は持つておるはずだということを当然の前提にしたのはアメリカの実態を反映したわけでしょ。ただ、日本の当時の会計が十分でなかったということから青色というふうな奨励策がとられたということであらうと思うんです。

いまの時点において、この当然の所得計算というものをすることを要請するというのは、やはりシャープ勧告といいますが、申告納税というものの原点から見て適当などうか正しい行き方であらうと思います。

ただ、どういふ帳簿が必要であるか、また罰則まで要するの、また課税の際にどういふやり方をしてそれに対する反証として帳簿が立証の際に使われるかという種々のいろいろな問題を解決していく必要があるかという問題です。いたずらに煩瑣なものになったりしてはいけませんから、正しい申告をしていられる者がおかしな課税を受けて不公平感を持たないようにするということが基本ですから、その辺を基本に戻って検討するということと昭和三十六年の通則法改正に関する答申がございまして、この辺も振り返りながら記帳の適正化というものを申告水準の向上の一環策として検討するということとせつ々しく検討中です。

法律問題が絡みますし、執行の問題でもございまして、いろいろな面を十分に検討した上で税制調査会の本格的審議にゆだねたいと、こう思っています。

○三治重信君 いまの話だと何というのですか、税制調査会のやつにまたさらにそういうものを意見を聞いてやるというふうなことなんでしょうが、こんなのはもう事務的に一つの方策が、もう三十六年にもそういうひとつの一定の調査されたの研究が行われたのであれば、もう簿記上の問題や、できるだけ簡単な最小限度の記帳というものを、これぐらいの規模のものにはまずやりなさいとか、いろいろの何というのですか、段階的なこの目標をこういう協力団体に、また協力しないまでもそういうものに協力してくれというその一つの事業者団体に働きかけていくという積極性がなければ、これはやはり調査研究してこうやっていけばやっていくほどまたむずかしい問題をつくらしちゃう。

これはやはり、実務的には国税庁の人たち一番よく知っているわけだと思わんですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(福田幸弘君) 御指摘の点を踏まえて検討したいと思うんですが、いろいろなやはり関係方面の意見がありますので、事務的にだけ詰めるという技術論、また国税庁のサイドだけの考えというよりも、やはり広く御意見を伺うという機会を経た方がやはりこういう問題については具体化について無理がない、こう考えて進めておるわけでありまして。

○三治重信君 じゃ、そういうことで専門家集めてどういふやつ、また具体的な計画は決まっていますのか、そう言われればそういうことでやるよりかしようがないという程度なんですか。どちらなんですか。

○政府委員(福田幸弘君) これはいまは、研究会の段階は問題点をすべて挙げまして検討をいたしておりまして、また近々再開いたしますが、内容は相当細かく執行面の実態まで踏まえた具体案づくりに入っておりますけれども、いずれにしましても、いまは研究会というフリーな形で検討をやっております、それをさらに進展させていくということでありましょう。

こういう問題、やはりいままでなかなか実現できなかっただけの理由がございまして、それが定着するだけのものにしていくということで関係各方面の協力を得ながら、しかし、法制的にはやはりきちっと説明できるものでないといけませんので、そういうことで進めておるということと御理解願いたい、こう思います。

○三治重信君 ひとつ税の公平化を、信頼を得るような措置としてそういうことが、私は業界の方でも受け入れ体制ができつつあるような気がするんですが、ひとつその審議を促進していただいて、やはり実態については各専門家や利害関係の団体からいろいろ批判やなんか出てくると思うんですが、しかし、やはり国税当局がこういうふうにしていくと、この不公平税制、クロヨンというものを解消すると、こういうふうにしつかりしたスケジュールをとっていくと国民の信頼感というものが非常に進むと思うんですがね。そういう意味においてひとつぜひやっていただきたい。

やはりそういうことが行われてないと、一般的所得統計やなんか簡単に割り出されてクロヨンだ何だかんと言われると、いわゆる源泉徴収をやられてはいる者から見ると、取れるところから取って、われわれだけ取られてしまつて、こういう非常にひがみ——ひがみ根性と言っちゃ悪いわけ、負担の不公平というものを非常に強く頭の中へそういうことが行われないとだんだん強く入っていくわけなんです、不公平的にわれわれだけが非常な負担を課せられていくと。

こういうことなわけなんです、単に税制の合理化ということばかりでなくて、やはり国民全体が税務当局のやり方をきちつとどういふ努力をするかと、言われているこの不公平に対してどういふ是正措置を具体的にとるんだということについて注視をして見ているわけなんです。単にそういう事

業所得者に対するだけのことでなくて、これは納税者全体に非常にその姿勢が響くということと特にひとつ注文をしておきたいと思うわけでありまして。

それからちょっと話が変りまして、つい最近「地方財政の状況」という資料をいただいて、その資料を見ると、私は、日本というのは中央集権主義で国税が非常に多い取られて地方税というものは少ない割合かと、こう思っておつたら、やはり日本は欧米諸国から見ると非常に地方税というものは、地方税の国民負担率というものは非常に高いですね。イギリスで五%、国民所得に対してですよ、GNPに対して。日本は八・二%、それから西ドイツはこれはちょっと四・四%といかに少ないなと思つたら、これはやはり州税が連邦の負担の方へ入っているというから、これは州の下の本当の市町村だけだとすればそんなものかと思うんですが、フランスは三・七%、アメリカは州税を含んでも一〇・八%となつてくると、日本の八・二%とはほとんど違わぬから、州税を地方税にするというこれは日本が一番地方税はGNPに対してよいかかっているような気がするわけなんです、そういうふうな理解でよろしゅうございませうか。

○政府委員(福田幸弘君) 国民所得に対する地方税の負担率はいまお示しのとおりで、日本の場合が八・二%で、アメリカは一〇・八%、イギリスが五・〇%、西ドイツ四・四%、フランス三・七%と日本より低いわけでございます。

この裏側として、地方財政の規模というものがあろうと思うんですが、またその関連で財源の調達方法があらうと思うんですが、地方、政府の大きさを対GNP比で見ますと、日本が一六・二%で、アメリカ一四・四%、イギリス一三・二%、フランス八・〇%よりやはり大きい数字になります。ここからは事務の配分等いろいろ問題あるでしょうが、税だけの面で申しますと、英国の場合は地方財政規模が日本よりは下回っています、税率が地方の方非常に低いのは、これはレイトという不

動産税だけしかないという仕組みを歴史的に持つておるからで、ほかの所得課税がないためなんです。この開きが当然出ますが、これは補助金でやる。これは主計局の問題でしようが、補助金でめんどろを見る。交付税交付金も入っておったと思うんですが、中央政府がその差額を見ろというものが英国のやり方であつたと私記憶しています。

西ドイツは、さきのように州が入ってありまして、連邦、州が一緒に税金をとって分けあうという仕組みであるために連邦、州というのが州の数字を含めておるためであります。これは国の機構が州の連邦という仕組みになつておる点に、地方に比べ純粋の市町村の税金しかあらわれない。しかし、州というのが非常に独立性がありますので、この分類方法がどうかといへば、州を連邦に入れたところから国の方が大きくて地方が少くない。フランスはやはり不動産税等が主になつておつて、余り独自の税が少ないというのはやはりこの数字からあらわれています。

国税と地方税の比較でいまして、日本はいわゆる六四・一に對して三五・九という割合、これはまた補助金やると逆転するわけですけれども、アメリカの場合は日本の三五・九に對して三八・七、英国は先ほどのようなことで二二・二しか地方税取ってませんで、国が八七・八で直接地方に對して差額を調整してやるといふ仕組みをとつて、それも民主主義なんです。西ドイツは連邦の方に州が入っていますので本来の市町村は一四・〇にすぎない。フランスも一一・四。

国、地方というときの制度がいろいろ違つておる、沿革も違つて、また財源調整機構もいろいろあるということ、一概には言えない背景を持つておるといふことであります。

〇三治重信君 本場にそつういうふう認識されておると、いままでちょっと考へていたのとえらい違つて、事態は違つて、日本は集権主義だ集権主義だと言われるけれども、欧米各国の方がもっと税関係からいくとえらい国税中心の徴税が行われているんだなということ、そつういう認識でいいわ

けです。

どうもそのようだが、そつういうところからいくと、何といひますか、次の質問は愚問かも知れぬけれども、地方交付税がこれまた今度は、一面資料を見るとほとんど全部、わずかに交付税を受けないのは県では東京一つだけ。市町村でも五十七しかない。こつういうふうになつてくると、もうほとんどどのところは全部基準財政収入額が足りないといふことで交付税を配賦する。こつういふことになればみずからの財源が取れるところは財源取るように、もう少し地方に財源を与えて交付税を減らしていったらどうか。その方が金の使ひ方も合理化しないか、こつういふふうに思つておるわけなんです。

また、交付税が一番やはり税の自然増収で増加をする法人税、所得税、ことに所得税が中心になつて自動的に交付税の方へ入っていく。こつういふかこつういふから、ますます所得税そのものが自然増収の大きな財源になつておる。その大きな分け前を地方交付税が食つておる、こつういふかこつういふになつておるわけだから、国がふえれば地方も同じようになつていくのが税の配分からいくといいかも知れませんが、物の考え方によつてこつういふ所得税の一兆円減税、こつういふことを考へる場合に、この地方交付税の制度について、これは大変な困難だらうと思つておるけれども、交付税と地方税との調整といふようなものは考へたらどうかと思つておるが、どう思ひますか大蔵大臣。

〇政府委員(福田幸弘君) 税の面からだけ申し上げますと、税源の国、地方の配分といふのは、また一方において行政事務の国、地方の配分とも絡むわけでございますし、税源といふのはまた地方によつて偏在いたしておりますので、この辺を考へますとやはり調整するものが交付税といふもので――補助金も広く言へば入るわけですが、それがなければ行政水準が全国的に平準化しないといふか、余りにも差が生じ過ぎるということになりまうので、また国の借金状況から言つて地方に渡

すような税金もまたないといふことであります。

先ほどの外国の例から見ても、地方に独自財源がどこまで必要かといふのは、やはり地方でやる仕事に直結した税源としてどういふものがとつて問題にも絡みますので、必ずしも地方税源が充実されて交付税が減るということよりも、交付税の形で調整をするといふことの方が事務配分と税源の現状から見てもやむを得ない。

あつて主計局の問題でございますので、主計局で御説明すると思ひます。

〇政府委員(西垣昭君) いま主税局長から申しましたように、地方団体間で貧富の差が相当ございします。税源におきましても豊かなところと貧しいところ、地方の一般財源といつたしましては地方税と交付税、譲与税があります。もしいまはつきりといふ言ひたかどうかわかりませんが、御指摘が地方交付税を減らして地方税財源をふやしたらどうかといふことであるとしますと、豊かなところがますます豊かになりまして、貧しい府県の財源が乏しくなる、こつういふ問題がございします。そつういふ意味で、私もそれはいいかかかなといふ感じがいたします。

いま一つの例示として申し上げますと、都道府県について一人当たりの税収額を府県別に比較してみますと、全国の平均が一〇〇といひますと、これは最近の数字だと思ひますが、昭和五十四年度でございしますが、人口一人当たりの指数が最低の沖縄が五〇、それに対して東京が一七七といふ数字でございします。地方交付税といふのはまさにそれを補つておるわけでございます。それから、市町村税について見ましても最低がやはり沖縄でございまして、全国平均を一〇〇といひまして沖縄は四一、これに対して東京一九九といふことでございします。地方交付税に對しては、貧しいところの財源を取つてしまつていふことになりまうので、それはいいかかかなといふ感じがいたします。

〇三治重信君 それから、これは質問としては通

告してないやつなんです、この前にちよつと

やつたいわゆる所得のない法人ですね、それからまた休眠法人からは、名前だけのやつは何もどうしようもないといふことになるかも知れないけれども、法人でありながら税金が全然、欠損あるいはゼロといふことで、納められていない非常にたくさんある法人がある。こつういふものに対する、まさか脱税法人といふわけにはいかないでしようが、それに対して大蔵省の方で、こつういふ所得がない法人にも一定の税をかける案を検討を始めたといふようなことなんです、この間の質問ではこつういふことは全然なかつたわけですが、私が言つたのは、いわゆる非課税の部面、まだ調査や検討をすれば、課税すべき人が非常に漏れておるんじゃないか。またこつういふ部面についての検討がどういふふうに行われておるか。こつういふうな質問に對して、やつておるけれどもそれはそつうまとまつたものはいつもない、考えられないといふような答弁だつたと思つておるが、新聞だといふいふゆる税金を納めない法人が余りにも多い。こつういふものについての住民的な税を考へたらどうかといふような記事もあるわけですが、これは単なる推測記事ですか。

〇政府委員(福田幸弘君) 赤字法人の問題であります。現在、五十五年で申し上げますと、百四十四万九千といふ法人に對して欠損法人の割合が四八・二といふので、これがふえておるといふことであります。四十五年でしたら三〇%だつたわけですが、これがふえてきて、景気のよしあしにかかわらずこの率が高い。

こつういふことが問題だらうかといふことを検討をすつとやつておるわけですが、やつぱり本来の赤字企業もあると思ひます。しかし倒産はふえても法人の数はふえておる。しかも赤字法人がコンスタントにある。これはやはり異常だといふ気がするわけで、その原因のところを国税庁の方と一緒に分析いたしております。赤字にしながらも個人の方の所得、それは黒いかもしれな

い。それは所得分割をする、または家事関連費を

い。それは所得分割をする、または家事関連費を

落とす、交際費を落とすというように、法人は赤字にしながらも生活水準はプライベートに高いというのとはまたこれおかしな制度論の問題になってきますから、経済の景気が悪くて悪いのか、またそういう制度面から来るのか、いろいろな操作をした執行上の問題としてそれがあるのか。

それで、直ちに課税をするかという問題は、次のまたその分析の結果によると思うんですが、地方には固定資産税という、これは損益にかかわらず課税されるものがある。それから法人住民税の均等割りがある。そういうことで、地方の均等割りのものを見直すという地方税の問題なのか。それと同じ考えを国税がとれるのか。またフランス的な、最低税額的なものを考えるのか。その辺は、やはりおかしな問題であるということでは、それをどう対応するかはやはりわれわれの責任ですから、公平な解決をどうしたらいいかということで、さきの記帳義務も同じ問題の一環であるかと思ひます。

そういうことで、検討中の問題として御理解願いたいと思うんですが、この法人数自体が百四十四万もあるというのは異常でして、これはアメリカは二百二十万ぐらいだと思ひます。ヨーロッパでしたら四、五十万しかないわけで、この辺の法人が多過ぎるというところに、本来の法人かどうかの問題もございまして、よくその辺は根っこからやはり掘り起こして見る必要があるという気がいたしています。

○野末陳平君 個人的な立場で言いますと、私は、来年度の改正にギャンブル税などは出てきても不思議はないと思ひていたわけなんです。これがときどき議論になったりするんですが、いままで当局はこのギャンブル税をどういうふうに検討したかということ、ちょっと経過をお聞かせ願いたいんですね。そして、どこが問題点だったのか、この辺がちょっと関心がありますので。大体どういう形の税を考えたんですか、検討の過程

○政府委員(福田幸弘君) ギャンブルの売り上げが五兆を超えておる。五十五年度、五兆二千八百億。これは一つのわれわれの着眼した点であります。

次に、ギャンブル課税というのはいろいろな沿革を持っています。かつては一般会計に入っておった時期があると思ひますが、それが一兆円予算ということで外に出たという経緯もやはり考えなさい。まあこういう時期でございまして、何らかのやり方検討を進めたいというところから始めたんですが、新税としての性格を持つんじゃないかということがやはり踏み込めなかった最大の原因ですが、じゃ新税としての性格かどうかというのは、その方式によっていろいろ決まってくる。

払戻金というのは、これは受け取る側に対しては課税をしていいわけですから、ただそのときに経費をどういうふうに引くか、損をどうするか。また、そういう人が税務署にあらわれないというのが普通ですから、そうしたら源泉徴収でやっていいのかということ、この払戻金について源泉徴収的な課税をすることは検討いたしました。しかし、これはそういうふうな払戻金に対する源泉徴収ということが成り立つかどうかは、もう少しやはり詰めませんと、実際に税務署にあらわれてこられる方に課税する際に、その水準がどの程度の水準の方が、またその所得がどういうふうな形が適正なものとして本来あって、それを源泉徴収で処理するか、やはりここを考えた上でないと率も決まらない。

しかし、このところが全然税金から外れておるのには事実ですから、これはやはり今後とも問題としては残ろうと思ひます。ただ、技術論として源泉徴収としてやれるか、また率としてどうするかという問題。

それから、今度は売り上げ全体に課税するという問題があります。これは二五%という分、七五の払い戻しの残りの二五も含めた一〇〇に対してかけるという問題。そうなりますと、今度は二五

の方にも踏み込んでいくことになる、七五の払い戻しの方の率に影響する。両方に影響する。七五の払い戻しも減るし二五もへこむという問題。もう一つのやり方は、二五の方に課税というか納付金の求める。こうなると、二五自体が負担をするわけですから、いまは交付金の形でいろいろ公益といった形の支出をいたします。しかし、これが適正かという問題はあります。また、地方団体収入に大きくこれが貢献しておるといふ問題もありますので、いろんな形の検討をいたしておりましたけれども、時間切れという問題と、新税としての性格がどうしても実質的に出てきますので、この際は見送りながら、やはり検討をこれは総合的にやる必要があるという感じがございまして、今後ともこれは検討課題ではあるわけでは。

あといろんな、のみ行為とか場外での車券の売り場をどうするかとか、いろんな問題がこれ次々出てくる種類の問題です。さらに、いまのところ伸びが非常に悪くなっているという問題もございします。

今後、こういうギャンブルという形が担税力を持つ形で伸びるかという問題もございまして、検討継続ということになったわけでありまして、

○野末陳平君 いま答弁の中にもありましたけれども、売り上げが落ちてきたりするとますますむずかしいになるので、まあ私自身もなかなかこれはむずかしいなという感じを持ってましたから、今後検討してまた新しい何か視点が出ましたらお話ししたいと思ひます。

それからもう一つは、よくギャンブル税と一緒に言われることなんですけれども、今度交際費が一段と厳しくなりますと、今度はこれと一部似た性格を持つ広告費のことですが、いつか、先日もこの委員会でもちょっと出たと思ひますが、これについては広告関係の費用を今後税の対象として位置づけていくかどうか、この辺の検討もなされたやに聞かれますので、いままでの経過を若干説明していただきます。

○政府委員(福田幸弘君) これも同じく検討いたしましたわけですが、これもよく似た新税的な性格になる。これは広告費ということであれば広告費否認という、交際費否認と同じ形はとれますけれども、また別の形で広告媒体に課税する、こうなればこれは完全な新税であろう、こう思ひます。

いずれにしろ、実質的な新税的なものであるということ、これは見送って今後検討ということになっておりますが、検討の過程ではやはり広告費が五十五年度で二兆二千七百という数字であるというところは、やはり金額の大きさというので、交際費、ギャンブル、広告費というのは頭の中にあります。配当金は二兆ぐらいですから、いずれにしてもバランス的にどう考えていいか。この場合課税を行うべきであるというの、やはり交際費課税とのバランスを販売促進ということからは言われまして、それから、過剰であるかという問題が同時にございまして、この辺、課税論としてはやはり担税力があるんじゃないか。それから、行うべきでないというの、広告費と違って社用消費的な要素はない。いずれにしろこれは媒体で広告されるわけでありまして、また、これは本来の商品の宣伝をする、販売促進の本来のものであるということからこれに課税することは問題がやっぱあるし、さらには言論の自由なというか、媒体の収入が広告費によって半分以上影響されてますので、そういう経営の面からどういうことになるか、いろんな話が出ました。

この辺は、いずれにしましても今後の検討課題ということ、結論を得るに至らないということ、そのままで新税的なものは見送っちゃおうというところになったというのであります。

○野末陳平君 次に、自治省の關係はいらしてますか。住民税の減税に結果的にはなっていくと思ひますが、かねてから不思議で、不思議というよりもこのままでいいのかという疑問を持っていた点が、住民税における人的控除とそれから所得税における人的控除、これは基礎控除も

含めまして違つてますね。これを国と地方はやはり、たとえ配偶者控除は二十九万円ならば地方税も二十二万でなくて二十九万にそろえたい方がわかりやすいんじゃないか、なぜ一致させないのかなど、こう思っていること久しいわけですが、その第一問で聞きたいのは、これは結果的に、たとえば配偶者控除と扶養控除それから基礎控除ですね、この三つだけでも仮に所得税と同じレベルにまで引き上げますとどの程度の減税になるんでしょうか、そんなに細かい数字じゃなくていいんです。

○説明員(杉原正純君) お答えいたします。

いま委員御指摘のように、三控除——基礎控除、配偶者控除、扶養控除、これにつきましては所得税の方はそれぞれ二十九万円、住民税は二十二万円でございまして、七万円の差があるわけでございますが、これを仮に一致させますと、平年度で約五千二百億円近い減収になろうかと試算いたしております。

○野末陳平君 現実にはほかの控除もいろいろあるわけで、それぞれ国のレベルと差があるのですが、いま所得税については毎度言われる夫婦子供二人で二百一十五万円でしたか、課税最低限というのは、住民税の方ですね、この課税最低限、そしてこの課税最低限で住民税の負担をしていないという世帯がどのくらいあるものか、これはなかなかむずかしいかもしれませんが、その辺のこともちょっとわかる範囲で。

○説明員(杉原正純君) 課税最低限は、現在、夫婦二人の給与所得者の場合で申し上げますと、百五十八万四千円の年収になります。

それで、住民税所得割の課税を受けている納税義務者が大体四千万人、概数でございますが、四千万人でございまして、所得が課税最低限以下であるということで所得割を納めていない人数三百万人前後あるかと思っております。

○野末陳平君 そこで問題は、この控除をなぜそろえられないのかという単純な疑問になるわけですが、これはそろえた方がやはりわかりやすいん

です。簡単に言いますと、所得税は取られていないのだけれども、住民税は取られるのだというところがかなり出てきて、そこが、じゃ、なぜだと言われると、いろんな理由が考えられるにしても、控除が違ふからだと。なぜ違ふだろう、ここがやはり説明がしにくいところですが、これはどういうふうに説明したら一番いいんですかね。

○説明員(杉原正純君) 確かに御指摘ございまして、課税最低限、端的に申し上げまして人的控除を所得税、住民税合わせますと計算は非常に簡単になりますし、また、納税者の方にとりましてもわかりやすいということではまさにおっしゃるとおりだと思います。ただ、そろえること、課税最低限を所得税、住民税一緒にすることにつきまして大きく分けて二つの問題があるかと思っております。

一つは、やはり財源上の問題でございまして、先ほど御質問ございましたように、課税最低限を仮に所得税、住民税合わせますと、平年度で五千二百億円近い減収を生ずる。地方財政は現在五十七年度末で四十二兆円からのいろいろな借金を抱えておるわけでございます。そういった情勢で、なかなか大幅な減税はできないという状態で、五千二百億円からの減収になるというのがなかなか地方財政としてたえることが困難であろうということが第一点かと思ひます。

もう一つは、抽象論でございましてけれども、住民税の性格に基づく問題点があるかと思ひます。住民税は、御案内かと思ひますけれども、やはりできるだけの多くの住民の方にその地域の公的な費用を負担していただくという性格の性格に基づいておりまして、その性格があるがゆえに所得税に比べますと、たとえば、税率も非常にフラットになっておりますし、納税義務者の数も三百万人ほど所得税より住民税の方が多いというふうなこともございまして、それから諸控除もそういうことで差をつけているということがございまして、仮に両税課税最低限をそろえるということになりますと、三百万前後の納税義務者が減る

わけでございます。そうしますと、小さな山村に参りますと、ほとんど住民税を納めない住民が出るということになりますと、これは住民税の性格としていかなものだろうか、こういう問題があるかと思ひまして、税制調査会の方におきまして両税の性格からいたしまして、住民税と所得税の課税最低限を合わせるということは必ずしも必要でないというのが、ほぼ一貫したお考えではないだろうかと思われます。

○野末陳平君 僕は、わかりやすさの点から納税者にそろえた方がいいと、また減税になればなおいいと簡単に考えているわけなんです、ただその場合、やはり広く応益負担ですか——そうですね、そういう場合に、例の均等割というのがありますが、あれ、百五、六十万の年収でもたしか二千五百円ぐらいで済むんだしたかね、正確にちょっとあれですが、この均等割を、どうなんでしょう、これが大体妥当かどうかというのは非常にむずかしいところなんだろうが、いまこの均等割の二千五百円程度で済むというのは、ちょっと応益負担の立場からいうと低いかな。もう少しこれを引き上げても、それほど致命的な影響を低所得の人たちに与えるとも思えないし、この辺の考え方はいかがですか。検討をやはりなさっているわけですか。

○説明員(杉原正純君) 住民税の均等割につきましては、先ほど少し申し上げましたように、住民税の性格を一番端的にあらわしていると思ひます、まさに会費的な性格がございまして、所得のいかに問はず広く、そのかわりそんなに高い額でない金額を負担していただくというものであるわけでございます。

したがいまして、定額課税ということになります、先ほど御指摘の二千五百円と申しますのは、大都市に所在する住民の場合の県とその市に納めます均等割の合算額が二千五百円ということでございますが、こういうことで現在なっておりますわけでございます。しかし、定額課税でございま

すから、やはり物価の上昇、その他諸般の事情の推移にいつも照らしまして、常に見直す必要があることは御指摘のとおりだと思います。

そこで、均等割につきましては常時見直しをするということで、最近では五十五年度——いまの年度からいきますと一年度前でございまして、五十五年度に引き上げを行ったわけでございます。

したがいまして、ちょっといま当面直ちに、またいまさらに引き上げという状況にはあるいはないかと存じますけれども、ただいま申しましたような、常に見直す必要がある。これは税制調査会でも指摘されている点でございますので、今後とも物価水準の推移あるいは地域社会との受益関係、こういった諸要素をいろいろ勘案いたしまして、随時見直しにつきましての検討はしていきたいと、かように考えておる次第でございます。

〔委員長退席、理事藤井裕久君着席〕

○野末陳平君 さっき課税最低限が百五十八万四千円でしたかね、夫婦子供二人標準世帯で、という話出しましたが、現実にはその課税最低限とは別に、五十六年度で非課税限度というのがあります。これが二つあるのがちょっとおかしいわけですから、この非課税限度額というのがどういうわけが出てきて、現実にはどちらがいま機能しているのか、ちょっとその辺のところの実態をもう一度説明してください。

○説明員(杉原正純君) 課税最低限につきましては百五十八万四千円、標準世帯の場合でございますが、これ五十五年度までは毎年引き上げてきたわけでございますけれども、五十六年度さらに引き上げることがございまして、非常に地方財政が苦しいと、こういう状況にありましたもので、それから、それを引き上げは見送ったわけでございます。しかし、その一方で、低所得者に対しまして、配慮というのはやはり必要ではないだろうか、このような御議論がいろいろな各方面からございまして、低所得者に限りまして、別途、課税最低限とは別に、一種の免税点制度に類似しているかと思ひますけれども、非課税限度額という制度を

設けたわけでございまして、五十六年度には家族の数掛ける二十七万円の所得、——それは所得ベースでございしますが、それを収入に置き直しますと、夫婦二人の場合でございまして、年間百七十五万三千円までの所得の人には住民税所得割といえども課税をしない、こういうことを五十六年度限り措置ということでお決めたいたわけてございします。

で、五十七年度を迎えるわけでございしますが、五十七年度につきましてもいかなる御議論があったわけでございしますが、その地方財政を取り巻きます環境が五十六年度と全く変わらない、厳しい状況は変わらない、こういうことで、やはり課税最低限の引き上げといいますが、まあ各控除一万円引き上げましても大体七百数十億円の減収になるわけでございします、そういう大幅な減収を招くような減税措置というのはとてもできかねる。しかし、やはり低所得者に対する配慮は引き続きする必要があるということで、五十七年度につきましても、五十六年度限りということでお認めいただいたわけでございしますが、先ほど申し上げました非課税限度額という制度を引き続き存続する、存続して、さらに若干の調整、上乗せをさせていただくということで国会の方に御提案申し上げている状況にあるわけでございします。

○野末陳平君 そうしますと、課税最低限というのはあると。あるけれども実際は非課税限度額という、別に百七十五万三千円というのがある、まあ二本立てで……、この非課税限度額というのが一番機能しているということなんです。課税最低限というのはもうそのままであっても同じようなふうなままの答えで受け取ったんだけれども、それは違うんですか。

【理事藤井裕久君退席、委員長着席】

○説明員(杉原正純君) 課税最低限百五十八万四千円から非課税限度額——五十六年度で申し上げますと百七十五万三千円までの間の方々にございまして、実質上課税最低限百五十八万四千円というのは空振りになるわけでございまして、百七十

五万三千円以下しかない所得につきましては所得割がそもそも課税にならない、非課税になるわけでございます。しかし、百七十五万三千円を超えるような収入のある方につきましては、もう非課税限度額をオーバーしておりますから、非課税という措置は該当しない、適用されない。しかし、課税最低限を構成いたしております基礎控除、配偶者控除、扶養控除といったような諸控除は当然に適用になるわけでございします、非課税限度額を超える収入の方々にございましては従来どおりの所得控除が働くということで御理解いただきたいと思ひます。

○野末陳平君 御理解して、わからなくはないけれども、なぜそういうことやこしいことになっちゃうのかということですね。だって、要するに二つあるわけだね、物差しが。それで、この層にはこっちは物差し当てはめて、こっちはこっちはとちやうと、どちらか一本にすればいいのに。二本にせざるを得ない理由もあるんでしょうけれども、低所得対策だからこれも必要である。しかし、それ以上の人には本則というか、基本的なこの課税最低限で計算するんだということなんです。だから、そこがね、一体いつまでこういうような不自然というか、わかりにくい、ややこしいのを続けるのか、非常に疑問なんだが、五十七年度は、じゃ今年度非課税限度額というのはどうするんですか。いまの百七十五万三千円をそのまま続けるんですか、それとも、これもまた徐々に上がっていくんですか。

○説明員(杉原正純君) 五十七年度につきましてはたまたま国会の方に御提案申し上げております形では、標準世帯の場合は百八十八万五千円という年収の方までは住民税所得割が課税されないような措置をお願いしているわけでございまして、非課税の基準額につきまして若干の上乗せを案として提案申し上げておるわけでございします。

○野末陳平君 そうすると、まあ毎年毎年この非課税限度額というの上がっていくと、そ

れから課税最低限はしかし別に、それはそれで存在して機能させると、まあこういうことをしばらく続けていこうと、やむを得ずそうなっているわけですか。

○説明員(杉原正純君) まさにやむを得ずということが端的に当てはまるかと思ひます。

まあ、本来でございまして、課税最低限を引き上げることにによりまして低所得者に対する配慮もできれば本来の筋道かと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、課税最低限の引き上げといひますのは大変な減収をもたらすものでございしますから、それは五十六年度、七年度と見送らざるを得なかったと、得ないと。しかし、一定の金額しかないような低所得者に対してそのままだの課税最低限を当てはめて従来どおり所得割が課税されるという事態はひとつ避けたいということ、まさにやむを得ざる措置というかつこうで非課税限度額という制度を五十七年度も続けさせていたきたい、こういうことでございします。

○野末陳平君 生活保護世帯とかそういうことを背景にそういうことになったんだらうと思ひますけれども、いずれにせよ何とも課税最低限を引き上げていけば、そのために人的控除を国に求める、あるいはかなり近づけるかということ、済んでしまふという気がするわけですね。だから、何でそんな苦しいこそこな手段で毎年非課税限度なんというのを引き上げていって、何かわかるようなわからないような気がしてなりませんね。

大蔵大臣、こんなんですが、大臣の直接の担当じゃないかもしれませんが、やはり税金を納める方は、これは所得税で国にとか、これは住民税で自治体にとかという区別なしに税金と、こうなりまふ。そうすると、課税最低限というものがあつて、それを上回るあるいはそれ以下ということをお問はず自分の税金を考えると、これがやっぱり一致しているのが普通なんです。だから、どうしても人的控除というのを一本にして、課税最低限が国と地方で違うんだというふうな現実を避ける方がいい。やっぱりこういうふうなこの方

向で考えなきゃいけないんじゃないか。ましてや住民税の場合は課税最低限はあります、しかし非課税限度というのもあるんです、これはかなりいろいろ計算の方法も違つて、額ももちろん違つていて、当てはまる階層も違つています。

こういうものをそのままにしてあと何年経ていくのか知りませんが、ちょっとおかしいじゃないか、こういうふうな思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは、国と地方とは制度が違いますから一致しなくても差し支えない。

まず、地方税は税率も最高一四%でございまして、どんなに高くてもそこで打ち止め。また、わかりやすくするならば、同じにしたら税金が足りなくなるから各税率を上げて一緒にするといふ方法もあるでしょう。あるでしょうけれども、長らくやってきたのでそれもなかなか大変だ。私の方としては上げないと言えないですね、これは。上げて、今度は基準財政収入額が減つちやつたんだからその分穴埋めしてくれないなんて言われても困る。これはやっぱり自治大臣の方にお任せをしたいと思ひます。余り口を挟まない方がどうも得らしいから。

○野末陳平君 じゃ、ついでと言つちやなんですかけれども、所得税の各人的控除のことですが、いづれ減税というふうなことになるばこら辺がいじられる可能性もあるんでしょうけれども、この基礎控除、配偶者控除など二十九万円をそろえていますが、中には配偶者控除をちょっと引き上げたらどうかという声もあるわけで、ちょっとこれはどうかと思ひますけれども、考えただけ当局に聞いておきたいんですが、主税局に。

この配偶者控除そのものは、結局妻の内助の功というか、そういう協力度を主に考えているのか、それともほかの扶養控除あるいは老年者の、お年寄りを扶養している場合の控除とか、そういうようなのと似たように考えているのか。配偶者控除だけちょっと金額面では特別扱いになつてい

ないから、これをちょっと特別扱いにして、実はここを少し引き上げたかどうかとか、そんな考えもあるんですが、それについてもちょっと意見を聞かせてください。

○政府委員(福田幸弘君) 四十九年度の税制改正の答申に三十六年度の改正のことを言っておりまして、所得の増得に対する配偶者の貢献等考慮して、配偶者を扶養親族の中から抜き出して新たに基礎控除と同額の配偶者控除を設けたと、こうなっております。

沿革を言いますと、これは昭和三十六年で九万円、九万円と、こういうことで配偶者控除を扶養の方から抜き出して九万円というのを別建てにしたのは、配偶者の地位を發揮させたということが当時言われたのがいまのような答申です。その後、基礎控除と配偶者控除の間には今度開きができました、たとえば四十一年あたりは十四万と十三万、扶養の方は六万、こう差がついておったわけです。四十三年にはまた戻って十六万、十六万ということで、四十三年以降は同じ額で基礎と配偶者は来ています。で、扶養控除が四十八年までは十六万と、二十一、二十一、十六とあったのが、これを四十九年のときにもう二十四万にそろえてしまったというのが率直なところなんです。

それで、五十二年改正で二十四万にそろったのを二十九万に一律に上げた。二十四を二十九に上げるには、当時の物価とかいろいろあったのを記憶していますが、いざこれにこれを一律にしたというのは、アメリカの制度を当時考えて余りに複雑になり過ぎちゃったと、一々理由を考えておった方がないということで、総合した夫婦二人の二百一万が適当かどうかということを考えてほしいので、あとの中身はもう単純に同額にしたということです。配偶者控除を引き上げるといって、基礎控除を上上げる積極的理由がこれに見当たらないということになると思うんです。本人よりは奥さんが高いという理由はございせんから、それで同額ということ、外国でも奥さんの方が高い国はもちろんございせん。そ

ういうことで同額にしてあるということで、配偶者を独立の控除として別建てにして基礎控除と同額にしてあるというふうに簡単に御理解願ったらいかがかと思ひます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 総理が来られるまで、しばらくこのままお待ちを願ひます。

○稲山篤君 三法案の審議がいよいよ終わりに近づいたんですが、この機会に取りまとめで総理の御見解を伺いたいと思ひます。

最初は、いま話題になつておりますグリーンカード実施に伴う問題であります。

御案内のように、昭和五十五年の所得税の改正の際に、グリーンカード制につきまして五十九年から実施しよう、こういうふうに決まったわけなんです。ところが、最近仄聞するところによりますと、この発足に当たって種々の意見が出ております。たとえば金やゼロクーポン債に円が流れてしまふ。そのために円安をさらに増幅するといふふうな意見、あるいは個人の資産が完全に把握されてしまふので、ブライパシーを守る上で非常に重大な懸念があるといふふうな点を強調しながら、グリーンカードの問題について、そのものの実施を延期しろとか、あるいはこの際取りやめたらどうかといふふうな意見も聞いているわけなんです。なお、あわせて今日までの予算委員会の討論あるいは本会議におきます質問におきましても、大蔵大臣はグリーンカードは実施する、しかし問題点がないわけではないといふふうに問題を将来に残した答弁がしてあるわけです。その残した答弁にそれぞれが食いついて、いやそれは分離課税を残す話であるとか、あるいは総合課税を一時延期をするといふふうな話やいろいろなものが出ておりまして、国民の間には非常に関心が深いと同時に、先行き非常に注目しているわけです。

この辺で、もうぼつぼつきちっとした方針を確定することがあたらぬ混乱を招かない原因になるだろうといふふうに考えますので、まず総理のグリーンカード問題、グリーンカードの実施に伴います考え方についてお伺いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) グリーンカード制の実施の問題につきましては、税の公平確保という観点からあのような改定が国会でなされまして、五十九年一月からこれが実施をされる、こういう法律決定がなされておるわけでございまして、政府としてはこの国会の御決定の趣旨を十二分に踏まえて、今後これを既定方針どおり法律の定めるところに実施してまいる所存でございまして。

○稲山篤君 総理がそこまで決意を述べられておられますので、とかく新聞に載っているような、あるいは報道されているようなうわさはない、そういうふうに確認をしてよろしゅうございしますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 政府といたしましては、これはあくまで法律改正の趣旨を体して実施に移していくということに変わりがございせん。

○稲山篤君 そこで、大蔵大臣にさらに念を押すという意味も含みますが、総理はグリーンカードについては五十九年一月から実施をする、そのことは動かないといふふうに言明されたわけなんです。そこで、しばしば大臣が言われておりますように、高額所得者の問題についてもいざしは検討しなければならぬまい、こういうお話がしばしば出るわけでありまして、それは当然グリーンカードが実施してから改めてかかるべき機関で討議をして、審査をして、そういう問題をまた改めて提示される、こういうふうな段取りにならなければこれはつじつまが合わないと思ひますが、その点いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私が申し上げておるのは、諸外国においてはこれはもう分離課税をやっておらない。みんな総合課税だから日本でも総合課税すべきだ、そういうことで総合課税にするわけですから、諸外国においては所得税率の七五%などという国は見当たらない。まあ最高が六〇、あとは五〇、アメリカが五〇、あるいは五六とかいうことであるので、これはグリーンカードを実施するといふときには恐らくそれ以降にはもちろんなるかもしれませんが、そのときまでには

諸外国並みに総合課税するんですから、その税率区分というものをものごとかなだかなものに直す方が望ましいといふことを申し上げておるわけでありまして。

○稲山篤君 次に、減税の問題について総理の見解をお伺いします。

すでに議長見解が出されまして、総理はこの議長見解に沿って今後対処したい、こういう気持ちで述べられております。なお、その際に衆議院の大蔵委員会でも十分に討論をいただきたい、こういう答弁が繰り返して行われているわけですが、少なくとも減税の問題について深く、広く、重く問題を認識しているという総理の立場から考えてみますと、衆議院の大蔵委員会でも審議してほしいという趣意をのんだような答弁では国民は納得しないと思ひます。

御案内のように、いま貿易摩擦がますます激化をしております。一応消費者物価は落ち着いてはいると思ひますが、国民の可処分所得が非常に小さくなっておりまして、加えて今日まで目玉商品でありました自動車、電機などにつきましてもやや最近停滞ぎみになってまいりまして、どちらかといいますと政府が期待をしておりますように景気が回復するといふ基調は非常に薄くなったような感じがするわけです。そのことを考えてみますと、やはり国民に活力を与えるあるいは企業に活力を与えるという土壌をつくるためには所得減税あるいは地方税の減税といふものは非常に環境整備の上で重大な要因になるものと私は確信をいたします。

そこで、いままでしばしば述べてこられましたような、大蔵委員会でも十分に審議してもらいたいというふうな趣意をのんだようなことでなくて、もう少し政府としての意欲的な態度の表明があつてしかるべきだといふふうに考えますが、総理の答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 所得税減税の問題につきましては、国会におきましてもいろいろあらゆる角度から御議論があり、いま稲山さんがお述べ

になりましたように、停滞する景気の回復のためにもぜひこの際やるべきである、また五年間におつて課税最低限も据え置かれておる、税率構造もそのまゝになっておるといふことで負担が非常に重くなつておる、こういう面からもこの際減税をすべきである、いろいろの御意見がございす。私も、いままですこれらの御意見に対して十分耳を傾けてまいつたところでございす。

しかし、一方におきまして、いま財政再建、非常にわが国の財政が危機的な状況にございす。政府は、五十九年までに特例公債、赤字公債依存の体質からどうしても脱却をしなければいけない、これをやるのが今後の日本の八〇年代以降のいろんな要請にたえて財政がこれに柔軟に機動的に対応するゆゑんでもある。こういうようなことから、こういう厳しい財政事情、また財政再建下のもとにおきましてどうやって安定的な財源を確保するか、こういう問題につきましては、あらゆる角度から努力をし検討を続けてきたわけでございす。

しかし、五十七年度予算編成に当たりましては、あらゆる諸条件を勘案をいたしました結果、政府としては、ただいま御審議をいたしておる予算案が最善のものである、このように考へて国会に御提出をし、御審議を煩わしておるところでございす。

しかし、この審議の過程におきましていろいろ野党各党からの強い御要望、御意見等もございす。その結果、共産党さんは別でございす。その合意に基づきまして衆議院議長が議長見解というものを提出したわけでもございす。予算が成立をいたしますれば、直ちに大蔵委員会に小委員会が設置されて、所得税減税を行う場合における税制並びに財源につきまして御検討がさらに進められる、こういうことになっておるわけでありまが、私は、その際に、参議院の院のお考えになつておる点、参議院でいろいろ御審議をいただいたその経過等もございす、この参議院の

意向というものは十分その際に反映できるようになされることを私は期待をいたしておるわけでございす。そういうような内容で国会の御意思というものが所得税減税について決定をいたしました場合には、政府としてはこれを十分尊重いたしまして実施に移してまいらうというところは、はっきり参議院の予算委員会でも御答弁を申し上げておるところでございす。

私は、きょう参議院の国会対策等で、あるいは予算委員会の理事会等で御論議の結果、参議院の御意思として決められましたところの、「今後経済及び財政の動向を見つつ、あらゆる機会をとらえて減税問題が考慮されるものとする」という参議院のこの御見解、こういうものも十分承知をいたしておりますので、この国会の御意思というものの結果を見まして、十分それを尊重して対処してまいらうと考へてございす。

〇鶴山篤君 総理の考へ方はわかりましたが、先ほども繰返し申し上げておりますように、衆議院の議長見解というものがございまして、非常に大きな重みを持った文書であります。加えて、参議院の予算委員会あるいは当委員会でも、減税の必要性について再三私どもは強調をいたしました。

そこで、問題になりますのは、議会側が十分に減税のあり方について検討をする、あるいは財源の捻出についてもあらゆる角度から検討を進めるというものは当然であります、この際必要なことは、政府みずからがこの減税問題についてどれだけの積極的な姿勢を示すか、あるいは熱意を具体化するかというところに大きなウェイトがあろうというふうに思ふわけですね。いま総理も一部答弁がされましたが、参議院の予算委員会、あるいは参議院の議長を通して改めて総理大臣にも要請があるものと思ひますので、政府は積極的にこの際減税問題に取り組みように改めて私は強調をしておきたいと思ひます。

確認をするようでありまが、もう一度総理の決意をお伺いをいたします。

〇国務大臣(鈴木善幸君) この減税問題に対する参議院の予算委員会並びにいま所得税法等を御審議をいたしておる当委員会の御意見、御意向というものは私どもも十分傾聴をいたしておるところでございす。

政府としても、申し上げておりますように、五十九年度特例公債脱却のめどが立つこと、そして今後の恒久的な減税財源が確保できるということ、そういうようなことを十分満たすように政府としても努力を尽くしてまいらうし、また、今後の国会の御審議に当たつて資料その他あらゆる面につきまして誠意を持ってこれにおこたえをしていくというつもりでございす。

〇鶴山篤君 次に、不正不税制の是正あるいは歳入対策についてお伺いをします。

当委員会でも、長い時間をかけまして不正不税制は審議をされました。当然、税は水平的にもあるいは垂直的にも公平でなければならぬ、その原則は当然踏まなければならないと思ひますが、その際には税法上の立場から不正不税制が指摘をされました。あるいは執行上の面から不公平という点が指摘をされているわけです。ときにはクロヨン、トゴサンというふうな表現を使う方々もあるわけですが、こういうものについて十分な説明が行われて国民が納得しませんが、相も変わらず不公平感、重税感というものは残つてしまふわけですね。そのために、税金を納めない方が得だというふうな気持ちが生じるとするならば、きわめて残念でならないと思ひます。

そこで、私も社会党は、この租税特別措置につきまして、一遍全廃をしたならばどうだろう。そして改めて必要なものだけを、必要な期間を明示をして行つて。そういうふうな厳格に行ふことが不公平税制というものを解決する一つの方法ではないだろうかというふうに、まず第一に考へます。

それから二つ目に、執行上の問題であります。が、国税職員の配置が、要員の問題などで十分でないということが当委員会でも再三指摘をされて

いるところでありまが、最近、大口の脱税あるいは悪質な脱税というものが目に見えるわけでありまが。こういうものがしばしば出てまいりますと、一般勤労者、サラリーマンの納税という気分を非常にそぐ結果になるわけですね。したがって、そういう問題について、余り重箱の隅をつつく必要はないという意見もあると思ひますが、少なくとも大口で悪質で常習というふうなものについては毅然たる態度をとることが必要ではないか。そのために必要な要員の配置なども考へるべきではないか、こういうふうに考へます。

それから三つ目は、歳入対策の問題です。去年の税制改正の際、一兆四千億円にも上ります物品税、法人税の改正があつたわけですが、その際にも、私も社会党といたしましては、その他の歳入対策を十分に検討した方がいいではないか。もちろんそれは減量経営とか、あるいは歳入カットというものは前提にはなりませんが、新しい収入源を考へるべきではないかということ、たとえばギャンブル税の話も出たことがありますが、あるいは旅券に關します問題も出たことがありますが。さらには、広告に對します課税の話も話題に出たことがあるわけですが、そういうことを含めて、新規の歳入対策、こういうものについても十分に検討する必要があるというふうに考へます。以上三つの問題についてまとめて申し上げましたので、考へ方を明らかにしていただきたいと思います。

〇国務大臣(渡辺美智雄君) 具体的なお問題にかかわつておりますので、総理大臣からまとめていただく前に私からお答えをいたします。

措置法の全廃問題については、これは私も、措置法は不正の法律と思つておりませんので、これはただ、時代に合わないようなもの、時代おくれのもの、利用効果の薄くなったようなもの等を探しまして、極力整理合理化に努めておるところでございす。

脱税対策に對しましては、何といつても国民の納税意識の高揚が最大の問題でありまして、幾ら

税目だけふやしたからといって国民の納税道義がすたれたのでは困るわけでございますから、この納税というのによつて国が運営をされておる、国家は国民のものである、そのための納税であるというふうな思想をいろんな機会を通じて徹底をさして、国民の理解と協力を得ることが一番必要なことじゃないか、そう思っております。

それと同時に、ただいま指摘のありました悪質な脱税というふうなものについては、税務の研修あるいはコンピュータの使用その他技術的な面からも対策を立てて、大口脱税とか悪質脱税の撲滅について一層の努力をしていかなければなるまい、こう思っております。

そのため、人員配置につきましても、非常に苦しい財政事情と、他省庁に対して人を切れと言つておる以上、大蔵省も率先垂範して切らなければならぬ。大蔵省も百人以上ネットで減らしてあります。その中でも国税だけは二十七名の増員を図つて優秀な人をそろえることにしたわけでございます。

新しい税収の問題については、いずれもこれはわれわれも議論をしたことがございますが、新しい税金の体系を今回は考えない、そういうふうなことで予算を編成したわけでございます。

将来の問題といたしましては、これは何といつたつて税の問題は国民の代表たる国会が一番これはもう権威を持つて、特にまた国民の代表として決めていかなければならない問題でございます。歳出がふえる以上は歳入も何かでふやさなければならぬ、当然のことでございますので、今後の課題として真剣に検討させていただきたい、かように考えております。

○磯山篤君 次に、総理と大蔵大臣にお伺いをしますが、ここの予算編成でいきますと、生活保護者に対しますべアといひますか、引き上げは、六・二％になつております。一方、各種年金につきましては、たとえば恩給法は平均五・五％、年金については五％のアップという状況であります。その年金を順りに生活をしていける方々

は将来にわたつて年金が安定的に支給をされるかどうか、そういう点について非常に深い関心を持つております。

それと同時に、最近、民間企業でも多いわけでありまして、退職金の一部を企業年金に振りかえて公的年金制度にプラスアルファをして将来の老後を考えたという対策を講じている労使が非常に多いわけでありまして。そうなりますと、年金に關します税制、税金という問題も、従来のような考え方を機械的に踏襲をしていくだけでは少し問題が残るだろう、こういうふうな考えます。したがつて、その点についてどういふふうな方向でこれから考えていくのかという問題が一つござい

ます。なお、あわせて総体的な問題として指摘をするならば、高齢化社会が急速に進行をするということとは私が指摘をするまでもなく明らかであります。一世帯当たりの世帯人員をこれから五年、十年、十五年ごとに調べましても、あるいは一夫婦当たりの子供の人数を考えましても、あるいは六十五歳以上の年度別の人員構成を見ましても、いずれも高齢化社会が急速に進展をする、これはもう間違いない事実であります。

それに対応して年金問題も考えなければならぬ。せんが、一般的な高齢化社会におきます税のあり方というものは、これまで新しい角度から見直しをする、もう検討に着手をしなければならぬ段階に來ているというふうに考えますが、その点についての大蔵大臣並びに総理の考え方を伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(福田幸弘君) 制度にかかわる点だけ御説明申し上げます。

公的老年年金の受給者につきましては、給付及び掛金の段階での課税上の配慮をいたしておるところであります。掛金の段階で被用者負担分及び自営業者の負担分は、社会保険料控除の形で所得控除をしておることは御存じのとおりでございます。事業主負担分は、これは事業主の損金に算入ということでございます。

一方、給付を受ける段階でございますが、勤務をしていなくても給与所得控除というものを適用いたしております。それから、七十八万円という老年者年金特別控除の適用をいたしております。

この結果、たとえば公的年金だけしか所得のない老年者夫婦につきましても見ますと、その収入金額が二百九十九万四千円、配偶者が老人控除対象の配偶者になりますと、さらにふえまして二百二十九万六千円というその金額以下の場合には所得税が課されないこととなります。この水準は、一般の勤労者の夫婦世帯での課税最低限百十三万六千円に比べますとかなり高いものでございます。で、現在厚生年金受給者は五十五年十二月末で百九十五万人でございますが、年齢六十五歳以上の受給者は百二十七万人でございます。夫婦世帯の年金だけの課税最低限、いま申し上げました二百十九万を超える人は四千九百程度であるわけであり

ます。この辺、掛金の段階で、給付の段階で特別の配慮をするというところでございまして、外国の場合はいろいろな制度がございまして、掛金の段階で引くか引かないかという二つの制度がござい

ます。一方、給付の段階では、それに応じて引かなければそれは今度は非課税にする、そういうふうな控除していませんので、後では課税するというふうなイギリスの制度、こういうふうな掛金と給付金の段階で、どちらかというところで、いろいろまた国によって違います。

これは、やはり今後年金課税をどういふふうな掛金段階と給付金段階で課税を仕組むかという基本的な問題で、今後年金の受給者がふえていく社会構造のもとで、税制がそういう財政の仕組みにこたえてどう対応するかということを検討すべきで、五十五年十一月の税制調査会の答申においても、公的老年年金でも一定水準を超える年金や公的老年年金以外にも相当の所得のある場合がござい

ますので、これについてはやはり相当の負担を求めてしかるべきである、高齢化社会になつてきますとその負担を現役の方々に求めるというところになりましてけれども、高齢の方が多いだけに所得が高齢の方で多ければまたそれなりの負担も必要であるということが、各国でも議題になつておるわけでございまして、この辺は高齢化社会に移行する際における課税を、全体的に一生を通じてどう考えるかというところは、御指摘のように十分に検討を進めていきたい、こう思つております。

○国務大臣(鈴木善幸君) 御指摘のように、高齢化社会が急速に到来をいたしておるわけでありまして、そういう中で今後医療の問題とともに所得保障としての年金制度のあり方並びにその運営の問題は、非常に今後の社会保障の中で一番重要な問題であると認識をいたしております。

現在の年金制度が、公的年金にいたしましてもいろいろの制度に分かれておりまして、負担の面、給付の面等におきましていろいろ格差がある、また不均衡が存在をする。これはその制度が生まれた当時のいろいろな経緯等に言えるのでございまして、本格的な高齢化社会を迎えるに当たりまして、この年金制度を充実をする、格差をなくするというのが非常に重要な差し迫つた問題になつてきておるわけでございます。

そういう意味で、究極におきましては、私は年金制度の一元化ということが必要とは思ひますが、そこへ到達する間におきましては、各制度間のまず格差をなくするように各省庁において最善の努力を払わなければならぬ、ということ

で、いま検討委員会を設けまして鋭意その検討に当たつておるところでございます。また、今度は給付された後におけるところの税制上の面につきましては、いま局長から御答弁申し上げたことといたしまして、五十七年度予算におきましても政府としてはそれらの点につきましてはできるだけ配慮をしたつもりでございます。今後におきましても十分意を用いて努力してまいりたい、こう考えております。

○磯山篤君 最後に、これからの財政運営に關します決意といひますが、考え方を伺ひするわけ

ですが、それに関連をしまして当面の問題は昭和五十六年度の歳入の問題であります。

あす三月三十一日を迎えますが、今日までのあらゆる資料によりまして、言うところの歳入欠陥は一兆円以上あるのではないかと、これから三月期の決算を十分に踏まえなければ何とも言いようがないと思いますが、関係方面の資料を見ますと、いずれも決算は余りいい状況ではない。言いかえてみますと、税収の分野におきまして法人税の収入が不足をする、こういうことが考えられるわけです。

そこで、歳入欠陥がどれだけになるかわかりませんが、出た場合にどういう方法で措置をしていくのか、まあ考えられますことは、できるだけ節約をして不用の出るようにするというふうなのも一つの方法でしょうし、あるいは決算調整資金を使うという方法もあるだろうと思いますが、なおかつそれでも不足をする事態が生ずるというふうなことが考えられるわけですが、そういう場合については大蔵省当局としてはどういうお考えでしょうか。

○政府委員(福田幸弘君) 五十六年度の補正後の税収でございますが、最近の経済動向から見ますと必ずしもやはり樂觀を許さない状況にあると思えます。

と申しますのは、税収は経済の反映として入ってまいりますし、そういう見積りもりの環境が変わればおのずから税収に影響するのは当然であります。ただ、税の方は税のまた積み上げの税目の実績及び具体的な確定申告の所得税の分が来月の終わりにならないとはつきりしないとか、三月期の決算、これが相当大きいウェイトを占めておりますが、これが五月に入ってきたのが七月の初めにならないとわからないというところで、そのまた内容についてもいろんな業種が入っております。

為替の影響等も業種によつての影響の仕方がさまざまありますので、景気が税収にどう響くか

は直ちに言えない面がございますけれども、それだけに補正後予算の見積りも積極的に変更するといったすとしてもそのまた決め手がない、確たる材料がない状況で、現在まだ六二%ぐらいしか入っていないわけでございますので、いまの段階では税収は補正後の数字を置かざるを得ないというところでございまして、それが結果的にはどうなるかというのを仮定いたしましたお答えはしにくいというのが現段階での実情でございます。

○磯山篤君 まだ不明だということならば、これはやむを得ないと思えます。

その次に、これから十分注意を払わなければならぬ問題は、円安の問題だろうというふうに思っています。その原因その他については予算委員会でも議論されましたのでこの際申し上げませんけれども、二百四十五円あるいは二百五十円ということになりますと、率直に申し上げまして円安の限界だということに私は私どもは考えるわけですね。円がこれほど安くなったのはいろんな理由があり、またドルが高くなったのもいろんな理由があるわけですが、仮に円安を考えてみた場合に、二百五十円台に突入するようになるとなるならば何らかの特別な介入措置というものを行わなければなりません円安を促進をする、こういうふうになると私どもは考えますが、その点はいかがでしょう。

○政府委員(加藤隆司君) 本日の終り値が二百四十五円七十五銭でございます。ただいまのお話は、こういうような円安がさらにどんどん進むようなことがあった場合にどういう考え方であるかという御指摘だと思えます。

御承知のように、外為管理法では国際収支の不調、それから円レートの急激な変化あるいは国内の金融資本市場の変化というような問題がございまして、とりわけ取引をストップするといいますが、いまいちのことは、この法律の要件を必ずしも満たしていないというふうに考えております。ただ、御指摘のように、昨今の円レートの動向は非常

に、毎日マーケットの状況を注目いたしておりまして、介入政策その他の適切な措置を適時にとりたいというふうに考えているわけでございます。

○磯山篤君 次に、総理にお伺いしますが、五十七年度の財政運営を考えてみた場合に、物価の安定を図っていくということは当然でありまして、しかし、いまの景気状況ではますます活力が少なくなつてしまふ。そこで、政府としては五十七年度の財政運営で特別に何か配慮をしていかなければこれは実質成長率五・二%を達成することとは困難だと、こういうふうにしばしばお話しがあるわけですが、五十七年度予算の執行に当たって何を重点に配慮しながら財政運営を考えていくのか、その点を総理から御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) いま世界の経済はいずれの国も停滞を続けておるわけでございますが、わが国の経済もなかなか困難な状況下に置かれております。それをいかにして打開をしていくかというところで、いろいろあらゆる角度から検討を進めておりますが、これという大きな決定打、決めた手というものはなかなかこれは率直に申し上げて見当たらないわけでございます。

したがって、こういう与えられた環境条件の中で、あつた限りの施策を積み上げて、その総合的な効果、相乗的な効果を期待するという以外にはないわけでございます。

まず第一には、物価の安定でございます。この点につきましては、幸いにして卸売物価も消費者物価も私どもが当初予定をいたしましたよりも非常にいい状態で安定的に推移をいたしておるわけでございます。したがって、私は実質的に所得もそれだけふえてきておる。実質所得がふえてきておりますから、今後国民の消費動向にもいい影響をもたらすものと期待をいたしておるところでございます。

それから公共投資の問題でございますが、五十六年度の補正予算で、一兆円に及ぶ大きな災害に對しましては、私どもは災害対策として

の予算を計上いたしました。これをこれから春にかけてまして円滑に効果的に執行ができるように努力をいたしておるところでございます。また、五十七年度予算が成立をいたしました際には、直ちに五十七年度公共事業費の前倒し、これは過去の実績は七三%程度でございますが、七五%以上、場合によれば八〇%に近いように上半期に重点を置いたところの実施をやつてまいるように、ただいま関係各省庁で準備を進めておるところでございます。また、住宅建設の問題、公的な資金住宅の問題に力を入れております。

こういういろいろな施策を私どもは積み上げまして、そして五十七年度の経済の立て直し、さらにそれを通じましての財政運営を図つてまいるといふことに努力をいたしたい、このように考えております。

○磯山篤君 特に配慮をしなければならぬ点といたしまして、総理は公共事業の前倒し発注とかあるいは住宅建設の促進ということを述べられました。

そこで、少し問題になりますのは、ことしの予算でいきますと、いうところの公共事業費は六兆六千五百五十四億円であります。これはいづれも治山治水、漁港整備など六十年までの整備計画に基づくものであります。ところが、この建設国債の発行は今年度六兆五千六百十億円であります。単純な計算をしますと、建設国債はそのまま公共事業費に充てればなくなつてしまふ、こういう関係になるわけですね。その上に公共事業費の前倒しをやるといふことになりまして、この公共事業の前倒しの中には従来の経験でもおわかりのとおり用地買収費も含んでおるわけですね。実際に景気対策になるものは約六〇%前後というふうな指摘をされているわけですが、それにいたしまして大型の前倒しを行つていくことになりまして、後半公共事業がとだえることになりまして、言いかえてみますと、また財政的に非常に苦しくなるというところも予測せざるを得ないと思ひます。私は、いま直ちに補正予算ということをやつ

もりはありませぬけれども、そういう重大な時期にいずれ逢着するものと思いますが、それに対する考え方を述べていただきたいというふうに思っています。

なお、貿易摩擦の問題につきましては、後刻閣税暫定措置法の方で審議することになると思いますが、貿易摩擦を考へてみますと、外需による成長率の期待というものは余り大きく期待をすることができない。その意味では内需の振興、内需の拡大ということになるかと思うんです。しかしその場合に、公共事業の前倒しであるとかあるいは住宅建設だけではこれは十分でないというふうに通じていろいろ注文がされているわけですが、最終的にことしの財政運営でいま総理からも特別に配慮すべき点がお答えになりましたけれども、いま私が申し上げましたようなそれぞれの問題点があることを考へまして、もう一度総括的な御答弁をいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) 穂山さんから御指摘がございましたように、公共事業費を執行をいたします場合におきましても、できるだけ景気に波及効果の大きいようにこれを適切に運用する必要があるわけでございます。そういう意味合いから、政府としてはできるだけ用地の手配済みのものに重点を置きまして公共予算の効果的な、効率的な執行に努めたい、こういうことで各省庁におきましてはその方針でその準備に取り組んでおるところでございます。

また、国際経済が大変苦しく相なっておる関係もございまして、去る五十六年の十一月十二期の経済成長の面にこれが反映をしておりまして、外需によるところの依存率というものが〇・九と、これは落ち込みが〇・九でございますが、そのよって来るところの原因は外需の大きな後退というところがございます。内需につきましても、幸いにして幾らか明るい面も出てきておるわけでございますが、政府としては先ほど申し上げ

ましたようないろいろな公共投資、住宅投資あるいは物価の鎮静、そういうような点等に努力をし、また金融の機動的な運営を図りながら内需の振興に努力をしてまいりたい、このように考へております。

減税の問題につきましては、先ほど申し上げましたように国会の御審議をもちまして対処してまいる考へでございます。

○矢追秀彦君 総論的な面だけお伺いしたいと思います。

いまも経済運営の質問が穂山委員の方からなされておりましたが、この問題についてさらに私もつけ加えてお伺いをいたしますが、いま総理も少し言われましたが、内需の面ではやや明るさが出てきておる、私はこれも認めるわけでございします。また、在庫調整もかなり進んできておることも事実でございます。いまこういった状況の中です。ただそれに対する手を早急に打つことが必要だと思ひます。ただそれが、公共投資の前倒しが直ちにそれをうまく押し上げていくのかどうか、その点は非常に疑問を持っております。

といひますのは、かつては財政が景気等に及ぼす影響というのはいささか強い力を持っておりますが、最近ではこういった財政というものが、特に公共事業の発注等が景気に及ぼす影響というものがだんだん、いまいふような面でも手かせ足かせができて、土地の面も一つでございますけれども、なかなか直ちに即効果とはなっていない、こういう面を痛感するわけでございます。

そこで、総理にお伺いしたいのは、この前倒しの効果というのはいささかよくとよくなりかけておるところに拍車をかける効果があるか、と、こういふふうに認識をされておるのかどうか。またもう一つ、いま私が申し上げた最近の財政というものが、そういう景気動向に直ちに影響を及ぼさない状況、そういうこととお認めになるのかどうか、この二点お伺いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) これからの経済の見通しについてであります。私は公共投資の前倒し

し、これはある程度一つの起爆剤になることを期待をいたしております。何といつても今日の厳しい財政状況下におきましては、従来のようにこういう際には財政が前面に出て、そして日本の経済を引っ張っていくというふうなことはなかなかできない状況下でございます。したがって、民間の設備投資あるいは住宅投資、そういうようなものを刺激し誘導するような施策をやるのが大事だ、と、こう考へておるわけでございまして、幸いにして大企業の方の設備投資は私は堅調を続けておると、このように考へております。中小企業につきましては、これは景気の停滞等もございまして設備投資の意欲もいささか弱まっております。しかし、今回金利を、わずかではございますけれども長期金利等の引き下げも行つてございしますわけでございます。そういう面から民間経済の活力、設備投資等を促進をしていきたい、このように考へておるところでございします。

公共予算の執行につきましては、先ほど来申し上げましたように、できるだけ波及効果の大きい、土地に食われるのではなしに、これを實際上の設備投資に使われるように工夫をこらして対処してまいりたい、こう思っております。

○矢追秀彦君 いま総理は前倒しが起爆剤になる、と、こう言われましたが、私は、総理もお認めになりましてけれども、財政が前面に出て経済を引っ張る時代というのはいまではなかなかできない、そういう時代は終わった、これはもう私と同意見ですが、起爆剤になる点については、公共事業というのはいささか社会資本の充実ですから、結果論として経済が成長してくるという点はあると思ひますが、起爆剤というのには、私は心理的な面ではわからないではございせんけれども、ちょっと起爆剤にはならぬのじゃないか。もちろんこれは、私はやるなという意味じゃなくて、やらなきゃならぬと思ひますし、いまの経済運営の中で最大限やれることといへばその程度しかないのではないかと、こう思ひますので、これは私は必ず性は認めますが、起爆剤という点についてはち

よつといかがなものかと、こう思ふんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 先ほど申し上げましたように、決定打になるような対策というのが残念ながらいろいろな制約のもとにおきまして困難でございます。本来であれば、こういう際には金利等を思い切って引き下げて、そして設備投資を促し、また民間の活力を引き出すというふうなことも相なるわけでありまして、アメリカの高金利等々の影響もございまして、それも限度がある。非常に制約された幅の中で政策の展開を図らなければならぬ、こういうことでございします。で、与えられた条件につきまして最大限の努力を積み重ねまして、それから生まれてくる相乗的な効果、これを私も期待するほかはない、と、そういう腹構えでいま取り組んでおるところでございます。

金利の問題については、いま総理言われたとおり、米国の金利というのが大きな問題になっておりますが、これについてサミットにもお行きになることですから米国側にも、いままでも江崎訪米団等も行つてお話しをいたしましたし、また外務大臣も行かれておりますし、いろいろな面でアメリカに要請はされると思ひますが、もちろんその米国の高金利だけが諸悪の根源とは申しませんけれども、これはもうかなり世界各国から非難されていることは御承知のとおりです。これは何とか下げさせる方向に持っていっていただきたい。

しかし、私もアメリカのいわゆるレーガノミックスを推進している学者等と議論したこともございしますけれども、この高金利に対する罪悪感といひますか、これはまずいんだというのはいささか余り持っておらぬのです。何かこうあたりまえのような感じを持つておるような気がしてならぬのです。この点やはり高金利というのは大変な罪悪感を世界経済に流しておるということを深刻に米国に受けとめさせる努力というのはいささかとつとやっています。

まあそれに加えて言いますと、失業率にしてもアメリカの失業率は高いのはわりあい平気な顔をしてるんです、向こうの人たちは。この点も私は後でまた貿易摩擦に触れますけれども、これはぜひ、いろんなことを総理はサミットで要求されていくと思えますけれども、これだけは、まずこの高金利がもうだめなんだというところは徹底的に言っていたらいいと、こう思うんですが、これはいかがですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) アメリカの高金利の影響で、西独を初めECの国々もわが国も大変経済政策の面で大きな苦勞をしておるわけでございまして、そういう観点から、私は昨年訪米をいたしました以来、あるいはオタワ・サミットにおきまして、さらに南北サミットの際にレーガン大統領を初め米政府の首脳にお会いをした際におきまして、機会あるごとに私自身からこの金利政策の是正、このことを強く求めておるところでございまして。サミットにおきましますところの討議すべき議題につきましては、いま準備会議において各国の代表とわが方の代表がいろいろ議題の整理、選択を進めておりまして、現在決まっておりますが、私はこの四月にお見えになりますミッドラン大統領とも、こういう問題につきましても率直な意見の交換をやり、EC諸国の考え方もお聞きした上で協議して、連帯をしてこの問題にも対応していきたい。

特に、サミットの前にOECDの会議がございまして、これは先進諸国の大蔵大臣等が一堂に会するわけでございまして、この問題は、アメリカの高金利の問題は恐らくOECDの閣僚会議の最大の課題になるかと、このように考えております。そういうOECDの議論等も踏まえまして、サミットの場におきましてもできるだけ私この問題と取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○矢追秀彦君 四月にはブッシュ副大統領も来日されると聞いておりますが、この際もこういった問題は議論されますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 両国の関心のある諸問題はもとより、国際情勢等についてもお話をしたいと思いますが、国際経済の、世界経済の再活性化の問題、それから貿易摩擦の問題、その他安全保障上の諸問題等につきましてお話し合いをしたいと、こう思っております。

○矢追秀彦君 まあ金利政策も、下げていかなければなりませんけれども、いま申し上げたように、アメリカの金利が大きくわれわれの前に立ちはだかっておりますので、そう簡単にいかない。しかし、下げるというふうなことですけれども、その前にいま申し上げたアメリカの金利の下がるような努力をぜひやっていただきたい。やっぱりアメリカが金利を下げ、不況の脱出がある程度できるようなになる、また失業も減っていくとなると、まあ日本の場合にはそれに伴って円高、あるいは日本の金利も下がる、こういふことで円高になれば、自然輸出も減ってくるわけでございまして、そういうやつぱり自由経済の枠といえますか、そういうものをあくまでも堅持をするという立場をやはりアメリカ、特にアメリカですが、もちろんEC諸国もそうすけれども、これは絶対に堅持をするという方向に持っていくか、今後非常に問題が出てくる。

もうすでに、この貿易摩擦は言われて久しいし、日本としても努力をされておりますけれども、なかなかかはかしくいかない。私も私なりにいろんな向こうの方と議論をいたしますけれども、私はよく言うんですけれども、安くていい物が売れてなせ悪いと。こう言いますと、はね返ってくる言葉は、日本がそうできたのは防衛努力をしないから、必ずそうはね返ってくるわけですね。これは議論が私はちょっと筋違うんじゃないか。軍事技術の開発に力を入れたから日本は民間で先端技術の開発ができたんだ、だからアメリカが競争力がだめになったんだと、こういうことを盛んに言うわけで、非常に私もそういうことについては筋違いだということで議論をしようちゅうやっておるわけですが、大体そういう

うふうなことが非常に強いわけです。その辺は非常に私は違うんじゃないかと言いたいわけですね。もちろん、確かに防衛に力を入れないからある程度経済に力を入れたことは私は認めますよ。ある程度は認めますけれども、そればかり言っていて、そうして日本はとんでもないとか、最近では今度は日本の国内の流通がどうのこうの、あるいは日本のしきたりとか慣習とか、いわゆる国民性までがたが言ってきた日には、これはもう完全な内政干渉でもありますし、余りにもアメリカが身勝手である。

これに対してもいろいろ議論され、政府としてもまた自民党としてもいろいろ反論もされている点はよく承知をしておりますけれども、もう一つ向こうはわかっておらないと、このように思うわけですが、今度はサミット、またその前のいろいろな会議、議論は相当白熱すると思いますが、ひと総理、絶対議論で負けないようにぜひ、私いろいろの応援をしますし、また知恵もつけますから、絶対譲らないでがんばっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 大変強い御鞭撻をいただきました。本当に私も心強い限りでございまして、私は今日の貿易摩擦の問題も、これは世界経済が非常に困難な局面に立っているからである。特に大変な失業、インフレの問題、国際収支の悪化、こういうことから日本とアメリカ、あるいは日本とECだけの間でなしに、アメリカとEC諸国との間にも大変厳しい貿易摩擦が起きておるわけでございまして。でありますから、私は世界経済の再活性化を図る、みんなが連帯協調して助け合つて、そしてそれぞれの持っているいい条件というものを出し合つて助け合つて、そして世界経済全体をひとつ立て直していくことに努力する必要があると、こう思っております。

私は、今度のベルサイユ・サミットでは、この点に最重点を置いて日本としても最大の努力をしよう。とにかくアメリカと日本を合わせますと世界のGNPの三五%にもなるわけでございまして

から、この両国が相当世界経済全体の立て直し、再活性化には大きな責任もあり、また力も持つておるわけでございまして、そういう腹構えで取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございまして。

○矢追秀彦君 その世界経済の再活性化ですが、やはり新しい時代に対応した新しい産業、新しい製品、あるいはまた新しい感覚でやる必要があるんじゃないか。

西ドイツの経済も、いま水面下に落ちてしまいました。かつては、六〇年代は大変な成長した西ドイツですが、これも五〇年代の設備投資といいますが、そういうものが六〇年代を支え、オイルショック以降それを新しいものにできなかった切りがえがでなかった。そこへもってきて、労働時間が日本と比べて非常に少ない。いろんな問題もあります。また、マイスター制度というものがいまの時代に合っていない、そういうふうな原因等が指摘をされておりますけれども、やはりここで世界全体、特に日本はそういう点では一回にわたるオイルショックを他の国と比べると乗り切つてこまできたのは、いろんな新しい最先端技術の開発もありましたし、いろんな面でいい製品をつくってきたことも事実ですから、やはり世界全体が知恵をしぼっていかば、私は次の時代へ向けて新たな経済の分野というものが開かれていかないとはいけないと思ひますし、私はできると思ひます。

日本国内でも、この間ポートピアが行われました。非常にあれは成功したと思ひますし、これからのいろいろ――私、本会議の代表質問でも「大阪二十一世紀計画」ということにも触れましたけれども、いま大阪ではいろいろそういうものも研究され、来年はデザイン国際展エッセナレが開かれる。あるいはまた中小企業サミットが大阪で行われる。そういういろんな、お祭りという言葉を使うと語弊があるかも知れませんが、そういうもので何かを刺激していく。こういう点で、日本全国、各地方に特色ある何かお祭りなり

何らかをやる、そういうふうなことも一つだと思
います。

先ほど申し上げましたように、新しい時代に対
応した新しい時代の経済というものを、また産業
というものをお互い知恵を出して、実際はもうど
んどん開発されてきているわけですから、ある程
度、いまだ人類はここまで進歩して満足の時代
に入りませんが、まだまだ人間というものは欲望
の強いものですから、また次を目指していくわけ
でございますから、そういう点も、ただ総論的
な面ではなくて、日本がかなり最先端を、アメ
リカに次いでそういった面は行っているわけであ
ら、ぜひ総理はこの世界経済の活性化についても
具体的な何かを持って臨むべきであると思は
れますが、いかがですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、御指摘の御意見
につきまして全く同感でございます。

特に、先進技術の共同研究開発あるいは先端技
術の交流、さらに開発途上国、中進国等に対する
技術の移転、技術の交流、こういうようなことが
私は世界経済の活性化の上に大きな役割を持つ
であろう、このように考えておるわけでございま
す。そして、そういうことを通じて相互に投資し
合う、あるいは合併企業等も積極的に、ある
いはその他の第三市場におけるところの産業協力
等も行う。そういうようなことが停滞しておる経
済に活力を与えることになろうかと思つてござ
います。いま政府の関係省庁に指示をいたし
ましていろいろ具体的な案、構想というものをい
ま取りまとめ中でございます。

できるだけ日本としても、そういう面での役割
を果たしていきたい、こう思っています。

○矢追秀彦君 経済摩擦は経済の面でいろいろ言
われているわけですが、私、最近問題となってい
る点でひとつ総理にぜひ御認識と今後の解決策と
いいますか、ぜひ御検討いただきたい問題に、言
葉としてこれが適当かどうかわかりませんが、文
化摩擦、こういうふうなものについてちょっとお
伺いをしたいと思います。

これは、日本からたくさんの方の芸術の留学生、た
とえば音楽、特に音楽面がいま強いわけですが、
留学生が行っております。ウィーンあたりでは日
本人の留学生は千人と言われている。これは非
常に結構なことでございます。で、かなりウィ
ンあたりでは日本人で賞をとる人がふえておりま
す。こういったことは日本の西洋音楽の技術の発
達ということについては非常に好ましい面がござ
います。しかし、それが反面また向こうの国、特
にヨーロッパが中心でございますけれども、反発
がぼつぼつ出てきております。

というのは、留学生がそのままその国のオーケ
ストラに就職をする、そして高い給料を取る、そ
れによって地元の人々がその楽団から悪い言葉で言
うと追い出されてしまう。そういった人たちが、
そんな自分たちは技術がだめだから追い出されてもし
ようがないと言えはしようがないんですけれども
も、さっきの、私が言った安い物が売れてなぜ悪
いのかと同じ議論でして、いい人がその国でオー
ケストラに就職をして一生懸命がんばっているこ
とはいいことなんです、反面、向こうの方からは
反発が出てくる。それに対して日本は何をして
おるのか。

向こうも留学生にはある程度国家もお金を出
し、また、いろんな民間のそういった財団等も金
を出して一生懸命教育をした、それで卒業したの
がそのまま居座れる。じゃ、日本は逆に何かや
つてくれているか。なかなか日本における外国人
の大学の先生も国立大学ではたくさん入れない、
民間の私立大学には少しはおりますけれども、非
常にそういう点の受け入れができていない。た
だ、西洋のオーケストラも結構来ておりますけれ
ども、これはかなり民間ベースというのが中心に
なっております、なかなか政府としての対応と
いうのは文化面ではまだ私はおそれていると思
うわけです。

そういったことから、やはりまた経済と同じよ
うないら立ちが文化面において現実問題としてか
なり出てきておるわけでございまして、ぜひ

こういうことも、特に今度ベルサイユ・サミット
ですから、パリという非常にフランスの人たちは
ある面では中華思想的な面を持っています。文化
はおれたちが最高だと思っております。そこへま
た日本人がどんどん入ってきてかき回す、こうい
うふうなことが現実に出てきておるわけでござ
いますから、そういう点もひとつぜひ総理は御認識
とそれに対する対応というものを考えたいた
たいと思ひますが、この点についてはいかがで
すか。

○国務大臣(鈴木善幸君) とかく摩擦というとい
易摩擦、防衛摩擦というように思ひをせ
るわけでございしますが、いま矢追さんから文化摩
擦も存在するのではないかと、こういうお話がござ
いまして、私も大変ユニークな御意見として傾聴
いたしましたわけでございします。

確かに、日本からも音楽でありますとか、ある
いは舞踊でありますとか、あるいは絵画でありま
すとか、いろんな留学生、研究者が渡欧をいたし
ております。そしてどんなに勉強をして相当コン
クール等では上位に入選しておるといふような
ことも伝えられておられて、それらの方々がさ
らに深い技術を身につけるために欧州に滞在をし
て、そして働ながら研さんを積む、こういうよう
なことが多くございします。そういう点が
向こうの職業的な芸術家やいろんな職場を侵食し
たり、そういうふうな問題が出ておるといふ
ことも耳にいたしておるところでございます。

しかし、この問題は通商貿易の面の摩擦とは違
いまして、これは一時的にいろんな批判なり反感
を買ふことがあるかもしれませんが、優秀な高い
芸術というものは私はそれなりに評価もされる
し、ヨーロッパの方々からも喜んで迎えられるも
のだと、こう思っております。

たとえば違ひますけれども、日本は柔道の大本
山であるわけでありまして、ヘーシンクにその世
界の覇権をとられた際には、われわれはいささか
反発も感じたことがありますが、しかし、
今日では日本の柔道が世界的にこれが普及をして

いつておる、もう国際的なこれがスポーツになっ
ておるといふことから、かえって親しみを覚える
ようなものでございまして、要は、私は交流を活
発にする、そしてお互いにいいものを見せたら
う文化、芸術の交流というものを積み重ねると
いうことが摩擦を解消する道である、このよう
に考えておるところでございます。

○矢追秀彦君 もう時間ですから、最後に、いま
の問題については確かに総理言われる交流面につ
いてはまだ日本の方の貢献度がなかなか少な
い、こういう面は一つ指摘をしておきますので、
ぜひ文化面、これからはやはり私は日本はもちろ
ん技術も大事ですけれども、物を売ることも大事
ですが、やはり文化面における力の入れ方とい
うのをやるべきで、そういう何か日本人は気違
いみたいなものを持ってしまふ、こういうことをや
はりなくす一つの大きな力になるんじゃないか、
こう思ひますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから最後に、先ほどともいふ山委員もずっと触
れておられた減税問題については、ひとつき
ちんとやっていただきたい。というのは、先ほど
申し上げた金利を下げることは減税、そして対外的
な経済外交、こういうものをすべて総合的にやら
なければ、下手をするとマイナス成長、ゼロ成長
というものから浮き上がることは非常にむずかし
い、私はこう思ひますので、ぜひ減税のことにつ
いてはしっかりとお願いをしたい。

先ほど与野党の合意の文書がえらい早く回って
きてびっくりしておるわけで、さつき決めたばか
りでもう総理の手元に行っておると、ただし、そ
れは一番エッセンスのところだけでございしま
し、まだ前がつかまっていますので、前文でちょっとまだ
いざこざがございましてまだ決まっておらず
が、しかしその点は合意をしております。ま
た、口頭了解ということでも補正予算云々等もご
ざいまして、ここでは言えない問題だと思ひます

けれども、非常に前向きに与党の方もやっていた
だけということになりますから、ぜひ国民の
要求でありますから、特に衆議院では所得税だけ
でございましたが、参議院では住民税という言葉を
入れるつもりでございます。もちろん、所得税
が減れば住民税が自動的に減るからなくてもいい
じゃないかと言われますが、やはりこの点はきち
んとした方がいい。

それからもう一つは、衆議院大蔵委員会小委員
会ということになっております。そうすると参議
院は要らぬのか、こういうことになりますので、
その点もひとつ考慮をしていきたいというのがわ
れわれの方でございまして、そうしたこと
も含めまして、減税には前向きにお願いしたいと
思います。

以上です。
○近藤忠孝君 最初にグリーンカードの問題です
が、私は三月十九日の本会議で、グリーンカード
だけ実施をして総合課税は延期するということな
ことがあつてはならない、こういう指摘をいたし
ました。

いま問題は、グリーンカード見直し論の中に、
まずマル優など非課税貯蓄限度額の管理につい
てだけグリーンカードを実施する、そして総合課
税の完全移行はやめて分離課税制度を存続する
という、こういうことが有力な動きになっておる、
こう聞いておるんです。

私は、この問題は本来捕捉すべき高所得者の
課税貯蓄など全く野放しにし、脱税を放置し、不
公平を拡大するものである、そして少額の貯蓄の
みについてこれはもう完全に大蔵省は管理をし
て、そして国民番号制の方へ行くという、こう
いう面では大変ぐあい悪いし、何よりも総合課税
への移行をいざ進めようという点では絶対あつて
はならない、こう思ふんです。

先ほどグリーンカードについての総理の決意は
聞きましたけれども、こういう動きや見解がある
ことについては総理はどうお考えですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) グリーンカード制が採

用されることになりましたにつきましては、非課
税貯蓄の限度、範囲を明確に把握をするというこ
とが一つ。これはいまの高所得の人間が非課税
貯蓄という制度の悪用をいいますか、乱用とい
いますか、そしてそういう悪用を浴そうというよう
なこと等も排除しなければいけないというよう
なことからグリーンカード制というものがとられた
し、また一方において総合課税制度というものを、
利子配当の分離課税をやめて総合課税に移行
するということのも、こういう高所得者に対する税
負担の公平化という見地からとられたものである
わけでございますから、これは両方確保されなけ
ればならない、実現されなければならぬ、この
ように認識しておるところでございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、いま指摘したよう
な、グリーンカードだけ実施をして総合課税は延
期するということのような考えは私と同様に全くけし
からぬことで、そんなことはもうとんでもないこ
と、こういうお考えでしようか。

○国務大臣(鈴木善幸君) いま申し上げましたよ
うに、あの法改正の趣旨に沿ひまして、政府とし
てはそれ的確にこたえていきたい、こう思つて
おります。

○近藤忠孝君 どうも、ちょっと私の質問に対し
てそのまま素直にお答えになつていないんですけ
れども、めつたに共産党の議員と鈴木総理と意見
が一致することはないので、私はこのこと
とでは、私が指摘したようなこと、要するにグ
リーンカードだけ実施をし、総合課税は延期をす
るといふ、こういう考えは総理としてはもう本当
にとんでもない、もう絶対そういふ考えは認めら
れぬ、認めたがたい、そういうお考えですかと聞い
ておるんです。

○国務大臣(鈴木善幸君) いろいろ、どちらに重
点を置くかというように近藤さん、そういう
お話をしているんだらうと思ひますけれども、
私は、そもそもああいう改正がなされた、国会で
これが採択をされて五十九年一月から実施をされ
るといふことにつきましては、両方の目的を確保

する、それを担保するためにとられた措置であ
る、このように理解をいたしておりますし、政府
としてはその方針で実行に移してまいる、こうい
うふうに考えております。

○近藤忠孝君 恐らく私と同じ意見だらう、こう
思ふんですけれども、そこで伺ひますが、昨
日の新聞記事によりますと、私が先ほど指摘した
ように、マル優など非課税貯蓄限度の管理だけに
グリーンカードを使い、総合課税への完全移行を
やめるといふ方向で自民党首脳、首相周辺がそう
いう態度を決めた、そして総理の意向で自民党内
の中にそういう協議が始まつてゐる、こういう記
事があるんです。

そうすると、いまの総理の見解とはこれ全く逆
行するわけですね。それで、これは議員立法でそ
ういう修正を出そうということ、総理もそれは
やむなしという御見解を持つてゐるやうかがえ
る記事なんですね。となりますと、これは今後の
問題となりますと、議員立法で出てくる可能性が
あると思ふんです。その場合の議員は、言うまでも
なく自民党議員。となりますと、これは総裁とし
ての鈴木さん、そういうことに対してはどうされ
ますか。そういう議員立法は総裁としては一切も
う認めない、こういう態度で党員である議員を指
導されますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) このごろいろいろのこ
とが活字になつてひとり歩きをしてゐるわけでご
ざいまして、私もしばしば戸惑ひをいたしてゐる
わけでございます。

そういうことは、私聞いておりません。特に、
私の周辺とか私の側近がそういう説をなしてゐる
というようなことは、全然ございせんから……。

○近藤忠孝君 そうしますと、もしも——これは
あり得ることだと思ふんですが、もしも議員立法
として出てきた場合には、またそういう動きがあ
つた場合には、自民党総裁としては断固これを抑
えろと、そしてまた抑える自信があると、こうお
聞きしてよろしいでしょうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) いま申し上げたよう
に、そういう党内で個人的にいろいろなお考えの人
があるかと思ひますけれども、そういう問題が
党議として、党の大勢としてなるかどうかといふ
ようなことは私は予断をいたしておりません。し
たがつて、そういうことを前提にしていまあれ
れ申し上げるような段階でない、このように申し
上げておきます。

○近藤忠孝君 いまヨダンをしていないとおつし
やいましたが、ヨダンというのはどういう字を書
きますか。予断している……

○国務大臣(鈴木善幸君) あらかじめ何する
……。

○近藤忠孝君 ということは、私は総理の決意を
聞きたいんですが、いま予断してないんだけれ
ども、それは出てくる可能性があるわけですね。
となつた場合、総理としての自信はありでしょ
うか、抑える。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は政府の責任者でご
ざいまして、国会で御決定をなされたところの法
律の執行をやるのが私の責任でございますから、
その法律をどのように改正するか、されるであ
ろうとか、そういうことをあらかじめ予想をし
て、それに対してどうこう申し上げるようなこと
は適当でない、こう思つております。

○近藤忠孝君 私は、政府の責任者としてより、
いま自民党の責任者たる鈴木さんにお聞きしてい
るんですが、私が自信があるかと聞いても、それ
に対してとてもお答えにならないということとは自
信がないように、こう受け取らざるを得ないん
です。現にいろんな報道があるということはそれだ
けのことやっぱり事実あるわけですし、また国民
民はその心配をするわけです。

もう一度伺ひますけれども、万が一あつた
場合に、鈴木さんはそれを抑えられますかどうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私も自由民主党の総裁
でございますから、私の意に反して党議が決まる
というのではないと確信をいたしております。

○近藤忠孝君 やつと比較的期待できる答弁が出

てきましたけれども……。

そこで、あともう一問は、減税問題です。

国民の要求は、五十七年度当初予算で減税をしてほしいという、こういう要求ですが、いままでのところ、もうとてもそれはなさる気はない。そこで、問題は五十七年度補正でどうされるか。

それで、いろんな話が進んでいるようですが、私どもはよく知りませんけれども。その場合、五十七年度補正でやるかどうかについても、いままで同様に大蔵委員会の結論に従う、そういう御趣旨でしょうか。政府としてはそこでやっぱりやっていたという、そういう前向きな姿勢があるのかないのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) 先ほど山崎さんにお答えをいたしました。政府としては、五十七年度予算編成の段階におきまして、与えられた条件、環境の中で最善のものとして五十七年度予算の編成を行いまして、閣議決定の上で国会に提案をし、御審議を願っております。

したがって、私どもはこれは最善の案である、このように考えておりますが、衆議院予算委員会の御審議の段階、また参議院の予算委員会に現に御審議をいただいております段階におきまして、どうしてもこの際減税をやるべきである、こういうことで各党でお話し合ひもされておるといふことでございまして、これに対しては政府としては国会でそういう御決定がなされるというものであれば、これは国権の最高機関の国会が御決定になることでございまして、政府としてはこれを尊重して実行に当たらないと、こういうことでございまして、その際にも、政府としては五十九年度特例公債依存の体質を脱却するよう、また一年こきりでもなしに減税ということでごさいますから、将来に向かって確実な財源が確保されるめが立つこと、そういう条件を整えていただくことを強く期待をいたしておるところでございます。

○近藤忠孝君 終わります。

○三治重信君 最近、円がどんどん安くなって二

百五十円にもなろうとするような報道が行われているわけなんです。これはいまの貿易摩擦とい

って日本が非常に強く言われているが、円がどんどん下がる、これはどういうわけか、こういうことで不思議に思われるを得ぬわけなんです。それがアメリカの金利高のためだといふんですが、これが単にアメリカの金利高のためだといふんですが、最近ではどうも日本の余剰資金を保持した会社や個人が、アメリカが高金利のためにいわゆるドル買いをやつて、それが非常に円安になっているのではないかと、こういうふうなことを非常に強く言われるわけです。そこがブラッケット、アンダーグラウンド・エコノミーというふうなことも言われる原因かとも思ふんです。

それもあることながら、私は、アメリカの高金利政策について、いやこれだけ日本に対して貿易摩擦なんか文句を言われているわけだから、ひとつ少なくともこの六月のサミットでは、このアメリカの高金利政策に対しては是正してくれと、日本はこれだけ貿易摩擦を直しているんだからといふことについて、きちっとした態度を日本はとるべきではないか、こう思ふわけなんです。総理の御意見を伺います。

○国務大臣(鈴木善幸君) アメリカの高金利がわが国のみでなしに西独、フランス、イギリスその他のECの同盟諸国の経済に対しても大きな影響を投げかけておるといふことはすでに報道されておるところでございます。でありますから、私どもは、機会あるごとにアメリカ政府の責任者に対しては、機会あるごとにアメリカの高金利政策というものは、是正方を強く求めておるところでございます。そして、今後におきましても、OECDの会議、サミットにおきましても、関係各国とともに世界経済全体の建て直しのために、この問題につきましてもアメリカにさらに深い考慮を払ってもらふように努力をしたい、このように考えております。

○三治重信君 アメリカの高金利によって日本の円安が根本的な是正ができないということについて

は、ひとつサミットでいまの総理大臣の決心でまたさらに幅広く組み立てて対処していただきたいと思ふんです。

また、日本の円高対策というもののついてなかなかいい知恵がないわけなんです。最近、三月一五月に對して非常な五兆円からの資金の余剰が出ると、これに對して日銀が短期の売りオペをやつて資金を吸収する計画というふうなことが最近出ているわけなんです。こういうふうなことが繰り返しても、余りドルに全部日本経済が頼っているところに非常に大きな円安の問題で苦しむわけなんです。これだけの経済大国、世界経済の割の経済を日本経済が持っているということになると、やはりこれに對してできる限り、世界の基軸通貨たるドルを排除するとかいうことでなくして、日本の円貨を強くする、国際信用を強くするために、やはり円貨の推進をやる対策が私は円安を防げる大きな一つの原因にならうかと思ふ。

そういう意味において、日本のこういう資金余剰が出てくる場合には、ひとつ資金不足国について円貨債を大に発行して、そして日本の円貨の輸出、そういう外貨の不足のところへ必要な貿易ができるようにしてやるということは私はどうかと、こういうふうな思ふわけなんです。円貨債を募集すれば、これがまたドルにかえられたり何かして円安を必ずしも解消する役にはならぬというふうなことも言われるんですけれども、そこは日本で非常に資金の余剰があるといふことは、やはりドル買いに走る大きな原因じゃないかと思ふんです。そういうふうなことに對して、日本が資金を、円貨をドル不足国に融通してそして円貨の貿易を積極的に拡大するといふ方策、いかがでございますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 何建てで、円建てでドル建てで何で貿易をするかといふことはこれは民間が決めることでございまして、政府が一々あななところは何をやらねかと言ふようなわけにはこれはまいらないわけでございます。

それから円建て外債の発行のお話でございますが、これも御承知のとおり民間でやることであつて、政府がどうこう言うわけではありませ

ん。いまもお話があったように、円建て外債の発行が為替レートを円高に導くかどうかということについては、流出した円が外貨にかえられることからむしろ逆にそれは円安に動くと、むしろふえれば、それが大体の通説だろうと、そう思つております。

したがって、円建て外債を奨励してどんどんやらせるといふことは、むしろ円安の方がふえるんじゃないかという見方の方が通説でござい

ます。

○三治重信君 そうすると、何といふんですか、円貨債をやつても円の貿易がふえるということではないといふことのようにですが、これはまたひとつ後で御質問します。

いま一つは、これは円安と直接関係はないわけなんです。政府は対外経済援助協力というものを三カ年倍増、今度は五カ年で倍増といふことで、この苦しい財政の中でもどんどん倍増倍増でやっているわけなんです。しかし非常にその資金が使われていない。これは実施上非常に困難だといふことで使われていない。これはひとつ総理の方でぜひこの資金が使われるように、金だけ予算組んでも、それが実質上行われなければ、これは日本がそういう世界経済に貢献する、こういうことにならぬと思ふんですが、そういうことについての総理の御決意をお伺いしたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) これは、資金協力、対外経済協力を考えました場合に、相手国の経済の事情、特に一〇〇%貸すわけでございます。それから、内貨も必要になってくるわけでございます。財政事情が悪化いたしております関係から、その内貨さえも不足をしておりますようなこと等がございまして、せっかく取り決めましたところの経済協力の計画がなかなか円滑に実行されていない。そういう関係もございまして最近商品借款というものを希望してくるところが相当ござい

ます。

ます。これは商品借款を通じて内貨をそれによつて造成をしていく。そして、そのプロジェクトを実行に移そうと、こういうようなこと等もございす。私も十分その国の経済力、財政力というものを勘案をし、そして実際にそれが実行できるものを取り上げて経済協力を進めていきたいと、このように考えております。

また、さらに経済協力の裏づけになりますところの技術的な援助、協力というものにも十分配慮をいたしまして、その経済協力関係が円滑に動いていくようにということではある角度から検討を進めておるところでございます。

○野末陳平君 総理に御意見を伺う前に、大蔵大臣にお聞きしておきますが、グリーンカードに関連しまして、マル優の枠を三百万円に足りないと、五百万円に引き上げろという声はかなりあるようです。特に自営業の人たちの間に聞いてみると強いんですね。実際には非課税枠は九百万あって、サラリーマンの場合は財形入るから千四百万だと言ふけれども、自営業の立場で使えるのは実は銀行のマル優の三百万くらいなんだから、これじゃ足りないんだと、こんなことのようにです。

そこで、マル優枠を現行の三百万から五百万に引き上げろという声に対して、大蔵大臣はどういうふうにお考えか、まずそれを。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は、銀行だけじゃなくて郵便局もあれば国債もあるわけですから、九百万の枠があるの十分じゃないかと。特に国債は、これはたくさん出てるんですけれども、必ずしも各家庭でみんな持っているとは限りません。ほとんど持っていない家の方がむしろ多いんじゃないかと。ところが、これが一番有利な商品でございまして、利率も高うございすから一応私は国債をお勧めしたいと思っております。

○野末陳平君 一般的には確かにまだ非課税枠は平均的貯蓄額をかなり上回っているわけですからそれでいいかと思うんですが、ただ、これから老人社会になっていくという場合に、お年寄りの預

金というものも若い人あるいは中堅の人たちの預金と同じように考えて一律に扱っていいかどうか、その辺がちょっとひっかかるんですね。つまり、老後の支えに預金の利息を当てようと、こういう努力をしている人たちに對しては、この自助努力に對してやはり政府としては何らかの配慮をすべきではないか、もうそういう時代になってきたんだというふうには感じざるを得ない。

大蔵大臣に重ねてお聞きするんですけれども、こちらで六十五歳以上のお年寄りに對しては、いわゆるシルバー・マル優のような枠を別枠で、三百万とか五百万とか、あるいは一千万とか、そういうふうにするべきではないかと考えるわけでは、大蔵大臣の御意見をお聞きしたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これも考え方ございまして、よく主税局長が言うように、月に十萬円の年金の人だと二千二百五十万円ぐらい貯金を持っていても、オーバーした分も含めてです。それは実際には税金は取られないということございすから、仮にこれは年金が十萬元ある人の話でも、もし奥さん名義のマル優があればもっと多く、三千万とかそれぐらい持つておいても実際には税金がかからないということであって、まるまるそっくり残して他界するということまで政府でやれというのかどうなのか、そこらところはよく問題が実はあると思うんですね。老後の問題というわけですから、そっくり財産は手つかずに残してというところまで政府にやれということになると、また話は別な問題になるんだらうと、そう思います。

問題は、最近では非常に長生きをするようになりまして、もう百まで生きるのであるいはそれ以上も生きるのかわからない、だから、そういうところから不安があるということもございまして、う。しかし、私としては原則的には現在でいいんじゃないかと、そう思うわけでございますけれども。

もう一つは、老人の貯金と一般の貯金とどういうふうに分けるかという技術的な問題もあるそ

うです、技術的に考えて。したがって、早急に結論は出せませんが、せつかくの御提案でもございすから、どのようなことができるか、御提案を含めて今後勉強課題にさせていただきますと思ひます。

○野末陳平君 そこで、総理に改めて私のこのシルバー・マル優枠の提案を聞いてほしいわけですが、

こういうことなんです、これを新しく認めるのは広い意味の行政改革にもつながるんです。なぜかという、先日の予算委員会に主税局長から御答弁いただきましたけれども、それからいまでも大蔵大臣のお答えの中にも出てきましたが、要するに、たとえば年金で暮らしているお年寄りは、マル優を含めて二千万円から、奥さんの名義も含めれば三千万円近くまでの預金があつても、確定申告をやりますと、源泉で二〇〇ばかり先に納めていたこの利子の税金が結果的に返ってくるんだ、実質的には税金はかからないんだと、こういうことなんです。そうすると、一歩進めて、それだったら、何もお年寄りに確定申告にこの込んでいるときに行かせる必要もないんじゃないか、税務署の方でそれだけ仕事の量が減るんじゃないかと。

実質的に税金問題が起きないというのであれば、せめてその範囲の、全部とは言わないけれども一部でも、初めからこの源泉二〇〇はしない、で、お年寄りのシルバー・マル優、非課税枠、これを一般の人よりもふやしても結果的にどこがどう違うんだということになりますと、僕は、合理的に考えるならば、確定申告で結果的に返ってきた無税になるというならば、初めからシルバー・マル優を、技術的な問題もあるんでしようが、設定するという方が合理的な考え方だと、こういうふうにお考えまして、サラリーマンとか自営業とかいうことを問わず、真剣にこれは検討していただくべき問題だというふうな考えで、総理大臣に最後にお答えをお願いしたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) 野末さんお年寄りを大

事にしよう、老後をできるだけ不安のないようにしようというお気持ちからの御提案でございす。そのお気持ちを尊重いたしまして、非常にむずかしいいろいろな問題がこれにはあるようございすけれども、よく研究、勉強させていただきます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 暫時休憩いたします。

午後五時四十分休憩

午後六時開会

○委員長(河本嘉久蔵君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

ただいま塚田十一郎君、藤田正明君が委員を辞任され、その補欠として岡部三郎君、福田宏一君が選任されました。

○委員長(河本嘉久蔵君) 他に御発言もないようですから、三案に對する質疑は終局したものと認めます。

これより三案を一括して討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○磯山篤君 私は、日本社会党を代表し、ただいまの法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に對し、反対の意思を表明し、以下討論を行うものであります。

五十年に始まった特例公債の発行は来年度で八回目、その額も三十七兆二千億円の巨額に上りながら財政再建の度合いはますます困難をきわめていっていると言つても過言ではありせん。

五十六年度は約一兆四千億円という空前の総ざらい大増税を圖り、国債減額二兆円を目指したのでありますが、経済運営政策は失敗に終わり、景気低迷の長期化による税収の落ち込みのため、補正では赤字公債の増発を行い、かつ一兆円余の歳

入欠陥が不可避となっているのであります。

これは、財政再建の美名のもとに、大増税を強要されました国民は、一体どこに不満をぶつけたならばよいでありましょうか。

また、欧米との通商摩擦の激化の中で、長引く低迷から脱却するため、内需喚起の一環として提起しました所得税、地方税減税は、勤労者世帯の実質所得のマイナス転落を少しでも救済するということから見ても、最重要税されるべきものと確信をいたします。

しかるに、今回の税制改正に際し、何らこれに積極的に対応しようとしなかった政府に猛省を促す次第であります。

衆議院議長は国民の声にこたえたものであります。衆議院大蔵委員会でも実現に向けての具体策を煮詰める段階となっておりますが、この際政府においても積極的に実現のために対応するよう強く要請をいたします。

次いで、両法案のうち、法人税改正は資金繰りの苦しい中小企業に対し、大法人と同様一律の延納制度の縮減を強要することは、中小企業の活力をそぎ企業倒産を生じかねないと思定ができません。また、貸し倒れ引当金の法定繰り入れ率の改正は、実績率の三倍の水準であり、引き下げ幅が全く不十分と言わなければなりません。

また、租税特別措置は、税制面で政策目的を達成せよとするものであり、それゆえに政策目的が達成されたり、意図した目的と反した結果が生ずるならば当然廃止すべきであります。しかるに、本来廃止すべき特別措置が既得権化しており、税負担の公平を阻害しています。

この際、租税特別措置全般を一たん全廃をし、最小必要なものに限り期限を厳格に付して認めるといふ発想の転換を強く求めるものであります。

また、土地税制の緩和は、高資産家の地主、特別な所有層のみに税の優遇を与え、土地、宅地供給効果はきわめて乏しいと言わざるを得ません。これは政府に本来の土地政策の欠如に起因しておりますが、なお土地税制が常に不安定のため

かえって土地高騰を招き、もはや持ち家取得は高ねの花として庶民はあきらめざるを得ない状態であり。また、住宅建設を景気対策の道具に極端に使った点もこの際反省すべきであると思ひます。

以上の理由により、両案に反対するものであります。当委員会の審議を通じて強く指摘をいたしました五十七年度を含む減税の実現のために政府の最善の努力を要請をいたします。あわせて五十七年度財政運営に当たりまして過去の失敗を十分に検証をし、国民の信頼にこたえるようこれまで最大の努力を強く要求をして討論を終わります。

○衛藤征士郎君 私は、自由民主党・自由国民会を代表して、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案外二法案に賛意を表明いたします。

まず、国税収納金整理資金法の改正は、国税の還付件数が著しく増加している最近の実情に処し、還付加算金の支払い事務の迅速化を図り、ひいては納税者の利益に資しようとするものであり、きわめて適切な改正であります。

法人税法、租税特別措置法の二法の改正は、現下の社会経済情勢及び厳しい財政事情に対処するためのものであります。財政再建という緊急の命題のもとで、五十七年度予算は、国債発行額を一兆八千三百億円削減し、地方交付税交付金及び国債費を除く一般歳出の伸びを一・八％と、三十年度以来の最低に抑え、これらの措置とあわせて、不足財源の一部を増税なき財政再建の許容範囲の中で確保することとされたのであります。

このように二法案は、財源対策として不可欠のものであります。改正内容を見ましても、現下の要請に照らして妥当なものと考えられます。法人税の延納制度の縮減は、所得税とのバランスが配慮されたものであります。租税特別措置については、五十一年度以来すでに相当の整理が進められてきておりますが、企業関係特別措置についてさらに見直しを行い、四項目を廃止し、二十項目の整理合理化を行い、価格変動準備金の対象物品

の縮減を図ることとしております。交際費課税については、中小企業に配慮しながら、三年間の措置として全額損金不算入に踏み切り、土地・住宅対策のためには、譲渡所得の長・短区分の合理化と長期譲渡所得の課税の軽減、居住用財産の買いかえ制度の創設等を行い、さらに特別障害者に対する特別控除、勤労者財産形成貯蓄の利子等の非課税制度の改正等、福祉対策の立場からも適切な配慮が加えられております。

以上の理由から、法人税法、租税特別措置法の二改正案は妥当な措置として賛成いたします。また、厳しい財政事情に直面し、加えて経済活動の停滞が憂慮されるもとで、税負担の公平を求める国民の要請はますます強まりつつあります。政府におきましても、負担公平の理念に徹した税制並びに税務執行体制の確立にさらに一層努力されることを要望いたします。私の賛成討論を終わります。

○塩田啓典君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の両案につきまして、反対の討論を行うものであります。

反対理由の第一は、法人税の延納制度の縮減が、特に資金調達能力の弱い中小企業、小規模企業の経営を圧迫するからであります。

特に、景気の低迷している現状の中で、中小企業の倒産も依然として高水準で続いており、今回の改正はこれら中小企業、小規模企業をますます苦境に追いやることを憂慮するものであります。さらに、この制度改正による財源確保は五十七年度限りのものであり、真の財政再建に寄与しないこととなり方であり、賛成できません。

反対理由の第二は、長年指摘されてきた貸し倒れ引当金及び退職給付引当金の縮小について、政府が消極的な姿勢をとり続けていることであり、貸し倒れ引当金の法定繰り入れ率は引き下げられたものの、税務資料などによる貸し倒れ実績率

に比べて各業種とも相当高い水準となっており、不十分な引き下げと言わざるを得ません。

また、退職給付引当金については、無税繰り入れ率の縮小を五十七年度の税制改正の組上りのせながら、明確な理由を示さずに見送りとなっております。このような、いわゆる不公平と言えざる税制度を温存することは納得できません。

反対理由の第三は、政府が総合的な土地政策を示さないまま長期譲渡所得などの土地税制を大幅に緩和し、不公平を拡大していることであり、す。

今回の土地税制の改正により、五十七年度に土地供給が進むとは考えられず、むしろ投資対象として土地に対する需要が増大し、逆に地価の上昇を招くおそれがあることが指摘されております。一方において、給与所得者に過度の実質増税を押しつけながら、一方、大口土地保有者のみに大幅減税措置を実施することは、社会的な不公平を増大させるもので賛成できません。

最後に、昭和五十三年以来四年間の課税最低限の据え置きにより大幅な実質増税、昭和五十六年度酒税、物品税を中心に一兆四千億円の増税等により、勤労者の可処分所得は二年連続マイナステータスとなり、個人消費の低迷から景気は停滞し、今年度税収も大幅な歳入欠陥をもたらしています。

したがって、一兆円規模の減税は、景気回復の立場からも、生活防衛、不公平是正などの立場からも断行すべきであります。

与野党合意に基づくさきの衆議院議長見解に従い、また今回の参議院における与野党合意に沿って、五十七年度所得税減税が一日も早く実施されるよう、わが党も全力で取り組む決意であります。

政府としても、この趣旨に沿い最善の努力をされるよう強く要望し、私の反対討論を終わります。

以上。
○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、議題となつてゐる租税特別措置法、法人税法の両改

正案に反対の討論を行います。

五年連続減税見送りによる実質増税は、税の不公平を拡大するばかりか、内需を促さず景気の回復をおくらせ、ひいてはアメリカなどによる対日経済圧力に口実を与えていることは、いまや明らかであります。

したがって、五十七年度当初予算での一兆円の減税はどうしても必要であり、参議院においてもわが党は財源を示し、一兆円減税を含む予算組み替え案を提案しているものであります。

ところが、政府はわが党提案を何ら検討もせず、減税要求をかたくなに拒否するのみで責任回避、参議院軽視の態度をとり続けているのであります。

政府は、国民の減税要求に対して、財源がないの一点張りですが、ないのは財源ではなく、税・財政を見直す知恵と決断なのであります。

たとえば、本租税特別措置法改正案で、期限切れであるにもかかわらず、わざわざ延長してまで温存を図った大企業関係特別措置がそのよき例であります。

中でも、当委員会が私が指摘した技術等海外所得の特別控除制度などは、昭和二十八年、輸出増強を目的としてつくられた制度であり、途中部分的な手直しはありましたが、以来実に三十年近く温存され続けたのであります。最近では別の政策目的を持つていてと主税局長は答弁しました。しかし、当初の政策目的が終つたのであれば直ちに廃止すべきであります。結局、一度つくった制度はたとえどのように環境が変わっても、あれこれの別の理由を新たににつけてとにかく温存する、この姿勢が問題なのであります。

従来の特別措置を温存しただけではありません。本改正案では、科学万博のためとして特定の大企業しか利用しない大型の準備金の制度を新設すらしており、まさに逆行と言わなければなりません。

次に、土地税制の緩和についてであります。土地問題を真に解決する総合政策不在の今回の税制

緩和は、問題の解決を一層困難にするばかりか、不公平を一層拡大するものであり、そのねらいとするところの宅地供給効果すらはなはだ疑問であります。むしろ税引き後の土地の資産評価を高めることによって、土地の手放しを抑制する効果すら考えられます。

さらに、今回の改正で、十年を超えて保有する土地について重課措置が外されることになりましたが、これは列島改造ブームに乗って土地買い占めに走った悪徳不動産業者を救済することにつながり不当であります。

最後に、法人税法改正案で、法人税の延納割合の圧縮を図っているのがありますが、これは退職給与引当金など企業課税の増税を避けるために考え出されたつじつま合わせにはなりません。大企業はもともこの延納制度を利用して、延納分を高利で運用することによって利ざやを稼いでいます。それがなくても資金繰りの悪い中小企業に對して、今回の措置は手痛い打撃となる懸念されます。

以上、指摘した観点で、税制を根本的に見直すことによって財源を確保し、五十七年度当初予算で一兆円の減税を実施することを再度求めて、私の両案に対する反対の討論を終わります。

○三治重信君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました法人税法の一部改正と租税特別措置法の一部改正の法律案に對し反対の立場を表明し、討論を行います。

まず、法人税の一部改正の法律案についてであります。今年限りの法人税の延納制度の縮減は、全く小手先の増収策であります。この措置が実施されることによって、今後毎年、中小企業経営者の受ける資金面の圧迫が加重されるのであります。そうでなくとも不況の波にさらされている企業の中には、経営を窮地に追い込まれることも考えられて、きわめて遺憾であります。

次に、貸し倒れ引当金の繰入率の引き下げは、企業の調査実態では繰入率に余裕があることであり

りますので、適切な措置であらうと思われれます。次に、租税特別措置の一部改正の法律案についてであります。

まず、交際費課税について、最近の社会経済の状況から課税強化の要請が強まっております。今回も交際費課税の強化が行われ、中小企業への配慮も見られてきたところであります。今回の措置が資本金五千万円以上の法人について三カ年の時限的なものといえ、交際費を経費として一切認めないということはどういう企業経理簿記上考えられないことで、やみ経理を強いることにもなりません。少なくとも一定の範囲内の交際費については、一定率の課税にとどめるべきだと思います。

さらに、租税特別措置の整理合理化によって、初年度で千九百億円の増収が見込まれており、また、租税特別措置のさらに厳しい見直しを求めるものであります。五十六年度において法人税率を二割すべての企業に重課したことを配慮すべきであります。

宅地並びに住宅問題に関する措置についてであります。政府の住宅政策に伴う宅地政策が、租税特別措置によってのみ、土地供給を増加させようとしていて、このことでは、これは、不動産業界及び地主の、土地譲渡所得の重課を一日も早く軽くするたためのものであります。土地の譲渡所得の軽減は、宅地供給の場合にのみ限定すべきであります。土地譲渡に関する短期、長期の区分を十年を境としたのは適当な改正であります。宅地の供給は宅地造成事業、土地区画整理事業の推進、宅地環境整備に公共事業費の重点投下が行われるべきであります。

また、公共事業においても住宅建築において、土地の賃貸借を活用すべきであります。財形貯蓄の住宅貯蓄控除制度を五十七年限りで廃止することは、利子補給制度を創設するということはあっても、今日まで積み立ててきた住宅貯蓄額の住宅建築への利用や財形貯蓄の継続について配慮を講ずることを要請いたします。

最後に、所得税一兆円減税について要望をいたします。増税なき財政再建は、現状のまま推し進められず、所得税のみが累進税率によつていわゆる自然増収として処理せられ、租税負担率が働く勤労者の肩に重くのしかかっています。五十五年、六十二年とも実質所得生活水準が一%も低下している現状を十分考慮され、五十七年度予算審議の中に示された与野党、国会の取り決めの趣旨を早期実現できるよう強く求めて、討論を終わります。

○委員長(河本嘉久蔵君) 他に御意見もないようですから、三案に対する討論は終局したものと認めます。

これより順次三案の採決に入ります。

まず、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

○賛成者挙手

○委員長(河本嘉久蔵君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案の採決を行います。

○賛成者挙手

○委員長(河本嘉久蔵君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案の採決を行います。

○賛成者挙手

○委員長(河本嘉久蔵君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

藤井君から発言を求められておりますので、これを許します。藤井君。

○藤井裕久君 私は、ただいま可決されました法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置

法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、自由国民会議、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、国民連合、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一、準備金、特別償却等各種の租税特別措置について、その政策目的、政策効果、活用状況等を勘案し、一層の整理合理化に努めること。

一、退職給与引当金制度については、今後における企業年金制度の動向等に対応して、基本的な検討を行うこと。

一、貸倒引当金の法定繰入率については、貸倒実績率の推移等を勘案し、今後とも引き続き検討を行うこと。

一、今後の高齢化社会の進展に伴い、年金に関する課税のあり方等について検討を行うこと。

一、宅地の供給を図り、住宅建設の促進、地価の抑制等に資するため、総合的な土地政策を速やかに実行に移すこと。

一、世論の動向にかえりみ、税務執行の公平を確保するとともに、悪質かつ大口脱税者について厳格な措置をとること。

一、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を要する国税職員について、変動する納税環境、財政再建の緊急性及び税務執行面における負担公平の確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等に配慮し、今後ともその定員の増加、処遇の改善に特段の努力をすること。

右決議する。

以上であります。
委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(河本嘉久蔵君) ただいまの藤井君提出

の附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 全会一致と認めます。よって、藤井君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡辺大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配意いたしたいと存じます。

○委員長(河本嘉久蔵君) なお、三案の審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(河本嘉久蔵君) 次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率、減免税制度等について所要の改正を行おうとするものであります。

以下、この法律案につきまして、その大綱を御説明申し上げます。

第一は、関税率の改正であります。

まず、わが国の貿易の円滑な発展に資する見地から、東京ラウンド交渉に基づくわが国の関税譲許品目についての実行関税率の段階的引き下げを一律二年分繰り上げて実施することとするほか、

ウイスキー、半導体、バナナなどにつきまして関税率を引き下げるとともに、自動車用排気タービン過給機等の関税率を無税とすることとしたしております。

また、国内産業の実情等にかんがみ、タンクス、タンクにつぎまして関税割当て制度の適用を廃止するとともに、重油及び粗油の関税率を引き上げることにいたしました。

第二は、減免税制度の改正であります。

減免税制度につきましては、国内産業の実情等にかんがみ、アルミニウム製錬業者が輸入するアルミニウムの塊のうち、一定数量の範囲内のものであるものについて、免税制度を新設するとともに、低硫黄燃料油製造用原油などの減税額を縮減することとしたしております。

以上のほか、昭和五十七年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率及び原油関連減税還付制度につきましては、その適用期限を一年延長することとしたしております。

以上、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより本案の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○丸谷金保君 まず最初に、ことしの関税の予算総額はどれくらいになるか。それからこの法律によつて減収分はどれくらいになるか。

○政府委員(垣水孝一君) 本年度、五十七年度の予算額は、一般会計分七千四百億、特別会計分千四百五十億円でございまして、本年度の一般会計分につきましては、五十六年度までの法律に基づいて算定いたしました結果との比較におきまして、一般会計で四百億円の減収、特別会計で五十億円の増収、差し引き三百四十三億円の減収となっております。

○丸谷金保君 各国の関税収入に比べると必ずしも日本の予算に占める関税の額というものは多くないんですが、大蔵大臣これをどう思いますか、たとえばアメリカ、フランス、イギリス等に比べて、どういう説明を受けています。

○国務大臣(渡辺美智雄君) わが国としては貿易立国でございまして、資源のない日本としてはどうしても資源を他国から求めなければならぬ、そのためには外貨を稼がなければならぬ、こういうような点で貿易を促進してきたといういきさつもございまして、できるだけ事情の許す限り関税の低率化をいまでも図ってきた結果ではないかと考えます。

○丸谷金保君 大蔵大臣は外国との比較が得意なんでしょうが、アメリカ、イギリス、ドイツはちょっと制度が違うんで、イギリス、フランス、フランスの場合石油税なんかも入りますけれども、おおよそどの程度——これをまあ為替レートも変わりますから、五十七年度予算が出てますからね、各国の、一九八二年の。

○政府委員(垣水孝一君) ちょっと予算額自体を手元に持っておりませんが、関税負担率の国際比較で申し上げますと……

○丸谷金保君 負担率はいいんだ、負担率は。金額なんだよ、聞いているのは。おたくの方から資料もらっているのに、おたくの方でどうして持っていないのか。

アメリカが一九八二年の予算案で七十八億ドル、これは関税。それから西ドイツはちょっと余りあれなんで、イギリスは関税と消費税を合わせて八一年から八二年にかけて二百六十億ポンドで、それからフランスは石油税と関税と一緒になっています、それでも四百九十四億フラン。大体いまの日本の為替レートで大きっぱなしにこれはどれくらいの金額になりますか。何兆何千億くらいでいいよ。

○政府委員(垣水孝一君) アメリカで一兆七千億くらいでございまして。

○丸谷金保君 イギリスは。

○政府委員(垣水孝一君) 関税だけで見ますと四千数百億でございます。

○丸谷金保君 フランスは。

○政府委員(垣水孝一君) ちょうど三千億ぐらいでございます。

○丸谷金保君 大臣、この貿易の金額から比べると、アメリカから見ると相当に關稅收入が低いし、ECのフランスやイギリスと比べて多少高いという程度で、実際の貿易額から言えば相当これも安い、税収としては非常に少ないんです。なぜ日本がこんなに低いのに東京ラウンドで一応決めたやつを前倒ししなければならぬんでしょうか。ほかの方が高いんですよ、結構。ほかの方の關稅收入というのは相当高く取っているわけ。日本だけが何でそんなに先へ先へとやらなきゃならぬですか、大臣。

〔委員長退席、理事藤井裕久君着席〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは御承知のとおり、私が先ほど言ったように、日本は貿易立国の国でございます。日本の貿易の伸び方が非常に急速に伸びておるところから、御承知のとおりいわれる貿易摩擦がいままでも何回も起きておるわけでありまして、貿易で輸出を伸ばす以上、やっぱり輸入もふやさないやならぬ、こういうような点から、その一環として國際會議で、東京ラウンドでやったわけでありまして、われわれはそれであら一応当分の間はもてる、こういうふうに思っております。

ところが、さらに市場開放の要求というものは非常に強い。これ以上國際摩擦を起こすということとは、日本としては全体的に余りプラスにならないというような政府の判断に基づいて、その摩擦の解消の一環として、やはりその一環として關稅一律、東京ラウンドで決まったものを二年分前倒しにしようということを決めたわけでありま

す。

○丸谷金保君 去年も前倒ししているんですよ。ですから前倒し、前倒しでいいんこれは

……、それからこのことによるところの税収の落ち込みも相当なものでしょう。

それで、東京ラウンドの問題なんですが、一九七九年、ジュネーブでもって調印したそのとき、大蔵省の当時の關稅局長は、「これは本当にこれで八〇年代の貿易を律するルールが確立された」ということを、これは「東京ラウンドの全貌」という本の中で、その序文でうたい上げているんです。これはちっとも確立されてないんじゃないですか。どうです。いまの状況から言うとな七九年時代とは全く変わってきたということになりますか、これは。

○政府委員(垣水孝一君) 当時わが国も五、六年かかって東京ラウンドを妥結せしめたわけですが、いまですが、その後の情勢というのがきわめて変動が激しくて、御承知のように、二次にわたる石油ショックを日本が比較的うまく切り抜けたにかかわらず、ヨーロッパは特にいまだうまくいってありませんし、アメリカにしてもまだ後遺症から脱していないという状況で、日本のみが非常にいいということに対して、やはり世界經濟全体の活性化を図るためには、少し強過ぎると思います。突出していい日本に対して風当たりが強い。それに対する対応は、やはりある程度考えていかなければならない、こういうことだと思います。

○丸谷金保君 日本の貿易が伸びているから各國の御機嫌とらなきゃならぬ、そのためには仕方がないと、こういうことですか、理屈には合わないけれど。

○國務大臣(渡辺美智雄君) まあ、御機嫌をとるということなのか、理屈を言えば、われわれとしてはともかくも決まったんだから、八年分のやつが決まったんだから、それをいままさら何だという理屈があるんです、当然に。われわれもそれは言っているわけですが、しかし、現実の問題として各國ではインフレはおさまらない、失業者は日本の数倍の率を持つておるといような中から非常にあつたけが起きて、日本ボイコットと言わんばかりの話が出てきた。これはもう私が説明するま

でもありません。

したがって、そういうような問題でこれ以上國際的に日本が孤立をしようというふうな恨みつらみを一身に買うことは、果たして日本の将来のためにどうかというふうな観点から、政府としては鳩首協議をしながら、ともかく理屈に合わないと言えは合わないかもしれないけれども、こちらからどうせいつかは下げるわけだけれども、それをひとつ前倒しをするという誠意を示すことによつて理解を得たいという考えでやったものと思ひます。

○丸谷金保君 まあ理屈に合わない点があるというところについてはある程度大蔵大臣も御理解しておるようでございますから……。

そこで、問題はそこによる国内の産業に及ぼす影響、特にねらい撃ちをされておる農業関係の産業、これはこの四百億あれば、この間から騒いでいた牛乳の値段ぐらいいちよつと——大蔵大臣、金がない金がないと言わないでもやれるんですよ。外国に対しては物を売らなきゃならないから、もともとまあ理屈に合わないけれども、機嫌を損じないようにしよう。そしてたどこかがもうかるんですよ。どこかがそれでもってたくさん物を売つてもうかるところがあるんです。そうすれば国内のバランスをとる上で、そのことの外圧をもちに受ける農業その他の弱い産業に対してもう少し考えを及ぼしていかないと不公平じゃないですかね、こちら辺が私たちどももやもやするんです。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これはいろいろな見方がございまして、国民の中においてもともかく農業過保護論まで言う人さもあるわけですから、われわれはそんなことありませんと、日本の農業は守つていかなきゃならぬんですよと云つて弁解しているわけですが、一方においては、農業団体から見ればまだまだめんどう見が足りないからもうとやれというふうな御主張がございまして。私は農林大臣もやったことがありまして、私といたしましては、まあともかく農業が栄えるという問題

は、生産ができれば栄えるという話じゃありませんよ。

問題は、消費者が豊かでないければ日本の農業はもつとひどい目に遭うということも事実です。よと、現実には、つくった物が売れないということになれば、これはぐあいが悪いわけですから。売れても値段がうんと安くしか売れないということでは困るということになれば、やはり消費者を豊かに守らなきゃならぬということの一環としては、やはり貿易というふうなものが非常にすたれるとあるいはどうかということになれば、日本の經濟に大きな影響を与えるわけですから、現実の問題として。

したがって、そういうふうな全体のことを考えまして、われわれはやはり關稅の引き下げというもののひいては日本經濟を長く守つていこうという、そういうふうな気持ちからやつておるわけなんです。ですから、このことがもろに農業団体だけにし寄せをしたとばかりは私は言えないんじゃないかと。

したがって、今回の關稅引き下げというものは例外なく一律に千六百数十品目にやつたと、またいろいろなこと言ひ出すとどうしてまともならぬ。したがって、これは引き下げるということが決まっているやつを二年分だけ早めようということをやつたわけでありまして。

○丸谷金保君 引き下げるやつを早めようという分の千六百品目近くですか、出ておりますが、それ以外にもたとえばウイスキーとか、そういうものも下げるんですよ。もう約束のところまでいつているんじゃないですか。

そこで私は、東京ラウンドというのは何なんだというところになるんです。下げちゃつたやつをまた下げるんだと。約束に到達しちゃつておるやつがあるんです。これじゃ、東京ラウンドというのは何にも意味ないんじゃないか。大蔵省が非常に高らかに八〇年代國際貿易の一つの指標ができたといつてうたい上げて、關稅局長さんの名前で本の序文まで書いておる。これが全然崩れちゃうん

じゃないですか、崩れつつあると言つてもいいんじゃないですか。

○政府委員(垣水孝一君) 私どもは、その東京ラウンドの枠というのをやはり相当念頭に置いて八〇年代を考へるということでございますが、先ほどの貿易摩擦問題に対処ということとしていろいろ考へたわけでございますが、この千六百五十三品目にわたります前倒しというのは、実は先ほどからも大臣が申し上げておりますように、東京ラウンドの繰り上げにすぎないと言つとちよつと言葉が過ぎるかもしれませんが、枠内で東京ラウンド、いづれ下がる物を二年間前倒しをすることによつてもっとはかに、たとえば御承知のようにいろいろな農産物等について、センシティブなものにつきましては東京ラウンドでは譲許してないわけでございます。そういう物についていろいろな要請があるのを、東京ラウンドの枠内でできるだけ処理するという事で一律前倒しをいたしまして、なおまさに御指摘のように、ウイスキーとかバナナというようなものについては若干のプラスをした、こういうことでございます。

○丸谷金保君 私言っているのは、要するに何年かかかつて譲許率をこまめという事で、下げ方も全部相談してありますね。そこまで早く前倒しで下げちゃったら、またこの次あとが来るんじゃないかということ。現に、ウイスキーなんかそういうことで来ているじゃないですか。それじゃ東京ラウンドどうだと、絶対それは譲許率のところできちつとそれから後は心配ないんだというふうに大臣言えますか。こんなことをしていったら東京ラウンドの歯どめ何にもならなくなりませんか。もう、もみ手外交もいまいかげんにしてもらわないとちよつと困るんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは、われわれとしても東京ラウンドで決めたことは守りたいという気持ちと同じでございます。同じでございますが、これだけ世界じゅうの騒ぎになっておる中で、もう決まったことなんだからという、一方的にそれだけで押し通せるかどうかという現実の問題

題がございまして、これは見方の相違になりますけれども、一方は市場開放、農産物自由化その他を言つてきているわけですから、われわれとしてはそういうようなものについて極力できないものはお断りをしていかなきゃならぬ。できるものについては積極的にかちからむしる下げるものには下げる、あるいは検査手続その他についても非常に非難を受けているようなものは、直すべきものは直すということをやつて、外交交渉の場で、余りもう世界じゅう相手に、ともかくABC包囲陣を敷かれるような騒ぎは起こしたくないというやうな政治的判断のもとに内閣としてこれは引き下げたものでありますから、たゞま議論を言えはいろいろな理屈がございまして。

○丸谷金保君 引き下げたものでなくて、これ今度議決すれば引き下げるんでしょ。まだ引き下げてないんだよ、それできょう、いま審議しているんだから。

それで、市場開放、農産物の自由化と言いますけれども、実際にはECなんかなかなかそうなつてないじゃないですか、相手も。それは腹の立つことたくさんある。

一例を挙げますと、これは私の苦い経験の一つなんです、ベルシュロンという馬がいます。昔は農耕馬に使つた。非常に力が強い。これはフランスから種馬を輸入したり、基礎牝馬を輸入したりして北海道に定着した馬。だんだん機械化して馬は使わなくなったけれども、

〔理事藤井裕久君退席、委員長着席〕

私の池田町では、将来また純血種がなければブルトンとか中間種とかつくつていくときに困ることがあるかもしれない、日本の農業のためにやはり一カ所くらいはきちんとしていこうということ、農村にも補助金出して、基礎牝馬とかそういうのを全部置かしたんです。最近また鞍馬が有名になってきて、ちよつとまた盛り返してきているんですがね。ところが、調べてみると、フランスの方がもうなくなつてきているんです、この馬がですね。こっちが輸入するものもない。それじ

や、ひとつ逆輸出できないだろうかということ調査したんです。そうしたら、馬は、フランスは売るのは売られるけれども買わないと言つてます。制限品目なんです。

こういうふうに、向こうは自分のところの市場は閉鎖しておいて、わが方の市場開放せよ、市場開放せよ、いままもブランドなんか言つてきていますわね。こんなばかなことありますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そういう部分的な問題をとり上げると、大要対米問題でも実はございまして。いろいろあります、いろいろあります。向こうはまあ要するに、国内の状況が日本から比べるとはるかに悲惨な状況になっている。結局は、それは君たちの胸が悪いと言つちやなんだが、国民が勤勉でなくて、商売が下手で、生産性が上がらないのだから、あんた方自業自得じゃないかと云えば言えないこともないんですよ、それは。現にガットの事務局長が何かが、日本を非難するだけが能いじゃないと、日本に負けないほどのやはり生産性を上げた技術革新をやつたらしいじゃないかと云つた人さもあるわけですから、われわれからすればいま言つたようなことを言えないわけはない。

しかし、それは売り言葉に買い言葉になつちまいますね、簡単に言つて。現実にもう理性を失つた結局今度は国民と国民とのけんかにしてしまつたんでは大変であるというやうなこともございまして。われわれとしては当然いま丸谷さんが言つたようなことは言っているんです、外務省もそれから担当省庁もわれわれも。言うことはもちろん言います、言いますけれども、どこで妥結をするかというところが問題でございまして、その一環として、こちら譲るべきものは譲つて

いるんだから、あなた方もそんなむちゃくちゃなことばかり言うなよという材料の一つですね。そういう意味でこれを出しました。これは、江崎ミッショソその他が歩きましても、関税を日本がやつてくれたということについては、評価をしてく

れているという報告を受けております。

○丸谷金保君 その江崎ミッショソのことなんですがね、何かイギリスでビスケットの話出たそうですが、ちよつとどなたかそのことで御存じの方あったら、どんな話になったのか。

○説明員(五十嵐正男君) 江崎ミッショソが訪英したとき、ハウ蔵相よりビスケットの値下げについて要請があったというふうに聞いております。

○丸谷金保君 この前倒しの中にもビスケットありますよ。

○政府委員(垣水孝一君) ビスケットにつきましては、御承知のように三十数%という非常に高い関税率が張つてあるわけでございまして、最終の状況で三〇%程度になるということでございます。

先般の稲山ミッショソの際に、これをせめて半分とか二〇%台にしろという強い要請があったけれども、国内事情でなかなかできないということもございまして、そこでこの一律前倒しで、きわめて、一、何%にすぎませんけれどもやつたではないかと、こういうことでいまい併明をして、まあ、なるほどやつてはくれたと、しかし、まだ高いねというのが彼らの言い分だと存じます。

○丸谷金保君 実は、ビスケットのことで、鈴木総理が農林大臣のときに砂糖の価格安定法案、このとき私は申し上げたことあるんですよ。この法律ではしり抜けになつて、菓子でもつて入つてくる場合に、糖価安定法に響いてきますよと。それがこういう形になつてあらわれてきたんで、やっぱりあのときの心配が出てきたと。で、これ加糖とわざわざ御丁寧に付け加えているんですがね。砂糖あるいはビスケットですから、牛乳も使いますよ。と、こういう形で日本の農業を圧迫するんです。これどうですか。農林省来ておりますね。——一体これが入ってくるやつには砂糖消費税のようなものはからないんでしょ。

○説明員(岩崎充利君) 砂糖消費税は、先生御存じのように砂糖というものに、蔗糖というものに着目いたしまして課税するというところでございまして、通常砂糖として取引されるものを課税対象

とするといいことでございますので、ただいま先生おっしゃいましたようなものにつきましてはおかたっておりません。

○丸谷金保君 それでまあ東京ラウンド——今度ガットの場での話し合いをするというふうな新聞報道が伝えられておりますけれども、たとえば、こういう加工したもので入ってくるという目につかないんですが、牛乳とか砂糖とか、非常に国内保護を、農業の保護をEC諸国やっております。牛乳なんかの場合でも、明らかに日本なんかよりもEC諸国の方がいろんな形でのを合わせる助成金額が多いんです。

こういうふうなものを入れて入ってきた場合に、これはガット協定からいうと拒否できる品目になりませんか。

○委員長(河本嘉久蔵君) 名のつて答えてください。

○丸谷金保君 じゃ、こういうものの交渉をガットの場ですというにはなりません。

○政府委員(垣水孝一君) ガットの場では、実は農産物が残された重要な問題ということで、実は東京ラウンド自体では農産物については各国ともやや不十分であったという感じでもとまっておりますのでございます。したがって、今度の十一月に行われますガットの閣僚会議におきましては、まあラウンドというようなことは全然事務総長その他各国とも考えていないわけでございますが、残された問題のセーフガードとか、その他のものの一案として農産物は議論してみよう。その場合に、当然、いま先生おっしゃったような点も議論の対象を免れないと思っております。

○丸谷金保君 それで、ウイスキーが、これは東京ラウンドのあれよりはさらに大サービスをするんですよね、イギリスに。ところが、私これ、どうも、何で日本だけこういうことであるという気がねしなやならぬのか。たとえばJ&Bというウイスキーが入っていますわね。大体日本では三千円くらいなんです。フランスで日本と同じでやっぱり四十五フランくらいなんです。そうする

と二千円ちょっとくらいですわね。余り違わないなと思つてドーバーの船に乗った。そうしたらあそこではものすごく安いんですよ。一ポンドしかなかったな、たしか千円しないという私の感じなんです。そうすると、これはもうフランスとイギリスの間でも酒についてはECの中でもきちっとした関税障壁があるんです。なぜ日本だけが開放せよ開放せよと言われてはいない言わなきやならぬのか。全くどうも不思議なんです。

○政府委員(垣水孝一君) 酒については非常に各国とも政治的な関心を持っておりまして、特に関税につきましてわが国の関税が相対的に高いというところで、ウイスキーについて申し上げますと、イギリスの言い分はバーボンが二四・五％という税率、これはたまたま従価税ということになっておりますが、これに対してはスコッチウイスキーは従量税でございますが、換算いたしますと四、五％になる。これはいかにも高いじゃないかというのが先方の言い分でございます。やはり国際的に見ましてちょっと日本の方が一般的にスコッチウイスキーに対しては高いということは言えるかと思つております。

○丸谷金保君 それでガットの場である場合には、二国間協定ということになりますね。

○政府委員(垣水孝一君) ガットの場ではござい

ません。

○丸谷金保君 ないですわね。

いまフランスからブランデーの門戸をもっと開放せよという要求がございまして。

○政府委員(垣水孝一君) ございまして。

○丸谷金保君 これはアメリカの牛肉と同じで非常に手前勝手なところあるんですよ。フランス自体はIO品目なんです。輸入制限しているんですよ。アメリカで牛肉の輸入制限をしながら日本には買え買えと言っているのと同じことで、これはもっと厳しいです。アメリカの牛肉よりもっとと厳しい。こういうことがガットの場を通るんだと。自分の国は制限しておいてほかはあけると、そんなことではならぬでしょう、どうです

か。

○政府委員(垣水孝一君) 先生おっしゃいましたように、フランスではブランデーについてはアジア地区、中近東地区及び中南米地区だったと思

いますが、そこからのブランデーの輸入については制限をいたしております。ただ、私どもはフランスといふ議論をしておりますのは、フランスはウイスキーを下げたのになぜブランデーを下げてくれないのかと言っておりますので、その点についてはブランデーはすでに日本の市場のシェアが特に高級品については四五％を超えている、あるいは税率自体も先ほど申し上げましたようにバーボンに近い、従価で換算いたしますと二四・九％くらいになっていて、そういうことで反論いたして

おりますが、やはり向こうが差別をしているんじゃないかということを私どもも問題にはしております。ただ、先ほど大臣から申し上げましたように、それを言い合ひをして、前向きになればいいわけでございますけれども、ただけんかするだけではなりませんので、その辺は十分お互いに話し合つて解決をしたいということで、先般の日仏貿易委員会におきまして主として技術論を中心に、しかし、あなたのところはおかしいということもはっきり申し上げております。

○丸谷金保君 私は安くていいものが入るんであれば、これはまたそれなりの国民に対するプラスの面もあるから、その問題にはかりするわけじゃないんです。ただ、たとえばこのスコッチウイスキー原酒、リッター四百十三円だったのを今度三百七十円に下げますね。これは従量税一本です。

○政府委員(垣水孝一君) そのとおりでございます。

○丸谷金保君 この場合の原酒というのは、イギリスは法律でもって、たとえば原酒という場合に、たるの中で二年以上熟成しなければならぬというふうなあれがあるようですが、この場合の原酒というのはどういふものなんです、ここで言

う原酒というのは。

○政府委員(垣水孝一君) 私どもの理解しているところでは、この原酒を入れて、わが国の国産の原酒に混合いたしますので、大体先方がウイスキーをつくるのはほぼ同じものが入ると承知しております。

○丸谷金保君 本当ですか。本当にそう思つて……、ちょっとこれは国税の方で補足してくれないと。

○政府委員(篠原忠良君) 関税での原酒としての取り扱いの定義につきましては、国内でモルト原酒の扱いとしましてアルコール度数六〇％以上のものということで、関税の取り扱いも同様にされているということでございます。ただいまの局長のお話のとおり、使用者側の、引き取り側のモルトとしての輸入の、輸入者の方では国内法で言う原酒の規格に合ったものを入れておるところでございます。

○丸谷金保君 それで結局日本で言う、ここに言う原酒という場合には、日本の国内法の規格に合ったものを言うんでしよう、アルコール類をね。これは真つ白でもいいんです。湯気立っていても。そうでしょう。そういうことですね。

○政府委員(篠原忠良君) 色彩の色合ひをお尋ねのようでございますが、白色の状態のものが多からうと思つて。湯気が出ていてもよろしいかというところについては、ちょっとつまびらかじゃございせん。

○丸谷金保君 日本の国内法では湯気が出ていても原酒と言えますよね。六十度以上のものという——最初出てきたとき湯気立っているんですから。それも原酒だと、こう言う。

○丸谷金保君 関税局長、だから結局、こちらに入ってくるものはイギリスで言うウイスキー原酒じゃないものが入ってくるわけ。何でそれにウイスキー原酒の関税をかけなければならぬのか。そんないいものは入ってきないんだから、全然。安いだから従価税というんならわかるけれども、従量税一本にしちゃつてね、いいものも悪いものも。ところ

が実際に入ってきているのはほとんど、たるに入られて熟成したやつでなくて、蒸留して、それをタンクに入れてくるから、全然こつちへ来るまで色もつかない、これはいつからウイスキーというのか、ウイスキーの原酒というのは陸へ上がった瞬間なのか、関税をかける瞬間なのか、どこなんですか。

○政府委員(垣水孝一君) 関税——税関といましては、申告のときの状態で判断をすることにいたしておりますが、中身については酒税法の専門家にお願いをいたしたいと思ひます。

○丸谷金保君 それで、実は中身、酒税法の専門家と言っても、これは入ってくる酒類でも、あるいは食品類でも全部税関で検査するんでしよう、異物が入ってないか、どういふ成分か。

○政府委員(垣水孝一君) そのとおり検査いたします。

○丸谷金保君 そうすると、主税局の段階になる前に関税の方でやっぱりこれはどうだということが出てくるわけですよ。そうすると、おたくの方はそれ全く知らないで検査できないでしょう。

○政府委員(垣水孝一君) 関税定率法上のウイスキーは、単にウイスキーとしてアルコール分が五十度以上のものと、その他のものに分けていられるだけでございます。ウイスキーをつくる過程のものについては含まれているという解釈でございます。

○丸谷金保君 それで今度あれですわね、瓶詰の場合には五十度でないから、五十度といふことで言われているのは原酒のことだと思うんですよ。それはアルコールの度数が五十度あればアルコールでもウイスキーとして入るんですか、そうしたら、あなたの方が検査するんですよ。間接税の方の酒税の方でもって検査するんでないんですか。

○政府委員(垣水孝一君) ウイスキーの製造については、私自身は詳しいこと存じませんが、麦芽等からつくってウイスキーにする、その過程のものについてウイスキーという、そういう過程でア

ルコール度が五十度以上のものとその他のものに分けていられる、こういう意味でございます。

○丸谷金保君 そうすると、要するに麦、麦芽から熟成、蒸留したもので五十度以上の度数のものであればウイスキーとして検査をする、こういうことですね。

○政府委員(垣水孝一君) そのとおりでございます。

○丸谷金保君 それで、今度はブランデーもそうなんです、私、非常にこれ不思議に思っているのは、日本の税関というのには非常に厳し過ぎるという、いまもいろいろ言われているんです、外国では、それは僕は、特に食品関係、酒類なんというのはいくらも厳しくないと思ひます。だけれども、よくわかってないで検査されたら困るんだ。たとえばブランデー、これは大体やっぱり、これもフランスでは二年以上たっている、スリースターなんというのが入ってきていますね、これは大体三年物ぐらい。これ、どんな色していると思ひます。

○政府委員(垣水孝一君) 私は存じません。

○丸谷金保君 だから、検査する方の人、いるでしょう。

○政府委員(篠原忠良君) おおむねこれは色の色彩を帯びております。

○丸谷金保君 それで困っちゃうんだね。三年くらいでこれは色になりますか。ちよつと黄色味がかつたくらい。それでどういふことになるかというところ——そんな程度のもので、瓶に入ってくるウイスキーでもブランデーでも、今度は逆に言いますとね、税関で検査しますね、ここの中にどんなものが入っていると思ひますか。わかつてないでしょう。わかつてないんですよ。どうなんですか。分析してちゃんと出していますか、ブランデーやウイスキーの。

○政府委員(垣水孝一君) ウイスキー等こういう飲料につきましては、原則として、当初入るときには食品衛生法上の検査の証明を厚生省からいただいて、それをもとにして検査省略ができるも

のかどうかというように判断しながら指定いたしておりますが、私どもは存じませんが、現場の専門家はそれぞれ判断をする能力と勉強をしているはずでございます。

○丸谷金保君 それで、厚生省お伺いしますがね、いまそういう話なんです。責任は今度厚生省に移りましたね。たとえばいま入ってきているスリースター程度のブランデー、どういふものが中に入っているか、お宅の方では分析して報告していますか。

○説明員(瓜谷龍一君) お答えいたします。ブランデーにつきましては、食品衛生法上の違法がない限り、酒類飲料として申告されますと、異物その他がない限り検査を要しないものとして通しておるのが現状でございます。

○丸谷金保君 厚生省は毒物が入っていないければオーケーなんです。それから、酒税の方では、湯気立っていてもいいんです。中に何が入ってこようとか関係ないわけだ。そういうべらぼうのを、たとえば、船の中で飲めばべらぼうに安いものを、向こう側は日本はいい市場だから結構高い値段で売ってくるんだ。こんなものは思ひ切つてかけたていいじゃないですか。外務省、少し外交交渉でもそこ辺がうちり言つてくださいよ。どうですか。

○説明員(佐藤嘉恭君) お答え申し上げます。私どももいたしましては、日本の立場を考えながら外交交渉することは当然でございますけれども、他方、日本の市場の開放ということにつきまして諸外国からいろいろな形で要求があるわけでございます。先生たまたま御指摘のありましたブランデーにつきましても、まさにフランス当局からの要望があるわけでございます。私どももいたしましては、大蔵当局とも御相談しながら、フランスとの関係全般の中でこのブランデーの問題をどう取り扱うことが一番適切かということをお断しながら対応してまいりたいというふうに考えておるわけでございますが、フランス側の要望が非常に強い要望であるということも、フランスとの

関係を考えますときに考慮されなければならない点かと理解しておるわけでございます。

○丸谷金保君 ちよつと早くやらないと時間なくなつてしまふ、途中になつてね。それで、酒税のこと聞きますけれども、日本の国内でつくるブランデーに対してはカラメルなどを添加することはどうなつていますか。

○政府委員(篠原忠良君) 申し上げます。酒税法によりまして、主税局からの答弁が適當かと思ひますが私申し上げますと、ブランデー原酒にアルコール、スピリッツ、しょうちゆう、香味料、色素、水を加えた酒類で、香味、色沢その他その性状がブランデー原酒に類するものということになつております。

○丸谷金保君 簡単に言うと糖類を入れたらいかなというところですね。

○政府委員(篠原忠良君) はい。

○丸谷金保君 それで大臣、日本の国内ではそういうものをつくっちゃいけないという酒が入つてきているんですよ。これはおかしいと思ひませんか。そして税関では検査しない。それから厚生省もいま聞いたように、これら害がなければいいと言ふ。だからいふんなことにはできるわけですよ。ウイスキーもそうなんです。だから関税下げるといふこと、門戸開放せいといふことは、日本市場はそういう点では本当に安物を上手に売り込むいい市場なんです。

だから私は、この間も予算委員会であつたように、もう少し、少なくとも小売屋さん段階くらいまで酒の知識を持たせてくれなきゃ困る。まかり通つていられるんですよ。これももう一遍ひとつ返事してくださいよ。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 小売屋の、小売とか卸ですね、酒の商品知識がない。これは最近では酒ばかりでなくて、もうデパートでも何でもみんなないんだけれども、特に酒のような免許制度のもので知識がない者はだめということでもう少し勉強させたいと思つております。

それから、いまその話がよく聞かしてもらいま

したが、どうしてそういうふうなことになるのか、私も実はまるきり素人でございますからよくわかりませんが、一遍研究をさせていただきます。

○丸谷金保君　そういうことで、僕はどうしても今回のウイスキーの税率引き下げというのは、はいはいと向こうの言うことは聞いてちっとも主張してないし、第一、覚えていないものだから主張もできないというふうなことで、全くけしからぬと思つていたので、本法案に反対の立場から質問をいたしました。ひとつ十分そういう点を留意しながら、もし手外交もいけれども、言うべきことをもう少しちゃんとやってもらわないと困るということに對する大臣の所見を伺つて、終わります。

○國務大臣(渡辺美智雄君)　ごもっともなことでございますから、言うべきことは言わしていただきます。

○多田省吾君　まず大臣にお尋ねいたしますが、本日の経済対策閣僚會議で対外貿易摩擦の緩和策を検討したと報道されておりますけれども、どのような内容でありましたか。

○政府委員(垣水孝一君)　本日の経済対策閣僚會議におきましては、冒頭でOTO、いわゆる苦情処理の状況説明が企画庁からございまして、その後、いわゆる江崎ミシヨンの模様につきまして江崎代議士及び倉成代議士からの御説明並びに外務大臣の訪米の御説明がございました。

○多田省吾君　そこで報道によりますと、第二弾の市場開放策の検討をしておりますけれども、具体的に考えられるのはどのようなことなのか、関税の引き下げや撤廃も含めて今後検討されるのか、その辺はどうですか。

○政府委員(垣水孝一君)　最後の締めくくりの段階で、総理がこの関税の一律前倒し及び九十九品目についての検討並びにOTOについてはかなり高く評価はされていけれども、なお不平等が残っているようだから、今後第二弾についても各省検討をしなければならないのではないかという御発

言があったかと思ひます。

したがって、私どもとしては、これからさらに進むべき道があるかどうかを懸命に勉強したいという現状でございます。

○多田省吾君　関税暫定措置法の一部を改正する法律案について、また関連する諸問題について若干質問いたしますが、まず今回の改正案によりまして、アルミニウム製錬業者が輸入するアルミニウムの塊に對し関税の免税制度を新設するのとありますけれども、なぜこうした措置が必要なのか、御説明願ひます。

○政府委員(垣水孝一君)　アルミニウムにつきましては、御承知のように累次の石油の値上げに伴ひまして、きわめてアルミニウム、御承知のように電力の銜詰と言われるぐらい電力を食うわけでございまして、電力料金がたとえカナダ等におきましては二、三円に對しましてわが国が十数円になるというふうなことで、きわめてエネルギー問題から苦境に陥つておるわけでございします。

その結果、一方におきましてアメリカの経済不況等もございましてかなり安いアルミの地金が入つてくるというふうなことで、去年の秋に通産省におきまして産業構造審議會等で検討した結果、やはり設備廃棄をある程度して、ほぼ国内の需要の三分の一程度を残すことということで、従来百十万吨体制と言つておりましたのを七十万吨体制にするということでございします。その設備を廃棄する四十万吨分につきまして関税を減免することによつて廃棄を促進し、国産のアルミを幾らかでも安くするということによつてアルミ業界の不況を手助けし、失業問題等の緩和を図る、こういう目的でございます。

○多田省吾君　国産能力を七十万吨まで縮小する方向ということでございますが、いつごろを目標に七十万吨まで縮小するのか。また、この目標に向かつて現在の進捗状況はどうなつてますか。

○政府委員(垣水孝一君)　三年以内ということでございます。初年度がほぼ三十数万トンという

ことになっております。

○多田省吾君　この七十万吨体制が実現しますと一応不況から脱出できるというお考えなのか、それともこれは経過措置の中の一つの通過点であつて、再度縮小しなければならないだろうという見通しなのか、どうですか。

○説明員(高木俊毅君)　お答えいたします。先生、ただいまの御質問の点でございますが、私どもといたしましては、諸般の諸対策を講じまして現在の七十万吨体制を、ただいま関税局長の方から御説明がございましたように、三年以内に設備を処理いたしますが、その結果、私どもとしましては、七十万吨体制を維持できるものと確信しているような状況でございます。

このためには、私どもといたしましては、まず、先ほどの設備処理を進めるとともに、現在一番問題になっております電力源の石炭転換というのを考へておまして、石炭転換が進みますものこの期間中でございます。

以上、お答えいたします。

○多田省吾君　次に、日米間の貿易摩擦が大きな問題になっておるわけですが、

最初に、日米間の貿易収支について伺ひます。アメリカでは、対日赤字は百八十億ドルと言つておりますが、日本側では百三十四億ドルと言つております。この四十六億ドルという大きな誤差は一体何なのか、実態について御説明いただきたい。

○政府委員(垣水孝一君)　御指摘のように、日本の通関統計によりまして百三十三億ドルのわが国の出超、アメリカの商務省統計によりまして百八十一億ドルの入超でございますが、わが国の通関統計では輸出……

その前に、基本的にどういふ差があるかと申しますと、両方の統計とも、輸入がCIFでございします。要するに、船賃と保険料込みになっております。この差が一番大きいということでございます。わが国の輸出はFOBで三百八十六億ドル、輸入はCIFで二百五十三億ドルに對しまし

て、アメリカの商務省の統計はFAS、FASと申しますのはFOBとは同じでございますが、積み荷の荷役の分だけが違ひますので、ほとんどネグっていい数字でございますが、これが二百十八億ドル、輸入が三百九十九億ドルということ

で、主として船賃と保険料が両方に響くわけでございまして、この点が私どもも厳密に計算をいたして見ますと、ほぼ数億ドルの差にしかならない。この数億ドルの差というのには太平洋上に船が浮かんでおるというふうな面の誤差と考へていいかと思ひまして、大体説明がつくように思つております。主として船賃と保険料の差でございます。

○多田省吾君　この日米間の貿易摩擦につきましては、アメリカ側では日本の風習から選挙制度における定数不均衡問題まで云々してありますけれども、こういった文化論の問題まで立ち入つてくるのかかなり深刻になってまいります。

江崎訪米団がおみやげとして持つていったのが今回の法改正ではないかと思ひますが、アメリカではどのような評価を受けたと考へておるのか。先ほど関税局長は、総理はきょうかなり高く評価していると発言があつたということですが、ある新聞ではある程度の評価を受けたがと、こう報じており、その辺のニュアンスの違いもありまして、まあ報道に関する限りでは、アメリカにおいしてもヨーロッパにおいてもせつかくのことが余り評価されなかつたように思ひます。大臣はどのように考へておられますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君)　これは評価を受けたということは心理的なものでありますから升目とかキログラムではかるわけにもいきませんし、受けた人の感じでございます。したがって、高くこちらに評価を受けたと、人によつてはある程度高く評価を受けたと、ある程度受けたということでございます。まあある程度真ん中をとれば高く評価を受けたものと私も考へます。

○多田省吾君　自民党の二階堂幹事長や田中政調会長等が提唱している新東京ラウンド構想ですが、貿易摩擦を二国間にとめないでガットの場

で協議するといふものですが、櫻内外務大臣は積極的に推進すべきだといふ発言をしております。総理は積極的推進はしないといふ考へのおうでございますが、大蔵大臣としてはどう考へておられますか。

○政府委員(垣水孝一君) 新東京ラウンドといふことにつきましては、実は昨秋ガットのダンケル事務局長が参りましたときに大蔵大臣に申しましたけれども、まあ新しいラウンドといふことではなくて、東京ラウンドで積み残したセーフガードとか先ほども申し上げました農産物の残った部分あるいはサービス貿易といふようなことで、ラウンドといふことについて特にメンションはいたしております。

したがって、私もいたしましてはこれをラウンドと名づけるかどうかは別といたしまして、十一月にガットの閣僚會議が開かれることはすでに確定いたしておりますので、そこで議題を詰めてやはり中身の充実したものに持つていくと、その場合にラウンドと言へるようなものができるかどうかといふことではないかと事務的には考へております。

○多田省吾君 次に、外国たばこの問題で伺います。大蔵省はアメリカからたばこの輸入拡大を要求されていることに對しまして対応策を考へていると、このように聞いておりますけれども、その点御説明ください。

○政府委員(高倉建君) お答え申し上げます。日米間のたばこ問題につきましては、御承知のとおり五十三年以来二年半にわたる長い交渉が続けられたわけでございます。その結果、一昨年の十一月にすべての協議事項について合意が成り立ったわけでございます。この合意内容は、関税率の引き下げその他各般にわたっているわけでございますが、その合意内容につきましては昨年の四月以降すべて実施に移してまいりました。それと同時に、たばこの輸入につきましてはアメリカの一部に誤解もあるようでございますけれども、市場における消費者の需要に應じて供給する

といふことで、輸入割り当てあるいは輸入制限といふような措置は一切とつていないわけでございます。

こういうこともありまして、最近におきます輸入たばこの売り上げを見ますと大変顕著に伸びております。大体国産品が一割弱程度でございまして、輸入品全体が九割弱でございます。輸入品全体の伸びは、特にアメリカたばこにつきましては二二%といふような伸びになっているわけでございます。これに對しましてアメリカ側は、そういう事態は一応評価はしていると思ひますが、何分にもわが国における外国たばこのシェアがまだ一・四%程度であるといふことに大変強い不満を持つてゐるわけでございます。しかし、たばこという商品は改めて申し上げるまでもなく、大変嗜好性あるいは習慣性の強い商品でございますので、一時に銘柄変更が起ることといふことはこれももと無理なわけでございます。そういう事情については、さきの日米貿易小委員会の席上等におきましてもアメリカ側に理解を求めてゐるわけでございます。

ただ、アメリカ側といたしましては、たとえば輸入品の取扱店舗の数が二万店にすぎないといふことに對する不満、あるいは広告宣伝費についての基準が厳し過ぎるというようないふ不満がございまして、こういう点につきましては、専売公社におきましてもそれぞれ前向きに検討する姿勢であるわけでございます。日米貿易小委員会の席上も、そういう点については業者間でひとつつくりと話し合つてほしい、店舗の問題につきましても、広告宣伝の取り扱いにつきましても、これはそれぞれ業者の技術的な問題が絡むわけでございますので、そういう提案をしてゐるわけでございます。

○多田省吾君 いまお答えがございましたが、外国たばこ販売店につきましては、アメリカ側の要求を入れて昨年四月から取扱店数を徐々に拡大してゐると聞いておりますけれども、現在の実情はどうなつてゐるのか。また、今後の伸びについてどう

のよう考へておりますか。

○政府委員(高倉建君) 先ほど申し上げました一昨年十一月の日米合意の中身といたしまして、従来一万四千二百店にございまして輸入たばこ取扱店舗を二万店まで拡大するといふことで、昨年の四月から十月までかかちまして二万店まで拡大をいたしてきております。

今後の見通しといふことになりまして、先ほど申し上げましたとおり、何も専売公社といたしましても二万店に限定をするといふことを言つてゐるわけじゃございませんで、さらに輸入取扱店舗の拡大といふことについては前向きに検討する姿勢でありますが、ただ、店舗が増加してまいりますと、当然のことといたしまして配送経費がございまして、当然のことといたしましては返品取り扱い等もだんだん問題になつてきておまして、そういう点については、これは業者間で話をしながら店舗をどう取り扱うかといふ対応をしいかなきゃならぬといふことで、先ほど申し上げましたとおり、貿易小委員会の席上におきましても、アメリカ側にそういう趣旨の申し入れを行つてゐるわけでございます。

○多田省吾君 自民党の江崎議員等は、外国たばこが売れ残つて返品する際の危険負担をアメリカ側に引き受けさせるかどうかが問題だと、このように言つてゐるようですが、この点大蔵省はどう考へておりますか。

○政府委員(高倉建君) 外国たばこの返品の割合と国産品の返品の割合と比べますと、外国たばこの方が約五倍といふような数字になつてゐるわけでございます。しかも、外国たばこにつきましてもその返品負担は専売公社が負ふことになつております。だんだん輸入品の扱ひ量がふえてまいりますと、この返品負担をどうするかといふことはかなり重要な問題になるわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、今後の店舗を拡大する上でこの点は一つの重要な協議の事項であるわけでございます。業者間でよく話し合つてほしいといふことを申し上げてゐるわけでございます。

す。

○多田省吾君 専売公社ではたしか、アメリカ側の要求の真意といふものは、専売公社による一括輸入方式を改めてアメリカたばこの日本における販売を自由化してほしいといふところにあるのだから、外国たばこ取扱店をふやしてもアメリカ側は満足しないだろうと、このように専売公社は考へておられるようであります。大蔵省としてはこの専売公社の認識についてはどのような見解でございましょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まあ専売公社は大蔵省と親子みたいなものですから、大体同じような考へてございまして。

○多田省吾君 次に、欧米諸国から強い批判のある非関税障壁でございますが、これは大蔵大臣にお尋ねしたいと思ひますが、どのように考へておられるのか、将来展望を含めて御見解を伺いたいわけでございます。

入管手続とか検査基準とか行政指導、流通機構、このようなものが一緒になつて、いわゆる日本株式会社輸入をしにくくしてゐるのではないかと、いふような批判もあるわけですが、国内秩序を守るためには種々の基準も必要なのはこれは当然でございます。しかし、これも繁雑過ぎるとやはり口実になりますので、その辺をどう考へてゐるのかお伺ひします。

○政府委員(大竹宏繁君) 実は経済企画庁といたしましては、この對外経済摩擦の問題につきまして経済對策關係會議でいろいろ御検討いただいて御決定を見たわけでございますが、その一つの大きな柱がいまお話の非関税障壁の軽減といふ問題でございます。

欧米諸国の非常に強い主張は、この輸入検査手続等の非関税障壁をできるだけ緩和して、こういうことでございまして、日本といたしましては市場を開放するといふ大きな方針のあらわれとして努力をするといふ方針のもとに現在努力を進めておるわけでございます。御承知のように、そのための苦情處理對策本部といふものも設けてましてや

つておるわけですが、仰せのように一つにはやはり安全という問題も確かにございまして、消費者保護という立場もあるわけですが、すけれども、そこら辺、どの辺で兼ね合いを見出すべきかというところを考えた方がよろしいわけだと思っております。できるものはありますが、やはり国際基準等から見て無理な場合にはお断わりをするということも当然あり得るわけでございますが、現在のところこの制度そのものの評価及びその後の運営についてはそれなりの評価を受けているというふうに私も考えております。

○多田省吾君 事務局からはそのような答弁があったわけですが、非関税障壁の改善は私なりにかなりの前進があると思っておりますけれども、諸外国の評価は今回の措置が非常に不十分である、冷たい評価が多いように思います。大蔵大臣としては今後どういう決意で臨まれるのか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) いまお話があったように、できるものは極力前向きでその解消に努めてまいりたい。それによって完全に氷解できるかどうかというところは、経済問題の絡んでいる話でございますから、われわれは誠意を持ってやるだけのことはやりますが、結果は理解をしてもらえらるものと期待をいたしております。

○多田省吾君 対欧米経済摩擦を包括的に分析いたしますと三つぐらいあるんじゃないか。

貿易摩擦の症状といたしまして、第一には、欧米諸国の対日貿易収支の大幅赤字が長く続いていること。第二には日本の輸出が鉄鋼、自動車、家電、電子機器など幾つかの特定分野の産業に集中しているということ。それから第三には、この貿易摩擦が政治摩擦に発展していること。このように三つに大別されると言われておりますけれども、大臣の認識はいかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 大体同じような認識です。

○多田省吾君 そうしますと、こういう症状を引き起こしている原因について何点かまた考えられるわけですか。

日本経済が高い生産性を維持して、強い発展を遂げているのに対して、欧米経済は総体的に力を失って、ここ数年スタグフレーションの迷路にはまり込んでいる、あるいは日本の産業構造の中心が先進先進国が得意だった技術先端産業分野に移ってきたというようなことが挙げられると思っております。これに対する対応策といたしまして、政策協力という考え方が、五十六年秋に欧州を訪問した稲山経団連会長によって示されたわけでございます。

貿易摩擦を解消するために、このような産業構造の転換が必要であると考えておりますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは産業協力も必要です、ある場合には産業の、産業調整といえますか、そういうこともある程度必要だろうと思っております。

○多田省吾君 また、石油ショック後、特にこの二、三年日本の経済成長が内需不振で補うという外需依存型で推移しているために、この対策としては、財政金融政策を軸といたしまして、当然わが国の経済成長のパターンを外需依存型から内需依存型に転換させる必要がある。これはもう従来から強く言われてきたところでございまして、その具体的な措置については、まあわれわれは一兆円減税とかいろいろ主張しているわけでございますが、なかなか政府の政策は具体的に進んでいない。大臣としてはこれをどのように今後長期的に考えてまいりますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 当面の問題としては、午前中から何回も繰り返して申し上げているように、内需を振興させるために、それは公共事業の前倒し執行とか、住宅政策とか、金融の活用とか、いろいろなことをやらせていただきたい。その後の問題は、そういうようなことをやってみて、経済は生き物ですから、やっぱり生き物には生き物のような対応の仕方もある必要があるだろうというところを言ってきたわけですが、長期的には、何と云っても、それはもうヨーロッパ等も自分で国際競争力が持てるように自助努力もやっていただかなければならぬことですし、その間われわれとしては集中豪雨的な輸出というようなものは控えるとか、いろいろなことをやらせていただく。その一環として、この前倒しの話とか、非関税障壁の除去とか、継続的にやっていかなければなりません。一挙にこれは解決つく問題でなくて、やっぱり時間がある程度かかる。時が解決することもあるかもしれません。ただ、われわれは誠意をもっておこなえをしていくという気持ちで臨んでおるわけでありまして。

○多田省吾君 いや私は、最後に大臣にお尋ねし終わりますが、このような欧米の貿易摩擦問題には多分に感情的な要素があると、このように思っております。それにしまして、やはり日本としては誤解を受けないために、労働時間の問題とか、あるいはいま大蔵大臣がおっしゃったような住宅の問題とか、改善していかなければならぬ数々の問題があると思っております。そうしない限り、幾ら非関税障壁を改善するとか、あるいは関税を引き下げるとか、そういうた対策療法をある程度やったとしても、すでに説得力を持たなくなっているのではないかと思います。

そういう意味で、先ほどの内需依存型の経済に転換する、こういうこともあわせて、最後に大蔵大臣の御決意をお伺いして終わりたいと思っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 世界が不況でありまして、外需依存というものはそう望むべくしてはまた望めない、現にそういう傾向になっているわけですが。

われわれといたしましては、やはり世界の経済はつながっておりますから、日本だけとかく非常、何といいますが、飛び離れた楽天地にすることは非常に困難でございますが、困難な中にも、われわれはできるだけ言ったような内需中心の経済成長ができるように今後も努力をしていきたいと思えます。

○近藤忠孝君 この法案についての質問の順番が私の意思に反して回ってきましてしまったんですが、この法案は、貿易摩擦が問題になっている今日、特に重要であります。かつ内容も多岐で、しかも大変豊富な問題点を持っております。検討してみますら問題点がこんなにたくさんあるんですね。わが党はこの法案に反対の立場から、十分時間をかけて慎重に審議をすべきだという主張をしたわけでありまして。しかし、予定でなかったきょう質問に入ってしまったし、わが党に与えられた質問時間はわずか十五分でありまして、非常に残念です。こういう点、やはり国会の機能、特に衆議院に対するチェック機能を果たすべき参議院としてはその機能をみずから否定することではないか、こう思います。ただ、質問の機会を放棄するわけにはいきませんので、若干質問をしたいと思っております。

そこで、貿易摩擦についてのいろいろなやりとりの中で、日本の市場開放の率が少ないのじゃないか、その関係で関税率が高い。UNCTADの事務局報告書によりますと、ECが二・九%、アメリカが四・三%であるのに対して日本は七%だと、こう言われておるわけですね。しかし、それは実際どうなのかどうか、いかがでしょうか。

○政府委員(垣水孝一君) 実は、UNCTADの事務局の報告書は、ただいまおっしゃったような数字を言っておりますが、これは私も、明らかに間違っているというところで、ジュネーブの日本政府代表部を通じて厳重に訂正方を申し入れております。

その第一は、実はUNCTADの事務局は東京ラウンド前の一九七六年の古いデータを使用しているとか、あるいはECの、御承知のように農産物の課徴金を除いて計算しているというように、とで、いろいろ私どもとしては納得しがたい数字でございますので、この点は、この間の政府代表部を通して異議を申し立てると同時に、この間の会議でも強く発言をしたところでございます。

〔委員長退席、理事藤井裕久君着席〕

○近藤忠孝君 実際の負担率はどれぐらいになっていますか。

○政府委員(垣水孝一君) 関税の負担率については、なかなか計算するのがむずかしいわけですが、いまいち、一番適切と思われるのは、実際に輸入の総額に占める何といふか、関税収入の割合、これがいわば最終的な関税負担率ではないかと思つておりますが、それにつきましても、先ほどのUNCTADの一九七六年ではじきますと、日本が三・三、米國が三・六、ECが三・二でございますが、最近で最もアベラブルな数字といひましては、一九七九年日本が三・一、米國が三・九、ECが三・九でございます。八〇年につきましては、日本が二・五といふところまで出ておりますが、米國、ECはまだ数字がございせん。

○近藤忠孝君 ですから、関税率では最も低いわけですし、残存輸入制限品目も農産物を除くとわずかだと思ひます。農産物についてはこれはやっぱり食糧の自給向上が重要な政策課題でありますし、それが工業製品の犠牲となつてはいかぬと、こゝろ思ひます。だから、もうちょっとこれはがんばつてほしいと、こゝろ思ひますが、これは意見にとどめておきます。

そこで、個々の問題に入りますが、関税の減免税還付制度について、それは大企業向けの特権的減免税になつてゐるわけで、厳しく見直さなきゃいかぬと、こゝろ思ひます。

それから、今回低硫黄燃料油製造用原油の減税制度については見直しがあつたんですが、しかし、逆にアルミニウムについては今回新たに免税制度がつくられておつて、やはり逆行してゐるんじゃないかと思ふんですね。こういう点を見直していく気はあります。

○政府委員(垣水孝一君) 関税におきま各各種の減免税制度につきましては、先生方の御指摘もございまして、従来から毎年度改正において制度の設定の趣旨等を踏まえまして十分見直しを行つて、国産可能となつたもの等につきましては逐次除外する等の整理合理化に努力をいたしております。

今回は、ただいま先生からも御指摘いただきましたように、低硫黄燃料油製造用原油の減免額を三百円から百六十五円、キロリッター当たりでございますが、縮減したところでございますが、昨年度は、実はこの部分が四百二十円から三百円にいたしましたほか、航空機の一部あるいは原子力研究用物品の一部を対象から除外する等、徐々に縮減を図つております。

アルミニウムにつきましても、先ほど御答弁申し上げましたように、非常に不況業種でございますと同時に、雇用等につきましても重大な影響を及ぼすといふことでした。一応私どもは、この法律では一年といふことになっておりますが、三年でと、先ほど通産省の方から三年で到達するといふことを言つておりましたが、三年程度でやめるといふ前提でこの制度をつくらしめたのだと思ふ次第でございます。

○近藤忠孝君 もっともと見直すべきだと思ひます。

そこで、これは先ほど指摘がありましたけれども、必要以上に税率を下げてゐるんじゃないかと、こゝろいふ問題がありました。問題は、下がった分が實際国内で小売価格にどうはね返つてくるのかと、こゝろいふ問題があると思ひます。それで、これはウイスキーの例でちょっと指摘をしてみたいと思ひますが、現在ウイスキーの関税リッター当たり三百四十三円ですが、これがスタンダード物が二百九十九円、プレミアム物が三十三円二角それぞれ引き下げられることになつたんですが、国税庁これどうですか、小売物価への影響はどうでしょうか。

○政府委員(篠原忠良君) お答え申し上げます。ただいま御指摘の一本当たりの価格への計算でございますが、関税の引き下げそれ自体によりまますと、スタンダード物で一本当たり三十三円、プレミアム物で二十六円ほどに相なるかと計算されますが、酒類の販売価格は自由価格でございますので、その市販の小売価格はそれぞれの販売業者の自主的な判断で値決めて販売されております。

したがいまして、この関税並びに酒税を込みにしたところの最終小売価格をただいま申し上げたような価格の幅だけ下げるようにというふうなことを申ししても、そのこと自身には大変限界があるものだと考えられます。

○近藤忠孝君 その点について再度お聞きするんですが、まずFOBの値下げ分と今回の関税引き下げ分、これを加えますとかなり下がるわけですか。

それで、たとえばスタンダード物の場合、いま御指摘ありましたが、関税引き下げ分で三十三円、FOB下落分で十六円六十銭ですね、合計約五十円の引き下げがこれは可能だと思ふんです。それから、プレミアム物の場合にはFOBの下落分が約三十円、関税引き下げ分が八円二十五銭、酒税の下落分が約八十三円五十銭と、合計で約百二十一円可能なんです。これは計算上どうなるんじゃないでしょうか。

○政府委員(篠原忠良君) ただいまの御質問の中のFOBの下落分という点でございますが、それはある時点と時点との間のFOBサイドでは、シンパー側では若干の値上げが随時行われておるという要素も一つありますし、その間の為替の変動という要素と、これが両々相まってFOBが下がつてゐることもあろうといふことはおっしゃる点のとおりでございますが、いま瞬時に申し上げますか、ただいまの他の要件に変わらなく関税の引き下げによる小売価格への変動と申し上げれば、一本当たりスタンダードで先ほど申し上げたのとおりでございますが三十三円、プレミアムで二十六円ほどに私どもはなろうと思つております。

先生の事例として申されましたFOBの減、プレミアムでは約三十円ほど、関税で八円等々とおっしゃられましたけれども、これはある時点と時点の期間の要素を入れたFOBの変動と為替の変動といふことを加味したためだろと思われまうが、考え方としては、先ほど申し上げましたように、それが小売価格と末端では販売業者の自主的な値決めといふことで市販されてゐる次第でございます。それが現に市販されてゐるたゞいまの現況で申しましても、スタンダード物、プレミアム物それぞれかなりの値の開きのある価格でそれぞれの酒販店で市販されてゐることなども、自主的な販売の現状の一つの裏づけにならうかと思ひます。

○近藤忠孝君 渡辺さんはお酒嫌いでない方と聞いていますからお聞きするんですが、輸入価格に比べて小売価格が大変高いと、ずいぶん差があるといふんですが、どの程度差があるかは御存じですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ウイスキーの特に高級物ですね、これはやっぱり、私はどこに原因があるのか少し調べなくちゃいかぬと思つてゐるんですよ。幾らもうけるにしまつて程度問題というのがありますから、三千円のものも八千円になつてしまつとか、これじゃやっぱりイギリスあたりが来てみれば何やつてんだと、売れないのは当然じゃないかと思ふのはあたりまえ。いろいろからくりがあるのかどうか一遍調べたいと思つておるんです。もう少し消費者のためから言つても、三千円のが八千円になるといふことは、私も實際納得がいかない。

ですから、そういうふうになければ売れないんであるといふ言ひ方もありますよ、安くちゃ売れないから、高くすれば買つてくれるとか言つてね。だけれども、私は、しかしそれにしても物は程度問題じゃないかといふことで、中身については一遍真剣にこれは調べてみたいと思つております。

○近藤忠孝君 ですから、関税下げたつて實際国民には全然影響がないようなことになりかねないんです。国税庁にお聞きするんですが、一体どうしてこんなことになるのか。いま高くなっちゃ売れないといふ話があつたけれども、實際そうじゃないと

思うんですがね。そのからくりを解明し、そしてやっぱり実際適切な値段に落ち着くようなこういう指導は私はしてしかるべきだろうと思うし、それはいまの大臣の意思でもあると、こう思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(橋原忠良君) お答え申し上げます。

現在、プレミアム物で、関税プラス酒税込みにして三千六百円程度のものが、流通のマージン等小売りのところに最終的には八千円程度のものから、酒販店のいろいろ地域とか状況等に依りましてさまざまな価格で出ておるのが実態で、中には六千四、五百円見当の値の開きのあるものがそれぞれ出てございます。

それで、三千円程度のものが六千五、六百円からあるいは八千円まで、どうして二倍からそれ以上上がるのかと申しますと、エージェントの経費並びに流通の諸費用ということで、二倍ないし二倍半以上の価格になっているように私どもは見えております。

○近藤忠孝君 もう時間がないのでこれで終わりますが、やはり国税庁として流通ルートにメスを入れて、こんな、大臣もやっぱりこういうことはけしからぬと言っているんですから、大臣の意思すなわちこれは国民の意思でもあると思いますので、ひとつ輸入価格に見合った小売価格という、その辺を少し実現できるように指導すべきことを求めて質問を終わります。

○三治重信君 急なことで、賛成法案だから質問しなくてもいいようなものなんですけれども、一つ質問というよりか、こんなに関税を下げちゃって本当にいいのかと。

【理事藤井裕久君退席、委員長着席】

これで大蔵大臣も腹くくって二年繰り上げだと、こうやったんだから、えらい日本経済も本当にますます隔世の感ができたとおもうている。

今度の関税改正の中身を見ると、これまけ、これもまけ、全部まけてやってまだこれでも相当黒字が出るのかと思うんですけれども、ひとつ、これだけその千六百五十三品目について

東京ラウンド合意の一律二年分繰り上げと、こんなこといままでもどこかはかの国でやったことあるんですか、局長、それをひとつ。

こういうふうなことをやっても、なお重箱の隅つついたように次から次へ文句ばかり言われるというのには、やはり政府も、向こうの方として見れば、一つたただけ頭下げて多くくると、さらにたいてやろうというふうな、まあこんなことを言うのは余りよくないことかもしれないけれども、ひとつその点を若干開き直してもらいたい、この法案が通ったら、やってくる、やったんだと、こういうふうなことでひとつやってもいいと思うんですが、いかがでございますか。

○政府委員(堀水孝一君) こういうラウンドの一律前倒しというふうなことは、わが国では実はケネディ・ラウンドのときにもある品目について考えたことがございまして、東京ラウンドの際にも二年目につきましては品目を選んでやったことがございまして、このように一律、例外なしにやったということは、世界でもわが国でも初めてでございます。

○三治重信君 わが国では初めてだろうと思ったんですが、外国でもそういう気前のいいことをやったのは一つもないと、いままでの先進国でも一つもないというところから、まあこれで個別折衝分はそういうことでひとつがらばって、日本は本当に国際貿易を拡張せんがために貿易摩擦の基本的な、まあ東京ラウンドを一律二年も前倒しするというのはこれは大変な元氣だと思ふんですが、その点で自信を持ってひとつがらばってもらいたいと思ひます。

それから非関税障壁の撤廃、これはいままでの日本の、とかく国内においても知られないことを表面に出されたことなんで、まあそういう入管手続の、何といひますか手続の違いとか、取り扱いの要領の誤解というものもあると思ふんですけれども、まあとにかくこういうふうなことをやると、しかも非常に非関税障壁の撤廃にも大胆なことで、要求をほとんどまるのみにして直しますと

いう約束をしたわけなんです、さらに問題があれば市場開放問題、苦情処理推進本部まで、これはOTOというのですか、設けてやっている、こういうことなんです、これは実績をひとつ。こやうやうたんだけれども、これは形だけでやったんで、企画庁の方に御通知してあるんですが、どうぞひとつ。

○政府委員(大竹安繁君) 現在OTOが扱った件数は、二月中十一件、三月中十三件、計二十四件と、こうなっております。

この二十四件のうち正をしたものが五件でございます。残り十九件が問い合わせあるいは相談のような形のものが多いございまして、これは御説明をするということで御納得をいただいた。現在検討中のものが四件ある。それから国際基準等から言っても日本の方が理由があつてできないということでお断りしたのが五件、こういう実績になっております。

○三治重信君 何人ぐらいでそういうことをやっているのか。そういうのは各省の合議機関でやっているのか。それから、今後もうそういうのが、アメリカばかりしかからず、苦情処理がほかの国からもあるのか、その中身をちょっと。件数、この分布ですね。

○政府委員(大竹安繁君) このOTOは企画庁だけではございまして、各省で窓口を持っておられるわけでありまして。私も包括的窓口ということをやっておるわけでございますけれども、全体でどのくらい人数がおるかということは、言うならば相当な人数でこれをやっておるということ、政府全体として取り組んでおること、ございまして。

それから、どういう国から来ておるかというところでございまして、この二十四件のうちアメリカからの苦情というものが十四件でございます。西独が二件。ヨーロッパ、東南アジア等が三件。その他、国を特定しないで問い合わせがあつたものが五件でございます。

○三治重信君 こういうことをやっているといふと幾ら

でも時間がかかるんですが、きょうはえらい遅くなったから、またあした、あさって、予算関連で委託審査もあるものだから、まあこれで質問をやったことにして、終わらせていただきます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は結局したものと認めます。

これより本案の討論に入ります。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案に賛成の方は挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(河本嘉久蔵君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時十九分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、税制改革に関する諸願(第一九二二号)

一、一兆円所得減税に関する諸願(第一九二二号)

一、税制改革に関する諸願(第一九二八号)(第一九三三三号)(第一九三九号)(第一九四〇号)(第一九四三三三号)(第一九四七号)(第一九四八号)(第一九四九号)

一、一兆円所得減税に関する諸願(第一九五〇号)

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する諸願(第一九八〇号)(第二〇三九号)(第一

願

請願者 北海道登別市登別温泉町一三三登別厚生年金病院内 浜田勝夫

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二二二二号 昭和五十七年三月十六日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 大阪市平野区瓜破西二ノ六ノ九 那須五郎 外九千九百九十九名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二四二号 昭和五十七年三月十七日受理

不公平税制の是正に関する請願

請願者 奈良県磯城郡三宅町石見五三ノ二 藤本一男 外千三百五十名

紹介議員 福岡 知之君

昭和五十七年度予算案は、所得税減税の実施を見送り、老人医療費をはじめとした福祉予算の後退を図るなど国民生活の不安を増大するもので、我が既に提示してきた政策、制度要求はほとんどこたえておらず、極めて遺憾である。我々は、勤労者の実質生活水準の維持と内需拡大を図る観点から、一兆円の所得税減税の実施をはじめ雇用対策、社会保障対策、住宅、土地政策など、国民生活の安定を期す政策の実現に向けて取組みを強める所存であるが、特に予算案中、防衛費突出については反対である。ついで、昭和五十九年度を最終年度とする財政再建の内容についても再検討を加えらるるともに不公平税制は正のため、次の措置をとられたい。

一、利子配当所得に対する優遇措置を廃止すること。

二、社会保険診療報酬に対する特例措置は廃止すること。

三、交際費課税の強化を図ること。

四、貸倒引当金など諸引当金についての見直しを算案を認めると、来年度以降も引き続いて軍事費

図ること。

五、老年者控除や障害者控除など福祉的な控除の拡充を促進すること。

六、公的年金に対する課税廃止を図ること。

第二二四四号 昭和五十七年三月十七日受理

一兆円所得減税に関する請願

請願者 山形市小立二ノ一ノ六二自治労山形県本部直属支部内 原龍男 外三名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第九九〇号と同じである。

第二二四五号 昭和五十七年三月十七日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島県佐伯郡廿日市町串戸四ノ一〇ノ四 上野茂 外八十四名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二六一号 昭和五十七年三月十七日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県新座市新堀三ノ八ノ三六 中堀良子 外六十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二七三号 昭和五十七年三月十七日受理

一兆円の所得減税に関する請願

請願者 東京都板橋区坂下一ノ二〇ノ七 大久政雄 外二千八百三十二名

紹介議員 宮本 顕治君

昭和五十七年度予算案は、アメリカの圧力に屈して、軍事費を異常なまでに拡大する一方、国民向けの生活関連予算、福祉・教育等の切捨て、公共料金値上げと、所得減税の五年連続見送りによる実質増税を軸に編成されたものである。この予算案を認めると、来年度以降も引き続いて軍事費

を大膨張させ、老人医療費有料化、国鉄・消費者米価・大学授業料等公共料金の値上げ、各種年金・恩給の物価スライド実施時期の繰延べ、四十人学級の凍結、中小企業対策の低下など国民生活にとつて最悪の事態を招く危険がある。ついで、大企業向けの補助金など、不要不急の経費を徹底的に削減するとともに、大企業・大資産家優遇の不公平税制の改革などによつて、国民が強く望んでいる一兆円の所得減税を実行されたい。

第二二八一号 昭和五十七年三月十八日受理

大幅減税に関する請願

請願者 東京都板橋区大原町五ノ五板橋生活と健康を守る会内 林元夫 外五名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一六五三号と同じである。

第二二八二号 昭和五十七年三月十八日受理

不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府住之江区西加賀屋三ノ二〇ノ一ノ四〇一 亀岡孝伸 外千三百一十一名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二二四二号と同じである。

第二二八七号 昭和五十七年三月十八日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島市安佐南区祇園町長束 松井 緑 外六十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二〇九号 昭和五十七年三月十八日受理

身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二二一五号 昭和五十七年三月十八日受理

税制改革に関する請願

請願者 広島市安佐南区安古市町古市 西村正人 外四十七名

紹介議員 稚山 篤君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二二四号 昭和五十七年三月十八日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市中藤六、〇八七 朝倉正好 外五十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二四三号 昭和五十七年三月十八日受理

身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市常広一 岡田年平

紹介議員 大坪健一郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二二五六号 昭和五十七年三月十八日受理

税制改革に関する請願

請願者 兵庫県姫路市飾磨区加茂七六七 北堀義文 外三十一名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二五七号 昭和五十七年三月十八日受理

税制改革に関する請願

請願者 兵庫県相生市古池一ノ二ノ五 山根明 外九十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「に課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表」を「又は別表第一の三に掲げる物品で昭和五十八年十二月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、それぞれこれらの表」に改める。

第六条の三の次に次の一条を加える。
（アルミニウムの塊の免税）
第六条の四 関税定率法別表第七六・〇一号の一に掲げるアルミニウムの塊（アルミニウムの含有量が全重量の九九・九五パーセント以上のものを除く。以下この条において「アルミニウムの塊」という。）で本邦においてアルミニウム製錬業を営む者（電解炉を用いてアルミニウムの塊の生産を行う者に限る。）が昭和五十八年三月三十一日までに輸入するものについては、特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十五年法律第四十四号）第三条第一項の規定により定められ

たアルミニウム製錬業に係る安定基本計画において昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に処理を行うべきものとされている設備に係るアルミニウムの塊の年間生産能力の合計数量に相当する数量の範囲内のもに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第七条第一項及び第四項、第七条の二第一項並びに第七条の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「別表第一の三」を「別表第一の四」に改める。

第八条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「三百円」を「百六十五円」に改める。

第八条の二第二項第二号中（同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率をいう。）を「別表第一の三の税率」に改める。

第八条の六第三項に次のただし書を加える。
ただし、これらの物品に係る別表第一に定める税率が同法別表に定める税率より高いときは、この限りでない。

別表第一第二二・〇九号中「四一三元」を「三七〇円」に、「一リットルにつき三四三元」を「三六〇円」に、その率が「一リットルにつき三三三元の従量税率より高いとき又は一リットルにつき二九九円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率」に改める。

別表第一第二四・〇二号中	D その他のもの
(1) シートたばこ	
(2) その他のもの	
	無税に改める。

別表第一第二六・〇一號中

- 五 タングステン鉱
- (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
- (2) その他のもの

無税
一キログラムにつき一六〇円

削る。

別表第一第二七・一〇号中「九五五円」を「一、六四〇円」に、「二、二八〇円」を「三、九三〇円」に、「七三〇円」を「一、二六〇円」に、「六六〇円」を「一、一四〇円」に改める。

別表第一第二八・〇四号中

- (1) りん

- (i) 黄りん
(ii) その他のもの

無税
に改める。

別表第一第二七・〇二号中「五九三円四四銭」を「六一〇円七五銭」に、「二・九％」を「九・七％」に改める。

別表第一第四四・一一号中

- 三 ファン、送風機その他これらに類する機械

- (1) 自動車用排気タービン過給機
(2) その他のもの

無税
に改める。

- 四 一から三までに掲げる機器の部分品
(1) 自動車用排気タービン過給機
(2) その他のもの

無税
に改める。

別表第一第五・二二号中

- (1) ゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、ゲルマニウムトランジスタ、シリコントランジスタ及びシリコン整流素子
- (2) 発光ダイオード（実装したものに限る。）
- (3) その他のもの

九・五％
一・二％
六％

を

関税定率法 別表の番号	品名	税率
〇二・〇一	肉及び食用のくず肉（第〇一・〇一号、第〇一・〇二号、第〇一・〇三号又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。） 一 牛の肉及びくず肉のうち 臓器及び舌	一八・八%
〇二・〇二	家きん（鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きていないものに限る。）及びその食用のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。）のうち	一三・八%
〇二・〇六	鶏の骨付きのもの 肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水漬け、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。） 二 その他のものうち 豚及び牛のもの以外のもの	一〇%

〇三・〇一	魚(生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	
	二 その他のもの (一) その他のもの A にしん(クルベア属の魚)及びその卵、たら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラビス属の魚)のうち 生きているもの及び生鮮又は冷蔵のもののうち にしんの卵 冷凍のもの(フィレを除く)のうち にしん及びたら並びにこれらの卵 B その他のものうち さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く) ししやも(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く) バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る)、キングクリップ及びたい(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く) 魚(塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る)及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない) 一 魚卵のうち さけ又はますのもの たら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの その他のもの(にしん(クルベア属の魚)のものを除く) 甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る)並びに単に水煮した殻付きの甲殻類 二 その他のもの (一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のものうちに	八・八% 七・五% 四・一% 四・四% 三・八% 五・九% 一〇・三% 五・三% 七・五%
〇三・〇二	魚(塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る)及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない)	
	一 魚卵のうち さけ又はますのもの たら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの その他のもの(にしん(クルベア属の魚)のものを除く) 甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る)並びに単に水煮した殻付きの甲殻類 二 その他のもの (一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のものうちに	八・八% 七・五% 四・一% 四・四% 三・八% 五・九% 一〇・三% 五・三% 七・五%
〇三・〇三	魚(生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	
	二 その他のもの (一) その他のもの A にしん(クルベア属の魚)及びその卵、たら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)及びその卵、ぶり(セリオラ属の魚)、さば(スコンベル属の魚)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚)、あじ(トラクルス属及びデカプテルス属の魚)並びにさんま(コラビス属の魚)のうち 生きているもの及び生鮮又は冷蔵のもののうち にしんの卵 冷凍のもの(フィレを除く)のうち にしん及びたら並びにこれらの卵 B その他のものうち さめ(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く) ししやも(冷凍のものに限るものとし、フィレを除く) バラクータ(かます科及びくろたちかます科のものに限る)、キングクリップ及びたい(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く) 魚(塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る)及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない) 一 魚卵のうち さけ又はますのもの たら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のもの その他のもの(にしん(クルベア属の魚)のものを除く) 甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る)並びに単に水煮した殻付きの甲殻類 二 その他のもの (一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のものうちに	八・八% 七・五% 四・一% 四・四% 三・八% 五・九% 一〇・三% 五・三% 七・五%
〇六・〇三	いか 切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	六・九%
〇七・〇六	カッサバいも、アロールート、サレップ、きくいも、甘しよその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎(全形のもの又は切つたもので、生鮮又は乾燥のものに限る)並びにサゴヤのしんのうち カッサバいものうち 飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)	一・九%
〇八・〇一	なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない) 二 パイナップルのうち 乾燥のもの 四 その他のものうち ココヤシの実、ブラジルナット及びグアバ並びにアボカド、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のものに限る。) カシューナット かんきつ類の果実(生鮮又は乾燥のものに限る。)	五・六% 一・五% 七・五% 一・九% 六・九%
〇八・〇二	かんきつ類の果実(生鮮又は乾燥のものに限る。)	六・九%
〇八・〇四	一 レモン及びライム 三 グレープフルーツ 毎年六月一日から同年一月三〇日まで輸入されるもの 毎年二月一日から翌年五月三十一日まで輸入されるもの ぶどう(生鮮又は乾燥のものに限る。)	一五% 三〇・六% 一五・六%
〇八・〇五	二 干しぶどう 缶詰、瓶詰又はつば詰のもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) その他のもの ナット(生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)	七・五% 三・一%
	四 その他のものうち くるみ	二三・八%

〇八・〇六	甘扁桃仁 マカダミアナット りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る）のうち なし及びマルメロ	五・九% 一五%
〇八・一〇	冷凍果実（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る）のうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャシボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シユガーアップル、マンゴ、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ ベリー（ストロベリーを除く）	八・八% 一五% 一三・八%
〇八・一二	乾燥果実（第〇八・一〇一号、第〇八・一〇二号、第〇八・一〇三号、第〇八・一〇四号又は第〇八・一〇五号に該当するものを除く）のうち プルーン	六・三%
〇九・〇四	こしより属のベッパ及びとうがらし属又はビメンタ属のビメン	七・五%
〇九・〇七	一 小売容器入りのもののうち こしより 二 その他のもの (一) 粉碎し又は混合したもの 丁子（果実、花及び花梗に限る） 一 小売容器入りのもの 二 その他のもの (一) 粉碎したもの 肉すく、肉すく花及びカルダモン類	四・一% 七・五% 四・一% 七・五% 四・一%
〇九・〇八	二 その他のもの (一) 小売容器入りのもの B 粉碎し又は混合したもの タイム、サフラン、月けい樹の葉及びその他の香辛料	七・五% 四・一%
〇九・一〇	三 その他のもの (一) 小売容器入りのもののうち しょうが以外のもの (二) その他のもの B 粉碎し又は混合したもの (b) その他のもの	七・五% 四・一%
一一・〇四	豆（第〇七・一〇五号に該当するものに限る）又は果実（第八類に該当するものに限る）の粉並びにサゴヤシの髓又は第〇七・一〇六号に該当する根若しくは塊茎の粉及びミール 一 豆の粉 二 果実の粉のうち バナナの粉のうち 飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る） 三 その他のもの カッサバのもの 飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る） 採油用に適する種又は果実の粉及びミール（脱脂してないものに限るものとし、マスタード粉を除く） 繁殖用の種、果実及び胞子 一 野菜の種 ラードステアリン、オレオステアリン及びタローステアリン並びにラード油、オレオ油及びタロ油で乳化、混合その他の調整をしてないもの ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（テノリンを含む） 二 その他のもの 植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない） 七 やし油	一七・五% 九・四% 九・四% 一〇% 一・九% 五・九% 二・二% 五・九% 九・四%（その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率） 七・四% 九・四%
一六・〇二	八 バーム油及びバーム核油のうち バーム油 一〇 ひまし油 肉又はくず肉その他の調製品 二 その他のもの (一) 単に水煮した後乾燥したもの 牛肉、豚肉又はこれらのくず肉を含有しないもの (二) その他のもの 牛肉、豚肉又はこれらのくず肉を含有しないもの	一〇% 一五・六%

一七・〇三	糖みつ 二 その他のもの (一) 糖分をしょ糖として計算した重量が全重量の六〇%以下のもの B その他のもののうち 飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)	一キログラムにつき六円七五銭
一八・〇四	砂糖菓子(ココアを含むものを除く。 一 チューインガム チョコレートその他ココアを含む調製食料品 一 チョコレート菓子 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(ココアを含むものにあっては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 二 その他のもの (一) その他のもののうち ケーキミックス(小売容器入りのもので、容器ともの一個の重量が五〇グラム以下のものに限る。) パイ、ビスケット、スポンジケーキ、クッキーその他これらに類するベーカリー製品(ココアを含むかどうかを問わない。) 一 砂糖を加えたもののうち ビスケット、クッキー及びクラッカー(あられ、せんべいその他の米菓を除く。) ビスケット、クッキー及びクラッカー(あられ、せんべいその他の米菓を除く。) 二 その他のもののうち ビスケット、クッキー及びクラッカー(あられ、せんべいその他の米菓を除く。) その他の調製した果実(砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含んでいるかどうかを問わない。) 一 砂糖を加えたものと及びアルコールを含むもの (一) パイナップルのうち	一キログラムにつき一〇円一三銭 一三三・八% 三三一・九%
一九・〇二	麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(ココアを含むものにあっては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 二 その他のもの (一) その他のもののうち ケーキミックス(小売容器入りのもので、容器ともの一個の重量が五〇グラム以下のものに限る。) パイ、ビスケット、スポンジケーキ、クッキーその他これらに類するベーカリー製品(ココアを含むかどうかを問わない。) 一 砂糖を加えたもののうち ビスケット、クッキー及びクラッカー(あられ、せんべいその他の米菓を除く。) ビスケット、クッキー及びクラッカー(あられ、せんべいその他の米菓を除く。) 二 その他のもののうち ビスケット、クッキー及びクラッカー(あられ、せんべいその他の米菓を除く。) その他の調製した果実(砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含んでいるかどうかを問わない。) 一 砂糖を加えたものと及びアルコールを含むもの (一) パイナップルのうち	二二・九% 三三・三% 三三一・九%
二〇・〇六	砂糖を加えたもの(缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) 果汁(ぶどう搾汁を含む。)及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含むものを除く。) 一 果汁 (一) その他のもののうち しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のもののうち ライムジュース 二 野菜ジュース (一) その他のもののうち 混合野菜ジュース(気密容器入りのものに限る。) 調製食料品(他の号に該当するものを除く。) 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもののうち ピーナツバター スイートコーンのもの (二) その他のもの A アルコールを含む飲料のもと おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの その他のもの B その他のもの (b) その他のもののうち ピーナツバター 植物性たんばく スイートコーンのもの チューインガム 石炭及びべん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	一八・七五% 及び一キログラムにつき二七円(その従価率併用の税率が三〇%の従価率より低いときは、当該従価率) 二〇・九% 一一・二% 三三・三% 二四・一% 一九・七% 二四・一% 二三・四% 二〇・〇% 一七・二% 一五・六%
二一・〇七	砂糖を加えたもの(缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) 果汁(ぶどう搾汁を含む。)及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含むものを除く。) 一 果汁 (一) その他のもののうち しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のもののうち ライムジュース 二 野菜ジュース (一) その他のもののうち 混合野菜ジュース(気密容器入りのものに限る。) 調製食料品(他の号に該当するものを除く。) 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもののうち ピーナツバター スイートコーンのもの (二) その他のもの A アルコールを含む飲料のもと おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの その他のもの B その他のもの (b) その他のもののうち ピーナツバター 植物性たんばく スイートコーンのもの チューインガム 石炭及びべん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	二二・九% 三三・三% 三三一・九%
二二・〇七	砂糖を加えたもの(缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) 果汁(ぶどう搾汁を含む。)及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含むものを除く。) 一 果汁 (一) その他のもののうち しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のもののうち ライムジュース 二 野菜ジュース (一) その他のもののうち 混合野菜ジュース(気密容器入りのものに限る。) 調製食料品(他の号に該当するものを除く。) 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもののうち ピーナツバター スイートコーンのもの (二) その他のもの A アルコールを含む飲料のもと おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの その他のもの B その他のもの (b) その他のもののうち ピーナツバター 植物性たんばく スイートコーンのもの チューインガム 石炭及びべん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	二二・九% 三三・三% 三三一・九%
二七・〇一	砂糖を加えたもの(缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) 果汁(ぶどう搾汁を含む。)及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含むものを除く。) 一 果汁 (一) その他のもののうち しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のもののうち ライムジュース 二 野菜ジュース (一) その他のもののうち 混合野菜ジュース(気密容器入りのものに限る。) 調製食料品(他の号に該当するものを除く。) 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもののうち ピーナツバター スイートコーンのもの (二) その他のもの A アルコールを含む飲料のもと おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの その他のもの B その他のもの (b) その他のもののうち ピーナツバター 植物性たんばく スイートコーンのもの チューインガム 石炭及びべん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	二二・九% 三三・三% 三三一・九%

二七・一〇	二 その他のもの 石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。） （一）揮発油 A 低重合度の混合アルキレンのうち トリプロピレン以外のもの （二）灯油 A 低重合度の混合アルキレン ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノ ンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノ ン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ 化誘導体及びニトロソ化誘導体 一 ケトン官能化合物 （イ）その他のものうち （イ）しょう脳（融点が温度一七五度以上のものに限り。） アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又はケトン官 能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官能のカルボン酸並 びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並 びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘 導体及びニトロソ化誘導体 一 アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体 （ロ）くえん酸 （ハ）くえん酸カルシウム （ニ）卵白 二 その他のもの ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあ るか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。）ゼラチン 誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシングラス 一 ゼラチン及びにかわのうち ゼラチン（写真用のもの。）に限る 第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品 四 その他のもの	七・四%
二九・一三	四・二%	
二九・一六	一二・六%	
三五・〇二	二六・三%	
三五・〇三	一三・一%	
三五・〇七	一三・八%	
三九・〇七	五・九%	

四一・〇九	（一）第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品 （二）その他のものうち 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る。）の製品以外のもの 革、コンボジションレザー又はバーチメント仕上げをした革のくず（革製品の製造に適するものを除く。）及び革の粉くら、ばん具、首輪、ひき革、ひき当て、靴その他の装具（材料を問わないものとし、動物用のものに限り。）のうち フェノール樹脂製のもの及び合成樹脂製のものを除くもの 機械用又はその他の工業用の革製品及びコンボジションレザー製品 品 二 その他のもの 毛皮（なめしてないものに限る。） 二 ミンク又はうさぎの毛皮のうち ミンクの毛皮 三 その他のもの りす又はむささび若しくはもんがの毛皮 その他のもの 木材（長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸ぎしたもので、更に加工してないものうち、厚さが五ミリメートルを超えるものに限る。） 三 松属、もみ属（カリホルニアレッドファー、グランドファー、ノールブルーファー及びバシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルスを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）のうち 松属、もみ属又はとうひ属のもの 木製のく（削り又は端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）及びたが材並びにチップウッド、引技材、チップ状又は小片状のバルブウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング並びに木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く。） 一 経木その他これに類する物品及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング並びに木製の棒のうち 木製の棒 合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他こ	一〇・一%
四二・〇一	七・四%	四・二%
四二・〇四	八・八%	五・九%
四三・〇一	一六・九%	七・四%
四四・〇五	四・一%	五・九%
四四・〇九	九%	
四四・一五	五・九%	

六四・〇三	履物（本底が革製のものに限る。）	一三・六%
六四・〇四	履物（本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限り、第六四・〇一号に該当するものを除く。）	六・八%
六四・〇五	履物の部分品（甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。）	六・四%
六四・〇二	履物（本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限り、第六四・〇一号に該当するものを除く。）	七・七%
四八・〇一	紙及び板紙（セルロースウッドディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	七・四%
四四・一九	木製の玉縁及び縁形（縁加工をした腰羽目板その他の板を含む。）	一一・九%
四四・二八	その他の木製品	一〇・一%
四四・一八	再生木材（かたなく、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物品で、板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）	一九・三%
四四・一七	改良木材（板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）	一〇%
四四・一六	厚さが六ミリメートル以上のもの	一九・三%
四四・一五	両表面の板が針葉樹材のもの以外のもののうち	一九・三%
四四・一四	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	一八・八%
四四・一三	その他のもののうち	一八・八%
四四・一二	これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む）及び象眼し又は寄せ木した木材のうち	一八・八%
四四・一一	合板	一八・八%
四四・一〇	二 その他のもの	一八・八%
四四・〇九	（一） 竹製の串以外のもの	七・四%
四四・〇八	紙及び板紙（セルロースウッドディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	七・四%
四四・〇七	（二） 包装用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）のうち	一一・八%
四四・〇六	クラフト紙及びクラフトライナー	一一・八%
四四・〇五	板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限り、）のうち	一一・八%
四四・〇四	白板紙、クラフトライナー及びクラフト板紙	七・七%
四四・〇三	履物（本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限り、第六四・〇一号に該当するものを除く。）	七・七%
四四・〇二	（一） 本底が革製のもの	七・七%
四四・〇一	キャンパスシューズ	七・七%
六四・〇六	二 その他のもの	五・四%
六四・〇五	（一） 革製のもの及び毛皮製のもの（一に掲げるものを除く。）	七・四%
六四・〇四	その他の帽子（裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。）	五・四%
六四・〇三	（二） 革製のもの及び毛皮製のもの（一に掲げるものを除く。）	七・四%
六四・〇二	その他のもの	五・四%
六四・〇一	（一） 外側が毛皮製のもの	五・四%
六四・〇〇	（二） 革製のもの及び毛皮製のもの（一に掲げるものを除く。）	五・四%
六三・〇七	（三） その他のもの	五・四%
六三・〇六	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム（オペラハット用のスプリングフレームを含む）、ひさし及びあこひも	五・四%
六三・〇五	第六六・〇一号又は第六六・〇二号に該当する物品の部分品、トリミング及び付属品	五・四%
六三・〇四	（一） 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	五・四%
六三・〇三	ガラス鏡（バックミラーを含むものとし、枠付きであるかどうかを問わない。）のうち	五・四%
六三・〇二	自動車用のもの以外のもの	五・四%
六三・〇一	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。）のうち	五・四%
六二・一九	電気照明器具（フィラメント電球用のものを除く。）	五・四%
六二・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限り、裏張りしてあるかどうかを問わない。）	五・四%
六二・一七	（一） 眼鏡（がんに具用したものを含むものとし、人体用のものを除く）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒	五・四%
六二・一六	（二） ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限り、裏張りしてあるかどうかを問わない。）	五・四%
六二・一五	（三） ガラス製の眼鏡（がんに具用したものを含むものとし、人体用のものを除く）並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品（貴金属又はこれらめつきた金属を用いたものを除く。）	五・四%
六二・一四	（四） 身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものを除く。）	五・四%
六二・一三	（五） 銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの	五・四%

七二・一三	その他のものうち 金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限り、時計用又は眼鏡用の鎖その他の身辺装飾用の鎖を除く。）以外のもの	一二・六％
七二・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限り、第七二・一二号に該当する物品を除く。）のうち 金を用いたもので金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないもの、銀製又は白金族の金属製のものと及び銀又は白金族の金属を用いたもの（ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプーン、ほうき及びブラシを除く。）以外のもの その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限り、）	一二・六％
七二・一五	二 その他のものうち 金を用いたもので金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないもの、銀製又は白金族の金属製のものと及び銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの 真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 その他のもの	一二・六％
七二・一六	身辺用細貨類及びその部分品 その他のもの 一 貴金属をめぐしたしたもの 二 その他のものうち 卑金属製のもの 時計用バンド その他のもの	一一・九％
七三・〇二	フェロアロイ 四 フェロニッケル ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず 二塊 （一）ニッケル（合金を除く。）のもの	八・八％ 八・三％ 九・三％
七五・〇一	電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。）	一キログラムにつき一〇六円八八銭 一キログラムにつき一二〇円六三銭
八三・〇九	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイセ	九八・〇三
八四・五二	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 二 その他のもの （一）その他のもの 電動式計算機のうち 三 則以上の計算機構を有するもの以外のもの 第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）のうち 電子式計算機械、電子式自動データ処理機械若しくはこれらを構成する機器又は金銭登録機（第八四・五二号の二の（一）に掲げるものに限り、）のもの 有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。）のうち 搬送通信機器 眼鏡の柄及び枠並びにこれらの部分品 一 貴金属、これを張り若しくはめぐした金属又はべつこうを用いたもの その他の吹奏楽器 その他の家具及びその部分品 三 その他のものうち 木製のもの及び卑金属製のもの以外のもの ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー（スナップファスナー及びプレススタッドを含む。）並びにこれらのブランド及び部分品 一 貴金属をめぐした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの （一）貝殻製のもの B その他のもの （二）その他のもの	一二・六％ 四・五％ 八・七％ 四・五％ 一六・三％ 五・三％ 五・七％ 一二・六％ 五・九％ 八・八％

これらの部分品及び附属品（第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。）

一 万年筆、ボールペン及びシャープペンシル

(一) 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

メカニカルライターその他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含む。）及びこれらの部分品（発火性合金及びしんを除く。）

二 その他のもののうち

携帯用ガスライター

その他のライター

喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品（粗く成形した木製ブロックを含む。）並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品

一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたものうち

金、これを張り若しくはめつきた金属、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの（金を用いたものにあつては、金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものを除く。）

一一・二％

七％
六・二％

一一・六％

九八・一〇

九八・二一

別表第二 第八・〇一号中「三五％」を「二五％」に、「四五％」を「四〇％」に改める。

別表第二 第一六・〇二号中「二〇％」を「一五・六％」に改める。

別表第二 第一〇・〇二号中

グリーンピース

グリーンピース

ライプオリブ（気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

別表第二 第一〇・〇七号中

(一) その他のもののうち
トマトジュース以外のもの

(二) その他のもののうち

混合野菜ジュース（気密容器入りのものを除く。）
その他のもの（トマトジュースを除く。）

別表第二 第二・〇七号中

おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの

詰」を「缶詰、瓶詰」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八條第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和五十七年四月十日印刷

昭和五十七年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C